

平成26年 第2回

# 身延町議会定例会会議録

平成26年6月10日 開会

平成26年6月13日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 6 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 0 日

平成26年第2回身延町議会定例会(1日目)

平成26年6月10日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度身延町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度身延町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第9 報告第6号 平成25年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第7号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 議案第51号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第53号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第54号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第55号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第56号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第57号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第18 議案第58号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第19 議案第59号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第  
1号)
- 日程第20 議案第60号 財産の処分について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ  
いて
- 日程第22 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を  
促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求  
める請願書
- 日程第23 請願第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する  
意見書提出を求める請願
- 日程第24 請願第3号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国  
に求める意見書に関する請願書

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤	勝	2番	赤池	朗
3番	田中	一泰	4番	広島	法明
5番	柿島	良行	6番	芦澤	健拓
7番	松浦	隆	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	野島	俊博	14番	河井	淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

13番	野島	俊博	1番	深澤	勝
2番	赤池	朗			

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子  
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。  
相互にあいさつを交わします。  
ご起立願います。  
相互に礼。  
（ あ い さ つ ）  
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。  
平成26年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。  
議員各位には身延町議会定例会へのご参集に心から敬意を表す次第でございます。  
町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
また昨年同様、身延町議会では地球温暖化防止および節電対策実施のため上着、ネクタイの着用は自由とします。執行部におかれましても同様としますので、ご了承を願います。  
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第116条の規定によって、  
13番 野島俊博君  
1番 深澤 勝君  
2番 赤池 朗君  
を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。  
本定例会の会期は、お手元に配布の会期日程のとおり本日から13日までの4日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
（異議なし。の声）  
異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日から13日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まずはじめに5月22日の町村議会自治功労者表彰式の席上で優良町村議会として身延町議会が表彰されました。議員各位の日ごろの議会活動に対するご尽力に深く感謝申し上げます。  
今後も優良議会の一員として議会活動および議員活動を活発に行い、住民福祉の向上に努めていただきたく存じます。  
本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり承認・報告関係7件、

条例関係1案件、補正予算8案件、財産の処分1件、人事案件1件の計18件です。また請願は3件、提出されております。

これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また3月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますのでご了承願います。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

議長より許可をいただきましたので、開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

本日ここに平成26年身延町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきました。誠にありがたく御礼を申し上げます。

私は2期目の就任から1年と7カ月が経過いたしました。依然として厳しい財政状況が続いておりますが、こんなときこそ職員の和が必要でございます。

まず私ども身延町の行財政に直接影響が生ずる地方交付税について申し上げます。

平成26年度の国の地方財政対策では、リーマンショック以来の地方税収減少への対策として地方交付税に上乘せされている別枠加算について、地方税収の増加が予想されることを理由に前年度の1兆円から0.6兆円へ削減をされたことなどにより、地方交付税総額は0.2兆円が削減をされ、16.9兆円となっております。

また地方交付税の不足分を補てんする臨時財政対策債も0.6兆円削減して5.6兆円とされたため、交付税と臨時財政対策債を合計した実質的な減額は0.8兆円となっております。

このように地方交付税が減額される中、本町におきましては合併の特例措置であります交付税の合併算定替えが今年度で終了し、27年度からは総額約10億円が段階的に減額されることとなっております。

目の前に迫った厳しい財政状況に対応するため、町税等の一般財源の積極的な確保策を講ずるとともに経費全般について徹底した節減合理化に努め、効率的で持続的な財政運営を行っていきたいと考えております。

次に平成25年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

平成25年度の一般会計および特別会計の決算処理が5月30日付けで行われ、全会計において黒字決算となり、平成25年度における会計事務が良好に完結したことをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては9月定例議会でご説明いたしますのでよろしく願いいたします。

次に富士山世界遺産認定書伝達式についてであります。

このことについて4月21日、外務省におきまして富士山世界遺産認定書伝達式が開催されました。認定証の原本は外務省で保管してあります。レプリカを両県および該当する市町村等がいただきました。町長室入り口横の展示ケースに飾りましたので、ご覧をいただきたいと思います。

次に丸滝宮の前団地宅地分譲事業についてでございます。

平成24年度から定住促進のための丸滝宮の前団地宅地分譲事業の造成工事を行ってまいりましたが、このほど完成し19区画、平均面積約100坪の分譲を開始いたしました。

申し込み受付は6月2日から9日まででしたが、申し込み状況につきましては3件の申し込みがございました。また数件の問い合わせがあり、検討をなされている状況だと理解しております。多くの方に購入をしていただき一日も早く定住していただきたいと願っているところであります。

次に身延町農業委員会委員の一般選挙についてであります。

7月19日、任期満了になります身延町農業委員会委員の一般選挙については去る5月20日、身延町選挙管理委員会が開催をされ、7月1日(火)告示、7月6日(日)選挙期日とすることが決定されました。

次に2月14日・15日の大雪による国道52号避難所開設に伴う感謝状受賞等についてであります。

ご案内のとおり2月14日から15日にかけて山梨県内は観測史上最大の大雪に見舞われ、国道52号が通行できないため帰宅困難者が発生しましたので、国道52号沿いの公民館を中心に16施設を避難所として開放していただき、延べ1千人を超える帰宅困難者に対し宿泊の設営やトイレの使用、地区の方々による炊き出しなどをしていただきました。

なお、避難所の開設は国道52号ではわが身延町だけでありました。この献身的な功勞に対して国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長より、各施設に感謝状の贈呈がなされました。

さらに町の間部の集落では除雪が間に合わず孤立集落が発生しました。孤立集落の解消に2月20日から22日までの間、長野県野沢温泉村役場より職員2名が除雪機を持参の上、応援に来ていただき、大変な実績を挙げていただきました。このことに対して5月23日、野沢温泉村に出向き感謝の意を表してまいりました。

次に身延地区公民館下山分館竣工についてであります。

身延地区の公民館下山分館建設事業は本年3月に完成をし、4月20日に地区関係者、町議会関係、後藤齊衆議院議員をお招きし竣工式を執り行いました。

総事業費は1億8,658万4,205円となり、建設にあたっては山梨県森林整備加速化・林業再生事業を導入し補助金4,504万円、市町村交付金3,603万2千円を建設費に充当することができました。

今後は地域の皆さまがこれまで以上に公民館に集い、さまざまな事業が活発に行われ、各種団体、グループ、サークル等の自発的活動の拠点として大いに活用され、生涯学習の輪が一層広がることを期待するものでございます。

次に身延町防災行政無線デジタル化事業についてであります。

平成25年度、平成26年度の継続事業として実施しております防災行政無線デジタル化事業ですが、平成25年度末の出来高は36%であります。

現在の状況ですが平成26年2月より中富中学校鉄塔工事、身延町役場局舎工事および身延山中継局鉄塔工事と順次着工する予定でしたが、2月の大雪の影響で中富中学校鉄塔工事、身延町役場局舎工事は3月からの工事着工を余儀なくされ、身延山中継局鉄塔工事は4月末まで搬入路である町道の倒木や落石の処理に時間がかかってしまい、5月21日に安全祈願祭を現地で行い、現在は鋭意進捗中であります。

この遅れをリカバリするために7月初旬から着手予定の屋外拡声子局工事を2カ月前倒しして5月初旬から着手し工期内完成を目指しているところであります。

なお、戸別受信機の取り付け工事は予定どおり8月から順次行っていく予定でございます。次に公共下水道の加入状況についてでございます。

公共下水道の各戸への接続につきましては平成26年5月30日現在、中富処理区が加入戸数997戸で加入率が65.5%、身延処理区は加入戸数が371戸で加入率45.7%、下部処理区は加入戸数49戸で加入率34.3%という状況でございます。

加入率の向上に向けてはこれまでも依頼文書、チラシ、広報への掲載、職員の個別訪問による加入促進等を実施してまいりました。今後も加入率アップに向けご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に平成26年第1回定例会以降の主な行事への参加等について申し上げます。

3月15日 土曜日、身延山大学第16回の卒業式。3月16日 日曜日、下部地区文化祭。3月17日の月曜日から19日の水曜日まで地区の最終区長会。3月20日の木曜日は小学校卒業式。3月22日 土曜日は富士川舟下り祭り。3月23日の日曜日が県下第19回中小企業組合まつり。3月24日の月曜日が峡南衛生組合定例議会。3月25日の火曜日が平成25年度中部横断自動車道沿線活性化構想推進協議会。3月26日の水曜日が峡南広域行政組合定例議会。3月28日の金曜日が飯富病院の定例議会。3月30日の日曜日が峡南医療センター開設式典。3月31日の月曜日が退職者辞令交付式。

4月1日の火曜日、役場・飯富病院・峡南衛生組合の辞令交付式。4月3日の木曜日が身延山高校・身延山大学の入学式。4月4日の金曜日が町内小学校の入学式。4月7日の月曜日が中学校の入学式。4月8日の火曜日が身延高校の入学式。4月16日の水曜日から4月18日の金曜日まで地区の初区長会。4月19日の土曜日が富士川ファンクラブ第23回の総会。4月20日の日曜日が身延町公民館下山分館の竣工式。4月21日の月曜日が富士山世界文化遺産認定書の伝達式。4月23日の水曜日が第8回身延山クリーン大作戦。4月24日の木曜日が本栖案内所の開所式。4月26日の土曜日は平成26年度の峡南地区保育士会の定例総会。4月27日の日曜日は峡南高校の学校教育振興会。4月30日の水曜日は、富士川改修促進期成同盟会。

5月に入りまして1日の木曜日は町村長会議。5月10日の土曜日は、平成26年度県民緑化まつり。5月17日の土曜日は下部温泉まつり(松葉杖供養祭)。5月19日の月曜日は、峡南広域行政組合臨時議会。5月21日の水曜日は平成26年度峡南地区の植樹祭。5月22日の木曜日は山梨県警察友の会総会。5月27日の火曜日は全国森林環境税創設促進連盟総会。5月28日の水曜日は、富士山環境美化清掃活動開始奉告祭。30日の金曜日は平成26年度県下戦没者慰霊祭。

6月2日の月曜日は切石観測所感謝状の贈呈式。6月4日の水曜日は全国過疎地域自立促進連盟理事会。6月5日、新々富士川橋建設促進期成同盟会総会。6月7日の土曜日と8日の日曜日はシーフェスタ2014イン鴨川に行ってまいりました。

以上、主なものについて報告させていただきました。

なお、この間、各種団体の総会への参加および各種委員の皆さまへの委嘱状交付等を行ってまいったところでもございます。

町では3月31日に定年退職者5名に中途退職者1名を加え6名の退職者、4月1日付け

4名の新採用者を迎え新年度がスタートいたしました。

町の行政は減員や異動があっても一時の停滞も許されませんし、私どもは自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さまがそれぞれ役割と責任を担っていくことが大切であると思います。

町民の皆さまが住みたくなるまちづくりに職員ともども取り組んでまいりますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で諸般の報告を終わります。

次に議案の上程です。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

以上の2議案は、条例の改正でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議長よりご指名をいただきましたので提案案件のうち条例の一部改正案件2件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず報告第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1 身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分しました。

平成26年3月31日

身延町長 望月仁司

1. 身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

理由

地方税法の一部を改正する法律、ならびに地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をしたものであります。

次に報告第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

#### 処分事項

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

身延町長 望月仁司

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

#### 理由

地方税法の一部を改正する法律、ならびに地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をしたものであります。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私が報告第1号の専決処分書についての理由の中で、一部改正する省令のところを政令と申し上げたそうでございます。省令が正しいわけでございますので省令と訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。お願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に詳細説明を求めます。

報告第1号および第2号の詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

それでは報告第1号 身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、身延町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては固定資産税の非課税の範囲の整理。居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損益の損益通算および繰越控除の改正。特定居住用財産の譲渡損益の損益通算および繰越控除の改正。阪神・淡路大震災にかかる雑損控除額等の特例の改正。肉用牛の売却による

事業所得にかかる町民税の課税の特例の改正。固定資産税の課税標準の特例の改正。耐震診断が行われた住宅等に関する固定資産税の減額の改正。耐震診断が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の改正。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例の改正。旧民法第34条の法人から移行した法人等にかかる地方税の特例の改正等が行われたものであります。

5ページをお開きください。

上から6行目、第57条および第59条につきましては子ども・子育て支援制度に関わる非課税措置の増設に伴い、改正が行われたものであります。

上から7行目、附則第6条につきましては居住用財産の買い替え、6条の2につきましては特定居住用財産の譲渡、ともに譲渡損益の損益通算について、また6条の3につきましては阪神・淡路大震災にかかる雑損控除額控除についての規定であります。それぞれ単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除とする改正であります。

上から10行目、附則第8条の1につきましては肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を30年度まで延長する改正であります。

上から11行目、附則第10条の2につきましては公害防止用設備にかかる固定資産税の課税標準の特例措置についての改正であります。

上から17行目、附則第10条の3につきましては耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の適用を受ける場合の申告義務を規定する改正であります。

下から3行目、附則第17条の2につきましては優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例について、適用期限を平成29年度まで延長する改正であります。

下から1行目、附則第21条の1につきましては外国公益法人等が平成25年11月31日までに廃止する事業年度分の法人町民税について、公益法人等とみなす措置を廃止する改正であります。

6ページをお開きください。

上から7行目、附則第21条の2項につきましては外国公益法人等について、平成25年11月30日までに廃止する事業年度分の事業に対して、公益法人とみなして非課税とする措置が講じられていたが、適用期限の到来をもって廃止する改正であります。

上から8行目、附則第21条の2につきましては項ずれによる規定の整備であります。

上から15行目、附則第21条の2につきましては昨年12月に議案第81号にて条例改正の一部を改正する条例として提案したのに対する項ずれによる規定の整備であります。施行日が平成28年1月1日のため、条文として明記されていないので税条例の一部を改正する条例の一部改正となります。

下から17行目、附則第1条では施行日を平成26年4月1日からとじていますが子ども・子育て支援制度に関わる改正については子ども・子育て支援法の施行日から施行することを明記しております。

下から13行目、第2条では町民税の経過措置について明記しております。

下から8行目、第3条では固定資産税の経過措置について明記しており、第2項から第5項では公害防止設備について課すべき固定資産税は、27年度から適用することを明記しております。

以上で報告第1号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして報告第2号 身延町国民健康保険税条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては課税限度額の見直し、低所得者にかかる軽減措置の拡充等が改正されたものであります。

13ページをお開きください。

上から4行目、第2条第3項につきましては国民健康保険税の後期高齢者支援金にかかる限度額を現行14万円から16万円に引き上げ、介護給付金課税額にかかる課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げる改正であります。

上から6行目、第18条第1項につきましては地方税法施行規則の項ずれに伴う規定の整備であります。

上から7行目、第23条および第23条の2号につきましては国民健康保険税の減額措置に関わる軽減判定所得の算定方法を改正するものであります。

以上で、報告第2号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明、ならびに担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度身延町一般会計補正予算（第6号））

日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第5号））

日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度身延町一般会計補正予算（第1号））

以上の3議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、専決処分の承認をお願いする案件3件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず報告第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成25年度身延町一般会計補正予算（第6号）であります。

専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成26年3月24日

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成25年度身延町一般会計補正予算(第6号)

理由

2月14日から15日にかけての大雪に伴う除雪費および地方交付税の交付決定により、身延町公共施設整備基金への積み立てを行うために補正予算の必要が生じたので、専決処分をしたものであります。

次に報告第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第5号)であります。

専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成26年3月24日

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第5号)

理由

丸滝宮の前宅地分譲事業の繰り越しを行うため、補正予算の必要が生じたので専決処分をしたものであります。

次に報告第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成26年度身延町一般会計補正予算(第1号)であります。

専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成26年4月24日

身延町長 望月仁司

## 処分事項

1. 平成26年度身延町一般会計補正予算(第1号)であります。

理由は臨時福祉給付金事業および子育て世帯臨時特例交付金事業に係るシステムを構築するため、補正予算の必要が生じたので専決処分をしたものであります。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご承認くださいようお願いを申し上げます。

### ○議長(河井淳君)

次に報告第3号から第5号までの詳細説明を求めます。

はじめに報告第3号および第5号の詳細説明を求めます。

財政課長。

### ○財政課長(笠井祥一君)

それでは報告第3号 専決処分書(平成25年度身延町一般会計補正予算(第6号))について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。「第2表 繰越明許費補正」であります。

2款1項総務管理費の土地開発事業特別会計繰出金1,258万7千円を繰り越すものであります。土地開発事業特別会計の丸滝宮の前宅地分譲事業が大雪により工事工程に大幅な遅れが出たため、一般会計からの繰出金も繰り越すものであります。

7ページをお開きください。

歳入であります。10款1項1目の地方交付税に1億4,991万6千円を計上いたしました。これは3月18日に特別地方交付税が交付決定されたことに伴い計上したものであります。

15款2項2目の民生費県補助金に保育所特別保育事業推進費補助金12万3千円を計上いたしました。これは補助金の増額決定による計上であります。

8ページをお開きください。

歳出であります。2款1項1目一般管理費の14節から3款2項1目児童福祉総務費の14節まで各施設の除雪にかかる経費の追加であります。

8目民間保育所費の19節に24万6千円を計上いたしました。これは民生費補助金の保育所特別保育事業推進費補助金が増額となったことに伴い、民間保育所事業費補助金を増額するものであります。

8款2項1目道路橋梁維持費の14節に3,290万円を計上いたしました。これは町内各町道の除雪にかかる経費の追加であります。

12款1項2目利子の23節に1,659万8千円を計上いたしました。これは償還金に不足を生じたため増額補正させていただいたものであります。

9ページをご覧ください。

13款1項4目公共施設整備基金費の25節に1億円を計上いたしました。特別地方交付税が決定になり、予算額以上交付されましたので公共施設整備基金に積み立て、今後の施設整備に活用していくためのものであります。

以上、報告第3号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして報告第5号 専決処分書(平成26年度身延町一般会計補正予算(第1号))について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。14款2項1目の民生費国庫補助金に臨時福祉給付金事務費交付金84万5千円と子育て世帯臨時特例給付金事務費交付金21万2千円を計上いたしました。これは臨時福祉給付金事業および子育て世帯臨時特例給付金事業のシステム構築経費が決定されたことにより、それぞれ交付金が増額となったものであります。

19款1項1目の繰越金に38万円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。7ページをご覧ください。

歳出であります。2款1項4目企画費の19節に38万円を計上いたしました。これは本町の姉妹都市であります千葉県鴨川市が6月に実施いたしますシーフェスタ in 鴨川の第6回鴨川フラフェスティバルに本町の身延フラサークルの皆さんが参加することとなり、姉妹都市交流事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付するため、計上いたしました。

3款1項7目臨時福祉給付金事業費と2項9目子育て世帯臨時特例給付金事業費にはシステム構築業務の経費が決定され、それぞれ増額になったことと契約方法が各町ごとに契約を締結することとなり、早急に業者と契約しシステムの構築を行うため計上いたしました。

以上、報告第5号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に報告第4号の詳細説明を求めます。

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

報告第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして、平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第5号）につきましての詳細説明をさせていただきます。

2ページをお開き願います。「第1表 繰越明許費」でございます。

2款の事業費、1項住宅地造成事業費、事業名丸滝宮の前宅地分譲事業、これにつきましては宅地分譲の造成工事につきまして、二度の大雪により除雪に時間を費やしてしまったために丸滝宮の前宅地分譲造成に伴う上下水道敷設工事におきまして、年度末での完成を見込むことができなくなってしまうことから1,258万7千円を繰り越しさせていただきます。

以上で報告第4号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明、ならびに担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第9 報告第6号 平成25年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第10 報告第7号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

以上の2議案は繰越計算書の報告案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので繰越明許費繰越計算書の2件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず報告第6号 平成25年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。  
地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告をするものであります。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

次に報告第7号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
であります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度身延町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告をするものでございます。

以下は省略をさせていただきます。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決ください  
ますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に詳細説明を求めます。

報告第6号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

報告第6号 平成25年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせて  
いただきます。

1ページをお開きください。

2款1項総務管理費の土地開発事業特別会計繰出金1,258万7千円を繰越いたしました。  
全額一般財源であります。

3款1項社会福祉費の障害者総合支援法平成26年度改正対応のためのシステム改修事業  
111万8千円を繰り越いたしました。うち50万円が国庫補助金で残り61万8千円が一  
般財源であります。

2項児童福祉費の子ども・子育て支援電子システム構築業務283万3千円を繰り越した  
しました。うち283万2千円が県補助金で残り1千円が一般財源であります。

次に6款1項農業費の3事業につきましては、県営事業の負担金で県が繰り越しをいたしま  
したので本町でも繰り越しをするものであります。

まず県営中山間地域総合整備事業負担金につきましては885万円を繰り越いたしました。  
うち840万円が合併特例事業債で残り45万円が一般財源であります。

県営ため池等整備事業負担金は1千万円を繰り越いたしました。うち900万円が公共事  
業等債で残り100万円が一般財源であります。

県営中山間農地防災事業負担金は1,326万円を繰り越いたしました。うち990万円  
が公共事業等債で残り336万円が一般財源であります。

2項林業費ですが林道三石山線改良事業942万円を繰り越いたしました。うち446万  
9千円が県補助金で残り495万1千円が一般財源であります。

次に8款2項道路橋梁費の道路橋梁維持事業492万8,950円を繰り越いたしました。  
これは町道宮の前1号線と町道八日市場市街3号線で全額一般財源であります。橋梁耐震補強

事業2, 978万円を繰り越しいたしました。うち1, 396万2千円が社会資本整備総合交付金1, 100万円が過疎対策事業債で残り481万8千円が一般財源であります。

橋梁修繕事業795万5, 500円を繰り越しいたしました。うち328万8, 350円が社会資本整備総合交付金、420万円が過疎対策事業債で残り46万7, 150円が一般財源であります。

10款5項文化振興費の門西家住宅防災施設整備事業144万6千円を繰り越しいたしました。全額一般財源であります。

2ページをお開きください。

11款2項土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業1, 572万4千円を繰り越しいたしました。うち865万710円が国庫補助金、420万円が公共土木施設災害復旧事業債で残り287万3, 290円が一般財源であります。

翌年度繰越額総額は1億1, 790万2, 450円で未収入特定財源の内訳は国県支出金3, 370万2, 060円、地方債4, 670万円であります。

以上、報告第6号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に報告第7号の詳細説明を求めます。

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

報告第7号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして詳細を説明させていただきます。

1ページをお開き願います。

2款1項住宅地造成事業費の丸滝宮の前宅地分譲事業でございます。これにつきましては丸滝宮の前宅地分譲造成工事に伴う上下水道の敷設工事につきまして1, 258万7千円を繰り越しいたしました。財源内訳につきましては全額一般会計からの繰入金でございます。

以上で報告第7号につきまして詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の報告、ならびに担当課長の詳細説明が終わりました。

#### 日程第11 議案第51号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する件について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由につきましては、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第51号の詳細説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議案第51号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

本条例の改正は、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴うものであります。

3ページをお開きください。

改正の内容はひとり親家庭に該当する児童。2.配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV保護法の規定による保護の命令を受けた児童が追加されたこととあります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明、ならびに担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第12 議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第53号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第54号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第55号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第56号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第57号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第58号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第59号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

以上の8議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、平成26年度補正予算案件8件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第2号）についてであります。平成26年度身延町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,846万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ92億7,620万1千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は「第2表 債務負担行為」による。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第53号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成26年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,377万2千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第54号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成26年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,158万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第55号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成26年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,719万1千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第56号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成26年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,969万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第57号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成26年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,633万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第58号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成26年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,297万4千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

最後に議案第59号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成26年度身延町の土地開発事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億79万2千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(河井淳君)

次に議案第52号から第59号までの詳細説明を求めます。

なお、お手元に配布してあります詳細説明省略議案により議案第53号から議案第57号についての詳細説明は省略します。

まず議案第52号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為ですが、事項は雪害復旧資金対策費補助金（利子補給）であります。期間は平成26年度から償還期間満了まで限度額は240万円であります。これは2月の記録的な大雪により農業施設に被害を受けた農業者が施設再建のため金融機関から借り入れた資金の利子分を補給するもので県と町で2分の1ずつ負担するものであります。県の補助金も債務負担行為を行うため今回、議決をお願いするものであります。

8ページをお開きください。

歳入ですが15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金に93万4千円を計上いたしました。介助用自動車購入等助成事業補助金が19万1千円と重度心身障害者医療費助成事業のシステム改修に対する補助金74万3千円であります。

2節老人福祉費補助金に300万円を計上いたしました。これは介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金の単価に改正があったための増額であります。

4目農林水産業費県補助金に6,907万6千円を計上いたしました。農地中間管理事業業務委託費補助金10万円は遊休農地の貸借促進事務に対する補助であります。被災施設等応急対策事業費補助金541万5千円は大雪で被害を受けました農業施設の撤去費に対する補助であります。農業施設復旧支援対策事業費補助金6,348万1千円は大雪で被害を受けました農業施設を修繕し、再建するための補助であります。雪害復旧資金対策費補助金8万円は債務負担行為でご説明いたしました利子補給分の補助金であります。

5目商工費県補助金を79万4千円減額いたしました。これは緊急雇用創出事業の補助対象経費が減額となったためであります。

3項3目教育費県委託金に20万円を計上いたしました。これは授業改善プラン実践事業推進校に身延小学校が指定されたことによるものです。

18款1項1目財政調整基金繰入金を5千万円減額させていただきました。

2項1目土地開発事業特別会計繰入金に1億5万1千円を計上いたしました。土地開発事業特別会計からの繰入金であります。

19款1項1目繰越金に803万7千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

9ページをご覧ください。

20款4項1目雑入の15節雑入に1,426万円を計上いたしました。内訳は2月の大雪による公有建物の災害共済金が726万7千円。県営事業にかかる施設移転等補償料が599万3千円。長寿社会づくり事業費交付金が100万円あります。

16節コミュニティ助成事業助成金に370万円計上いたしました。これは西嶋区と上大島区に対する助成金であります。

次に歳出ですが、10ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、4月1日の定期人事異動に伴う給与費の補正を各科目でさせていただきます。人件費の内容につきましては、特別なところがない限りは説明を省かせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の11節に32万4千円を計上いたしました。これは県道遅沢静川線の旧中山橋撤去工事に伴います光ケーブルの移設修繕であります。全額、県からの補償料であります。

2目文書広報費の11節に15万円を計上いたしました。これは合併10年の歩み発刊に伴います予算の不足分を増額するものであります。

19節に151万6千円を計上いたしました。これは波木井2区、波木井3区、帯金区、八木沢区の有線放送施設整備にかかる経費の2分の1を補助するものであります。

4目企画費の11節に214万円を計上いたしました。これは田舎暮らし体験施設3館の大雪による被害と清子館のシロアリ被害を修繕するものであります。

11ページをご覧ください。

19節に470万円を計上いたしました。コミュニティ助成事業補助金370万円は財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献事業として助成金を交付するもので西嶋区が240万円、上大島区が130万円であります。どちらも長ばんてん、太鼓などの神楽備品の整備事業であります。第2回身延山・七面山トレイルランニングレース事業補助金100万円は地域社会振興財団が長寿社会づくりに対し交付するものであります。

28節に15万4千円を計上いたしました。土地開発事業特別会計への繰り出しであります。

12ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の28節を78万4千円減額いたしました。これは人事異動に伴う人件費の減額によるものであります。

13ページをご覧ください。

3目高齢者福祉費の19節に300万円を計上いたしました。これは身延山福祉会が特別養護老人ホームのサテライト型施設を建設することに対する補助金の単価に改正があったため増額するものであります。

28節繰出金を24万4千円減額いたしました。これは人事異動に伴う人件費の減額によるものであります。

4目老人医療費の28節を289万6千円減額いたしました。これは人事異動に伴います人件費の減額によるものであります。

5目障害福祉費の13節に68万7千円を計上いたしました。これは重度心身障害者医療費助成事業が窓口無料化から自動還付方式に移行するためのシステム改修業務の委託料であります。全額県補助金であります。

19節に38万3千円計上いたしました。これは車イス用スロープ付きの介助用自動車購入に対する補助金であります。県と町が2分の1ずつ補助するものであります。

2項1目児童福祉総務費の11節に38万1千円を計上いたしました。これは子ども・子育て会議の委員10名分の報酬であります。

14ページをお開きください。

3目常葉保育所費の11節に16万7千円を計上いたしました。これは大雪による施設被害の修繕費であります。

6目原保育所費の11節に40万9千円を計上いたしました。大雪による施設被害の修繕費であります。

15ページをご覧ください。

4款1項6目保健センター費の11節に46万5千円計上いたしました。これはセンター内の非常灯の修繕費であります。

3項1目簡易水道運営費の13節に766万8千円を計上いたしました。これは大城簡易水道給水区を門野と湯平まで拡張することとなり、変更認可を受けるための設計業務委託であります。

28節繰出金214万円ですが人事異動に伴います人件費の増額によるものであります。

5款1項1目労働諸費の13節委託料の79万4千円、財源組替は緊急雇用創出事業の補助対象経費が減額となったためのものであります。

6款1項3目農業振興費の19節に8,900万3千円を計上いたしました。これは大雪で被害を受けました農業施設の撤去、修繕および再建等に対する補助であります。

被災施設等応急対策事業費補助金722万2千円は農業施設の撤去に対する補助で補助率は国が50%、県と町が25%であります。農業施設復旧支援対策事業費補助金8,162万1千円は農業施設を修繕し再建するための補助で補助率は国が50%、県と町が20%で個人負担が10%であります。

16ページをお開きください。

雪害復旧資金対策費補助金16万円は「第2表 債務負担行為」で説明いたしましたとおり農業施設に被害を受けた農業者が施設再建のため、金融機関から借り入れた資金の利子分を補助するもので県と町で2分の1ずつ負担するものであります。

4目農業土木費の11節に700万円を計上いたしました。これは中山間整備事業で設置いたしました鳥獣害防止施設が大雪で被害を受けた箇所を修繕するものであります。

5目山村振興費の11節に133万5千円を計上いたしました。これはゆばの里の厨房および食堂系統の空調機器修繕であります。

2項3目林業土木費の13節に100万円を計上いたしました。これは林道樋之上線と林道富士見山線の崩落に伴います測量業務委託であります。

14節に150万円を計上いたしました。これは林道三石山線崩落に伴います重機借上料であります。

15節に1,100万円を計上いたしました。これは林道富士見山線荻地区以北で発生しました大規模な崩落による土砂の除去工事であります。

17ページをご覧ください。

8款1項1目土木総務費の12節に90万円を計上いたしました。これは中部横断道工事用道路として町道田原宮木線を使用するにあたり、用地内に登記簿所有者の存在が不明の土地があるため精算人の申し立てを行うためのものであります。

13節に50万円を計上いたしました。これは精算人の申し立てを行うために精算人選任申請業務を委託するものであります。

6項1目下水道総務費の28節に100万9千円を計上いたしました。これは人事異動に伴います人件費の増額によるものであります。

18ページをお開きください。

10款2項1目学校管理費の11節に116万円を計上いたしました。これは原小学校校内電話の不具合による修繕とネットフェンスの修繕であります。

15目身延小学校教育振興費、11節に20万1千円を計上いたしました。これは身延小学

校が授業改善プラン実践事業推進校に指定されたことによる増額であります。

19ページをご覧ください。

4項1目社会教育総務費の28節に88万9千円を計上いたしました。これは大雪被害によります青少年自然の里の施設修繕等に伴います増額であります。

2目公民館費の11節に112万5千円を計上いたしました。これは大雪被害によります下部地区公民館の雨どい修繕、中富地区公民館原分館の網戸および誘導灯の修繕であります。

19節に20万7千円を計上いたしました。これは波高島集落公民館雨どい改修と下部第5町会集落公民館屋根塗装改修に対する3分の1の補助金であります。

5目中富総合会館管理費の11節に49万2千円を計上いたしました。これは消防立ち入り検査指摘事項に基づきますホール内誘導灯、屋内消火栓設備等の修繕であります。

5項1目文化財保護費の11節に158万8千円を計上いたしました。これは大雪被害によります歴史民俗資料館瓦および樋修繕、木喰の里微笑館瓦修繕等であります。

20ページをお開きください。

4目総合文化会館管理費の11節に96万5千円を計上いたしました。これは大雪被害によります避雷針設備修繕等であります。

6目和紙の里運営費の11節に229万円を計上いたしました。これは大雪被害によります和紙の里現代工芸美術館等の瓦および樋修繕であります。

21ページをご覧ください。

6項5目体育施設費の15節に248万4千円を計上いたしました。これは県営下山地区水路改良工事に伴います下山グラウンド防球ネットの改修工事であります。全額県からの保守料であります。

以上、議案第52号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第58号の詳細説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは議案第58号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては2月の大雪による施設の復旧費が主なものでございます。

6ページをお開きください。

歳入、4款1項1目の一般会計繰入金、1節一般会計繰入金88万9千円につきましては歳出の財源に充当するための一般会計からの繰入金であります。

次に歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目の一般管理費、3節職員手当等12万6千円は退職手当組合納付金であります。

2款1項1目の体験施設運営費、11節需用費17万5千円につきましては大雪により厨房事務室の屋根および樋が破損したための修繕費であります。

同じく18節備品購入費58万8千円につきましては、大雪により損壊したプレハブ倉庫2棟を購入するためのものであります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第59号の詳細説明を求めます。

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第59号 身延町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金は15万4千円を増額させてもらうものでございます。これにつきましては歳出の住宅地造成事業費の防犯灯の電気料でありまして当初予算におきまして要求しておりましたが、1カ月分しか計上されていなかったということが判明いたしまして、今回残り分の要求をさせていただいたということでございます。

2款1項1目不動産売払収入、1節財産収入は32万5千円の減額でございます。宅地分譲の用地分につきましては、最終的に確定測量を実施いたしました。よって2,012.34坪から2,005.41坪と6.93坪減少してしまいました。この減少した分を減額させていただいたということでございます。

7ページをお開き願います。歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目一般管理費、28節繰出金は32万5千円の減額でございます。これは歳入でも説明させていただきましたが19区画分の確定測量の結果に基づいての減額でございます。

2款1項1目住宅地造成事業費、11節需用費は15万4千円を増額するものでございます。これは歳入でも説明をさせていただきましたが宅地分譲地内の防犯灯の電気料の不足分でございます。

以上で土地開発事業特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明、ならびに担当課長の詳細説明が終わりました。

#### 日程第20 議案第60号 財産の処分について

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、財産の処分について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第60号 財産の処分についてであります。

別紙のとおり土地を処分するものとする。

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

本議案は身延町の総合計画の第3定住・新定住の促進に基づき、本町の定住人口を確保するため丸滝宮の前団地（19区画）を売却処分するにあたり、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第60号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第60号 財産の処分について詳細説明をさせていただきます。

別紙をお開きください。

これは身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるもので予定価格700万円以上の不動産、土地については1件5千平方メートル以上のものが対象となります。丸滝宮の前団地は19区画を1坪当たり4万8千円で売却処分するもので面積合計が6,629.75平方メートル、価格合計が9,625万1千円であります。

以上、議案第60号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明、ならびに担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋551番地

氏 名 伊藤宗範

生年月日 昭和25年7月3日

平成26年6月10日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成26年9月30日に笠井義彦委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

なお、諮問第1号につきましては候補者を10月1日付けの法務大臣委嘱に向け7月中旬には法務局に推薦する必要があるでございます。

したがいまして、本定例会に提案をさせていただきました。よろしくご審議の上ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。  
なお、本案については詳細説明を省略します。

日程第2 2 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める請願書についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

伊藤文雄君。

○1 2 番議員（伊藤文雄君）

請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める請願書

請願者 甲府市の生活協同組合パルシステム山梨、理事長白川恵子さんほか3名の方から提出がなされました。

紹介議員 伊藤文雄

容器包装リサイクル法は事業者、消費者、自治体の3者がそれぞれの責任を果たすことにより循環型社会の構築を目指すこととして平成7年に制定をされました。しかしそれぞれの役割において自治体が費用負担の最も大きい収集・分別等の経費を負担しており、これが自治体財政に大きな負担となっております。昨年には全国市長会また全国町村会などからも拡大生産者責任の原則に基づき事業者責任の強化、明確化を図るよう国に対して要望が出されております。

請願の趣旨につきましては容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集、選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。また容器包装の発生抑制や再利用の環境教育を充実し、復旧するためのさまざまな環境を整備することとなっております。

趣旨をご理解いただいた上、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

日程第2 3 請願第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

芦澤健拓君。

○6 番議員（芦澤健拓君）

請願第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に対する意見書提出を求める請願です。

請願者の住所氏名は山梨県甲府市相生2 - 4 - 2、安保破棄山梨県実行委員会事務局長 菅沢三郎氏です。

紹介議員を代表して私のほうからご説明を申し上げます。

請願の趣旨は政府に憲法解釈の変更による集団的自衛権行使を容認しないよう求めるというもので、次のページにございますように請願の趣旨が書かれておりますのでこれを朗読させていただきます。

これは非常に私、重要な請願であると思いますので皆さまによくご理解をいただくように読み上げますのでご理解ください。

安倍内閣は日本を海外で戦争できる国にするために集団的自衛権行使の容認へと動きを強めています。集団的自衛権を行使するとは、日本に対する武力攻撃がなくても他国のために武力を使うということです。その行使を容認するとは、海外での武力行使をしてはならないという憲法上の歯止めを外すということです。安倍内閣は憲法解釈を変えることで、この歯止めを外そうとしてきています。

かつて日本は2001年のアフガン報復戦争、2003年のイラク侵略戦争に自衛隊を派遣しましたが、どちらも海外での武力行使をしてはならないとの憲法上の歯止めがあったため、自衛隊はいわゆる戦闘地域には行きませんでした。今この憲法上の歯止めが外されたら自衛隊はアフガン戦争のようなケースでは戦闘地域まで行き、米軍とともに戦闘活動が可能となり、イラク戦争の多国籍軍のようなケースでもこれに参加し、戦闘活動をやることになることは明らかです。この道に踏み込めば日本の自衛隊が他国の人を殺し、自衛隊員から死者が出ることも避けられません。

したがって、私たちは日本を殺し殺される国にするための集団的自衛権行使容認を絶対に認めることはできません。

まして政府の勝手な憲法解釈の変更で集団的自衛権行使容認を進めるなどは立憲主義のあからさまな否定であり許されるべきものではありません。最近の世論調査でも集団的自衛権行使を認めるべきでないとの声が急増しています。朝日新聞7月22日発表の世論調査では解釈改憲による集団的自衛権容認については賛成27%に対して反対56%となっています。

こうした世論を反映して、安倍政権のやり方に歴代保守政権を支えてきた自民党幹部、改憲派の憲法学者、歴代の法制局長官などが反対の態度を示しているのは主権者である国民が憲法によって国家権力を縛る立憲主義を壊してはならないからであり、時の権力が勝手な解釈で憲法を変えたら憲法が憲法でなくなるからです。

安倍内閣がこれまでの政府の憲法解釈を変更して、集団的自衛権を容認する動きをやめるように求めるものです。

以上の趣旨に立って、次のことを求めます。

請願事項

政府に憲法解釈の変更による集団的自衛権行使を容認しないよう求める意見書を提出してください。

今、非常に重要な時期だと思います。特に私たち一国民がよく考えなければならない問題であり、これは党派を超えて、あるいはイデオロギーを超えて皆さん一人ひとりが考えていただきたい、そういう思いで請願の紹介議員になりました。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

日程第24 請願第3号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

請願第3号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書

請願者

住所 山梨県甲府市丸の内2 - 9 - 28

氏名 山梨県社会保障推進協議会 会長 上所洋

紹介議員は芦澤健拓議員と私、渡辺文子です。

要支援者のホームヘルプサービスやデイサービスが介護保険の給付から切り離され市町村事業に移行されたり、特別養護老人ホームへの入居は要介護3以上でないと入れないなど、このままこの法案が来年4月の実施を迎えれば、現在よりもさらに多くの高齢者が必要な介護を受けられなくなる深刻な事態が予想されます。「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める請願です。よろしくご審議ください。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

請願第1号から請願第3号については、お手元に配布のとおり各常任委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって請願第1号から請願第3号については、各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日予定されていた日程は終了しました。

なお、各常任委員会は休憩後に開会します。よろしくお願いたします。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時15分

平成 2 6 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 2 日

平成26年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成26年6月12日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子  
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。  
相互にあいさつを交わします。  
ご起立願います。  
相互に礼。  
（ あ い さ つ ）  
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。  
それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。  
本日は日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告。

一般質問に先立ちまして、諸般の報告をします。  
本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

日程第2 一般質問。

質問の通告書は6名であります。  
これから通告順に一般質問を行います。  
それでは通告の1番、野島俊博君の一般質問を行います。  
野島俊博君の質問を許します。  
登壇してください。  
野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

早速でございますけども2013年7月13日、某新聞地方版「教育振興計画 半数の市区町村が策定せず」の見出しでありました。2006年に成立いたしました改正教育基本法で自治体に策定の努力義務が課せられた地方版の教育振興計画基本法を都道府県と政令都市を除く1,720の市区町村のうち半数近くが2012年までに策定していなかったことが文科省の調査で分かったとしております。

文科省は、教育施策はすぐに効果が出るわけではなく計画性や継続性が必要としており、数年先までのビジョンを住民に示してほしいとしております。

文科省によりますと2012年3月時点で策定していない市区町村、政令市を除きますが全体の47.8%、13%は今後計画するとしており、33.8%は未定または検討中。2013年7月現在では策定済みが1,029市町村であって59.1%。今後、基本計画を策定予定が237の13.6%、未定が474で27.2%となっていました。山梨県を含む都道府県と政令市はほとんどが策定済みでございました。

さて本町は今後計画とするとしたのか。また未定または検討中としたのか。いずれにいたし

ましても教育基本計画は教育政策の中長期的な推進計画で、国は2013年6月に第2期計画を閣議決定しており、地方自治体には国の計画を参考に地域の実情に応じた計画の策定に努める義務があるとしております。

教育振興基本計画、これは平成20年7月1日閣議決定の中で教育振興基本計画のQ&Aを見てみました。教育振興基本計画の実施により学校はどう変わるんでしょうかに対しまして答えとして一人ひとりの子どもに教員が十分に向き合うことのできる環境のもとで確かな学力や規範意識、すこやかな体を育成するなど質の高い教育を行い信頼される学校になりますとしております。そのために新学習指導要領を着実に実施するとともに教職員配置の適正化や外部人材の積極的な活用を図り知識・技能や思考力、判断力、表現力、学習意欲等を身につける教育を推進します。またすべての学校において耐震化された安全な校舎になるよう支援していくとしております。

またもう1つ、質問でございますけれども教育振興基本計画の指針としてどのような家庭や地域社会のあり方を目指すのでしょうかの問いに対しましては、学校だけでなく家庭や地域を含めた全体の教育の向上に取り組む社会の実現を目指します。そのため家庭教育支援のための専門家チームの派遣や地域の教育を生かした放課後子どもプラン、学校支援地域本部などのさまざまな取り組みを通じて、それぞれの教育力を高めることはもちろん、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進していくとしております。

では今後、地方公共団体でどのように教育行政を進めていくようになるんでしょうかの質問に対しましては教育基本法第17条2項では今後、各地方公共団体は政府の計画を参考にし、地方の実情に応じながら各自の判断により、同法の定める教育に関わる基本的な計画を策定するよう努めなければならないとされております。

今後、地方公共団体において各自の教育に関わる基本的な計画を策定し、地域の実情に合った教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことが期待されるとしております。

ここで質問をいたしますけれども、質問1、地域の実情に応じた教育振興基本計画策定が努力目標になっていますが、どのように考えているのか回答を求めます。お願いします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

地域の状況に応じた教育振興基本計画が努力目標になっているが、どのように考えているかというご質問にお答えしたいと思います。

平成18年の12月に第1次安倍内閣によって60年ぶりに教育基本法が改正されました。その改正法の第17条の第1項で国による策定を謳っております。つまり教育振興基本計画です。同条第2項で地方公共団体もつくりなさいという努力義務を課しました。努力義務規定なのでこれを順守し策定し、その効果が発揮されるか否かは地方公共団体の取り組みの方法、あるいは達成度の設定によって左右されると思います。本文にその地域の実情に応じて該当地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本計画とありますように、本町においても他の地方とは違う実情、あるいは実態、課題があると思いますので策定することが望ましいと考えております。

またこの教育振興基本計画は本町の教育における基本的かつ総合的な計画となりますので、学校や生涯学習、スポーツ、文化、芸術のみならず町の総合計画や、あるいは子育て支援、健

康増進等のために作成された計画との整合性が必要と思います。またPTAや公民館、体育協会、文化協会などの各種団体や地域と連携し本町の教育理念を高く掲げる、そういうものでありたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

どのように考えているかということは、なぜつくらないのかという、はっきり言えばそういうことなんですけども、ちょっと今の回答ですとあんまり、よくぴんこないんですけども、先の質問においてなぜ教育振興基本計画を策定するのかについて今ご答弁をいただきまして明らかになりつつあるわけでございますけども、ここでこの、私はものづくりのところでしたんですけども、その品質保証部によく使われるんですけども、なぜなぜシートという方法で展開してみますとこの教育振興基本計画の指針により就学前教育や学校教育はどのように変わっているのか。これはやった場合ですね。そういうものを考えていきますと園児、児童だけでなく家庭や地域の支援を得ながら地域に開かれた保育園・学校づくりを目指し夢と希望を持った世界に羽ばたく子どもを育てることにつながるのではないかと、そういうふうにも考えます。

では家庭はどう変わるのかということを考えますと今、言ったように教育基本法新法第10条で保護者が子どもの教育について第一義的な責任を有すること。国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことが規定されました。子どもたちのすこやかな成長に家庭の役割が大きく関わっていることを示しておりますけども、このことを踏まえて次世代育成の要である家庭の教育力の向上に努めるようになっていくのではないかと、今よりですよ。なっていくのではないかとそういうふうを考えます。

ここで言う家庭の教育力とは、子どもたちの健全な成長にとって大切な基本的生活習慣の態度、規範意識等の醸成を家庭で培う力であると思いますけども、では教育振興基本計画の実施によりまして地域社会はどのように変わるのか。これを考えてみますと町民一人ひとりが自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習し、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会を築くことにつながるのではないかと。

それでは教育振興基本計画の実施を通してどのような町のあり方を目指すのか、このへんのところが大変大事なことではないかと思うんですけども、家庭や地域の支援を得ながら町全体で子育てに取り組む環境を整え、あるいはつくり、この町に住んでよかったと言えるような子育てしやすい町を目指すことになるのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

これは通告にありませんので、今の考えを言っていますので回答は求めません。いかがでしょうかという一応、聞き入れていただいて検討していただきたい、そういうことでございます。

それでは次に移ります。

県の教育委員会ではふるさとを愛し、世界に通ずる人づくりの基本理念のもと平成21年に山梨の教育振興プランを策定し個性を生かし生きる力を育む山梨人づくりと豊かで潤いがあり明るく活力に満ちた山梨社会づくりの2つの基本目標として教育文化・スポーツの充実発展のため、さまざまな取り組みを推進してまいりましたとしております。

一方この間、教育を取り巻く環境は急激な少子高齢化の進展や社会のグローバル化、さらには東日本大震災の発生などにより大きく変化してきているとも言っております。これらの課題を踏まえた上で山梨の教育振興プランを土台として国の第2期教育振興基本計画を参酌するとともに、第2期チャレンジ山梨行動計画を踏まえた本県教育振興の基本となるべき計画を新たに策定することとしたとっております。そして平成24年8月10日には、身延町総合文化会館において山梨県一日教育委員会(教育懇談会)と題して24年度の主要施策の概要と称し、その中で山梨の教育振興プランの概要が説明をされていると思います。

そこで質問をいたしますけれども、質問2、平成21年度から25年度の期間、山梨の教育振興プラン、ふるさとを愛し、世界に通じる人づくりから平成26年度から30年度の期間、山梨の教育振興プラン、未来を拓く山梨人づくりと題し、新山梨の教育振興プランが作成されておりますけれども、本町において県と一体となった施策の推進をどのように理解し進めていくのか回答を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長(河井淳君)

教育長。

○教育長(鈴木高吉君)

県においては、基本理念を「未来を拓く山梨人づくり」とし、基本目標をたくましい、あるいはしなやかな心などの、これを達成するための10の基本方針を掲げております。この中で学校教育、あるいは生涯学習における多方面からの視点で施策の方向と内容が示されております。身延町では、総合計画の後期基本計画に基づき諸般にわたる施策を展開し、教育委員会は各年度の重点を身延町教育委員会教育方針で示しておるところでございます。

教育の目標は当然ながら国や県、町も同じ方向で推進をされなければ大きな成果は望めないわけでありまして、したがって、本町の教育方針には国や県の考えをもとにその時点で取り組むべき重要課題や施策を謳っております。また一方、わが身延町の抱える独自の課題もありますので、この点は県とも調整を図った上で連携をしていかなければなりません。

今、議員のお話にもありましたように過日、6月5日でしたけれども県が招集をしまして平成26年度山梨県市町村教育委員会教育長会議が開催されました。私もそれに行っていました。この中でも教育振興プランの実現に向けた県の説明がございました。今後においても大所高所から教育の課題と目指すべき方向を捉えて、そして地についた施策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(河井淳君)

野島君。

○13番議員(野島俊博君)

考えているということは、これからやるということで捉えてよろしいですか。

○議長(河井淳君)

教育長。

○教育長(鈴木高吉君)

議員のご質問の主題でございました教育振興基本計画、この策定についての考えに触れたいと思います。

近隣の町をまず調べてまいりました。富士川町あるいは南部町はもうすでに策定をしており

ます。市川三郷町、早川町はまだ策定をしておらない現状がございます。本町では諸般を参酌し、次年度、平成27年度以降に各種計画に通底するような基本計画を策定したいと考えております。

その理由としては次の点が挙げられると思います。

まずこの計画は広く教育全般に関わりのあること。例えば学校教育や社会教育に関する各種方針および計画はもちろん総合計画や子育て、あるいは健康増進という各種計画などとの整合性が必要となります。

次に教育委員会は、先ほど言いましたように年度末に翌年度の教育方針を策定し周知をしています。また学校教育においては後期統合計画のように具体的な計画が進行しております。社会教育においてはスポーツ推進計画がただいま検討されております。

これらの整合を取る必要があるばかりではなく、ご承知のように教育委員会制度を見直す地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が5月20日に衆議院本会議で可決をされ、今国会で成立する見通しとなっております。この改正案では地方公共団体の教育方針を示す大綱については首長主催の総合教育会議で協議をされることとなります。さらに各地方公共団体が作成した当該計画を見ますと、5カ年計画が多いわけですが富士川町のように10年と実に長期にわたる計画期間の設定も散見をされている状況であります。

いずれも内容は教育の骨子あるいは理念に関する項目が多いので、PTAあるいは学校、社会教育、あるいは学識経験者からなる策定委員会で慎重に本町の計画を策定していくことがよろしいかと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

ここまで答弁をいただきまして、これで県と一体となった施策の推進をどのように理解し進めていくのかというところの回答をいただきました。

それでは次に移ります。

山梨県では教育の一層の振興を図るため、新山梨の教育振興プランを策定しましたが今回のこの計画は急激な少子高齢化の進展や社会のグローバル化といった教育を取り巻くさまざまな課題を踏まえ、国の第2期教育振興計画を参酌するとともに第2期チャレンジ山梨行動計画を踏まえた山梨県教育振興の基本となるべく計画となっていると思います。

先ほど答弁にもありましたけども、2つの基本目標を実現するために10の基本方針、そして58の具体的な施策項目、51の目標となる指標を定めておりますけども、さて本町においては某新聞論説によりますと自治体消滅に危機感、2040年までに全自治体の半数が消滅する可能性がある。自治体消滅の推計、県内では27市町村の6割弱にあたる16市町村が該当するとありました。現在のペースでいけばという条件で試算したということでございますけども、いずれにしてもこの市町村では子どもを産む中心世代の20から30歳代の女性が30年間で半分以下に減ると。そして山梨にとって、もう1つ深刻な数字があると思います。昨年10月時点での人口推計の都道府県別データによりますと山梨県の14歳以下の子どもの数は前年に比べ2千人減少し、青森、秋田、福島に次いで4番目。活気創出へ地域資源を生かすとありました。

このような大変厳しい状況でございます。広報みのぶによると平成26年4月1日現在の人口1万3,929人。世帯数5,917世帯。人口減少社会におけるこれからの行政経営は大変厳しいものであると思います。単に人口が減っていくということではなく、若い人が顕著に減っていくという形を伴っての減少であるからでございます。多くの自治体が働き盛りの生産人口が減少していくことで、税収がない地方の多くの自治体は今後難しい行政経営を強いられていくことになるかと予想されております。

この厳しい状況の中で、人口減少社会における行政経営の対応を示していかなければならないのではないかと考えておりますけれども、またこのような状況下において身延の教育ビジョンを明らかにしていかなければならないと考えますけれども、いかがでございましょうか。

少子高齢化の急速な進行によって教育にも変化が求められております。少子高齢化が教育に与える影響は直接的なものばかりではなく間接的なものもございます。すべてを網羅することは大変難しいことでもありますけれども、主なものについて挙げてみますと、まず少子化による直接的な影響としては、学校教育における教育の受け手である児童生徒の数の減少が挙げられます。児童生徒数の減少は学校の存在そのものに影響を与えることとなります。高齢化による直接的な影響としては幼児期から高齢期まで生きがいを持って自由に学ぶことのできる生涯学習の中心的存在である高齢者が増加するというところでございまして、本格的な生涯学習社会の幕開けを意味すると思われま。

ここで質問させていただきます。

本町における教育を取り巻く社会状況について、まず3の少子化・高齢化の進行についてこれからの教育に求められることについて回答を求めます。お願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

少子化、あるいは高齢化と教育についてのご質問でございますけれども、ともに学校教育、あるいは生涯学習に大きな影響のある問題と捉えております。子どもたちはこれから、少子高齢化による年齢構成の社会に否応なく組み込まれて、そして到来しつつある変化に対し、社会の再構築を図っていかなければなりません。高齢者もまた健在である限りはリタイヤすることなく、生涯にわたって社会を支え続ける仕組みに順応する必要があると考えます。時代の変化や時々の社会情勢、あるいは複雑化する社会の中で教育はこれに対応する人格、あるいは知識の形成に資するために今後ますます重要な課題だと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

大変教育を取り巻く環境が厳しいということは、誰もが感じているところでございますけれども、では次に移りますけれども、さてグローバル化の進展に伴いまして日本社会には急激な変化が起こっております。グローバルに活躍できる人材の育成は日本が国際社会を生き抜くための必須課題と認識されるようになっております。さらに東日本大震災とそれに続く原発事故は子どもの安全を守るために必要な心構えや情報の応用力、情報を受信するだけでなく発信できる

能力も含めた活用力、これからの時代を生き抜く子どもたちはどんな教育が必要なのか、またこれから日本は他国とどう関わり共存していくのかといった命題を改めて私たちに投げかけていると感じます。

そこで質問します。

質問3の グローバル化の振興について、これからの教育に求められることはにつきまして回答を求めます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんのご質問の中にもございましたようにこれからの教育、特に子どもたちは世界の一員であるという、この思想を涵養すること。これは否応なくグローバル化をする中で漂流をして自分を見失わないように、個人としてのアイデンティティを確立するということがまず大事ではないかと考えます。社会性を学び、キャリア教育を進めて世界との関わりや自己の確立に大きく寄与することが求められていると思います。

一方、学校教育についてでございますけども、学校においても学んだ外国語をもとに外国の人たちとの生活を通してコミュニケーション能力、あるいは外国の文化などを学び、国際人としての基礎を養い、また外国語を学びたいという意欲づけを育成することが重要だと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

いろいろ答えをいただきましたけども、そういうことも含めてぜひ早く教育振興計画の策定に努めていただければとこんなふうに今また思います。どうかひとつ努力をしていただきたい。

次に移りますけども、まず基本的な考え方として学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進すると。また学校において安全の確保を保障するとともに児童生徒たちがその生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められていることから、国公立を問わず学校安全の推進に関わる計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取り組みの推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図るとしてあります。

ここで質問いたしますけども、3の 安全・安心に対する意識の高まりについてこれからの教育に求められることはにつきまして回答を求めます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

教育現場における安全、あるいは安心ということについては今お話がございましたように例えば交通事故、犯罪、災害、いじめ、体罰、また方向を変えますと給食、あるいは害獣などいろんな場面が思い浮かびます。保護者や地域の方々は年々、安全・安心に関する意識が高くなっ

ています。学校現場もまたさまざまな課題に真摯に取り組んでおります。しかしながら安全・安心は、義務教育の場を提供する町や学校の取り組みとともに、自らを守るという保護者や、子どもたち自身の意識が変わることによって相乗効果を発揮するものと思っております。

特に給食にあってはアレルギー対策、災害にあってはよりよい実践的な訓練を実施する。そのほかそれぞれの取り組みがございますけれども、何よりも安全・安心に対するモチベーションを保って、どのような状況下でも自分で自分を守る気持ちを喚起し続けることが教育に求められているものだと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

次に移りますけども、次に知識基盤社会についてお伺いします。

知識基盤社会は新しい知識情報技術が政治、経済、文化をはじめ飛躍的にその重要性を増す社会を指すとしておりますけども、その特長といたしまして知識情報技術には国境がなくグローバル化が一層進む。知識情報技術は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。知識情報技術の進展は旧来の考え方の転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になってくる。性別や年齢を問わず参画することが促進される。

このような社会の到来に対応すべく個人の価値の尊重、正義と責任、公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や分野を尊重し、わが国と郷土を愛するとともに国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うなど、一人ひとりの国民の人格形成と国家社会の形成者の育成が教育基本法に盛り込まれておりますとしております。

この知識基盤社会における学力の重要な要素は基礎的・基本的な知識、技能の習得、それらを活用して課題を見出し解決するための思考力、判断力、表現力等、また学習意欲、自己との対話を重ねつつ他者や社会、自然や環境とともに生きることのできる力であると考えます。

そこで質問いたします。

3の 知識基盤社会の到来について、これからの教育に求めることの回答を求めます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えいたします。

先ほど来のお話でございますようにまず少子高齢化の進む日本、この中で国際競争力を保ち続けることが非常に大事だと考えます。

本町においても子どもたちが、情報、あるいは技術には例えば個人情報流出などのマイナスの側面があることも含めて科学はもとより学術全般を正しく認識し、また興味を持続させることで知的向上が図られるようキャリア教育の充実と合わせて取り組んでいくことが大切だと考えます。

また教育現場においても、すでにIT機器の導入が進んでおります。積極的な取り組みが行われておりますが、これからは社会を生き抜く力の養成、これが特に重要と考えます。不易流行という例えがありますように、いつの時代も変わることのない大切なことに留意をしつつ新しい知識、情報、あるいは技術の習得に力を注いでいくことが大事だと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

何か今までで一番前向きな答えをいただきましたけども、この第2期教育振興計画に見る国の動向はというのをちょっと見てみました。今まさにわが国に求められているものは、それは自立、協働、創造に向けた一人ひとりの主体的な学びであると言っています。第1期教育振興計画の評価をしております、国のほうで。第1期教育振興計画で掲げた10年を通じて目指すべき教育の姿の達成は、いまだ途上としております。

さまざまな取り組みを行ったが学習意欲、学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識、社会性等の育成など依然として課題が存在するとそんなふうにも言っております。

片やコミュニティの協働による課題解決や教育格差などの新たな視点も浮上と、そんなふうにも言っております。その背景には個々の対応が強みを引き出すという視点、学校段階間や学校社会生活間の接続、十分なPDCAサイクルの発足などを挙げていました。

今後の社会の方向性は今言った自立、協働、創造の3つの理念の実現に向けた生涯学習の構築となりました。1つは今言った自立でございますけども一人ひとりが多様な個性、能力を伸ばし充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会。協働というのは個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして共に支え合い高め合い社会に参画することのできる生涯学習社会。創造、これは自立、協働を通じてさらなる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会としておりました。

次に移ります。

都市化、過疎化や家族形態の変容、また価値観やライフスタイルの多様化等により特に都市部を中心として地域社会のつながりや支え合いによる教育力、セーフティネット機能が低下し、独居老人や児童虐待等に見られる人々の孤立化や規範意識の低下といった現象が生じております。教育上の問題の一因ともなっております。

そこで質問をいたしますけども、3の 社会のつながりの希薄化について、これからの教育に求められることは何か回答を求めます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

これからの教育は、社会のつながりにどう関わるのかをまず考えたときに、学校教育における情緒豊かな心や、あるいはすこやかな体の育成、社会教育の推進などが挙げられると思います。特に社会教育は重要と考えます。生涯学習では推進体制を充実させ、学習機会の提供、成果の活用などの支援、また生涯スポーツ、文化活動にも同様な支援が求められていると思います。

困難な面もあるわけでありますが、これをどのようにして具体的な施策とするかによって教育は社会安定の一助となり得るものだと考えておりますので、社会とのつながりという点については重要視してまいりたいと思います。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

今まさに、21世紀は生涯学習社会の時代であると私は考えます。子どもたちの現実の姿を見ると、子どもたちが担う次の時代に対して不安を覚える大人は少なくありません。しかし規範意識や公共心の低下など、子どもたちの現状は大人の世界の反映でもあります。そこで今、戦後教育の反省に立って今日の教育を埋める課題を改めて捉え直し、21世紀の身延、ひいては山梨の創造的発展を担う人間の育成の視点に立って、これからの教育のあり方を明らかにしていかなければならないと考えております。

先ほど教育長がおっしゃったこともそうだと思いますけども、身延町の教育ビジョンはこのような認識に基づいて、21世紀を担う子どもたちの育成という共通の目標のもとに目指す人間像、家庭、学校、地域、社会に期待される役割を明らかにするということであろうかと思えます。その上で子どもたちの教育を巡る課題と身延における今後の取り組みの方向を示すものでなければなりませんと考えますけども、いかがでしょうか。

むろん、ここで示す課題は現行制度が抱える根源的な問題点を含んでおりますけども、解決のための取り組みの方向や提言は中長期的視点に立った現行制度の枠組みを超えたものであることを申し上げておきたいと思えます。

それでは次に移ります。

山梨また身延にはいろいろな良さがあります。これらの良さを生かしながら子どもを育て次世代に身延の良さを受け継いでいくことが必要でございます。人がまちづくりをいかに楽しむかが大事だと考えます。地元の人が楽しんでいるのか、いないのか。外から訪れた人は敏感に分かるものだと思います。また当たり前前の良さに気づくこと、地域の中をいろんなものさしで見て評価してみることが活性化の一步になると、こんな話を私は聞いたことがございます。地域の良さを再認識して、人口減少や高齢化など課題は多いんですけども、まずは住民みんなが地域の良さを再認識しなければなりません。目に見えて高齢化が進む中、地域活性化を進めるには身延の独自性を打ち出さないといけないと考えます。

町全体で活力ある観光づくり、そういうものもありますし、その実現を目指して人、町、情報交流地点が賑わいを増すことを私は願ってやまないわけでございます。

そういうところで質問いたしますけども、3の身延の良さを再認識してこれからの教育に求められることはにつきまして回答を求めます。お願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

本町は豊かな自然があると胸を張って言えるわけでありましてけども、狭隘な山間へき地であるということ、それから飛躍的な人口の増、あるいは産業の振興というのはなかなか困難な状況もあるという現実もございます。しかし長所と短所は裏表であることもまた事実であろうと考えます。子どもが少なければどのように効果的な学校教育を行えばよいのか真剣に当然考えますし、高齢者が多いということは保守的な地域性の反面で人間関係は濃密であります。流動人口の比率の高い都会に比べれば地域への愛着は非常に強いことがございます。この地域への愛着があればこそ社会教育の各分野が、例えば公民館活動などを通じて生涯学習が身延町の良

さをさらに引き出すのではないのでしょうか。最近の情勢では世界文化遺産に富士山が登録され、そして本栖湖、あるいは中部横断道の開通、また町内にインターチェンジ設置という明るいニュースもございます。身延の歴史や文化に自信を持って次世代に伝えていくことが大事だと考えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

県では子どもたちは自らの思考や行動について社会からさまざまな影響を受けている。子どもたちが自立して生きるためには地域や社会で行っている問題や出来事に関心を持ち、未来社会の望ましいあり方を見据えながら、自分の思考や行動についての判断基準をしっかりと持った主体性が育っていくことが必要であると考えております。

地域や社会で起こっている問題や出来事に対する関心は、自分や自分を取り巻く世界への深い問いかけにつながると。子どもたちが本来持っている好奇心を大事にして大人が子どもとともに解決に向けて取り組む中で、難しいことにも失敗を恐れずに挑戦する子どもたちの姿勢をさらに伸ばしていくよう努めることが大切であると考えております。

質問いたします。

3の 未来への希望について、これからの教育に求められることにつきまして回答を求めます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

未来について、今後どうあるかということでありますけれども、楽観をするにせよ悲観をするにせよ、いずれにいたしましてもいつの時代でも学校教育、あるいは社会教育のできることは規範意識や生きる力を育むことだと思っております。

生きる力とは社会の一員として自他の垣根をなくし、それぞれを見せることで共に生きていく力ということだと思います。まちづくりは人づくりが基本であると考えます。そのため本町では教育に力を注いでおります。豊かな町を築くためには豊かな知識と豊かな心を持った青少年の育成がまず大事だと思います。そのためにはたくましく、それから賢く、また思いやりのある心豊かな人間、つまり自ら学んで自ら考え行動ができる思考力、判断力、表現力などの生きる力を身につけて、自分だけでなく他人をも思いやることができ、これからの社会をたくましく生き抜く力を身につけてほしいという思いから教育に力を入れているところでございます。これからもこのような思いで未来をつくっていけたらいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

大変中身のあることなんですけど、そのことをちょっと私なりに要約というか自分の考えを言わせていただきますけども、未来への希望というのはその人らしさをつくるということですね。子どもにこのような生きる力を育むには家庭、学校、地域など心地よい居場所から子ども一人

ひとりがかげがえのない存在として必要とされ、能力や個性が活かされる居場所にしていくことではないかと、おそらくそういうことを言っていると思うんですね。そしてその世代間交流においては、子どもたちに出番をつくってやるとか知識社会での次世代間交流においては、今言った出番をつくり役割を担わせ、それを果たすことで承認するというか感謝して社会の一員としての自覚を育てていかなければならないと思います。

以上のように教育を取り巻く環境は大変厳しく待ったなしではないかと思います。こんな記事がございました。就学前児童無償化の記事。そして5歳児で義務教育への前倒しについて、将来の課題として設置主体の多様性も踏まえ、より柔軟な枠組みによる義務教育化を検討すると。踏み込んだと、こんなふうな記事がありました。そして教育委員会改革など新たな局面もあると思います。私たちの町を取り巻く環境はこれまでにない勢いで変動しております。今までの10年間というのも3年5年でぱっと変わってしまいますよね。子どもの能力、個性は絶えず成長をしておりますけども大きな可能性を秘めています。私たち大人はその可能性に期待しながらぜひ関わり合っていきたいと、そんなふうに思ひまして以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（河井淳君）

以上で、野島俊博君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の2番、松浦隆君の一般質問を行います。

松浦隆君の質問を許します。

登壇してください。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

去る5月9日に山梨日日新聞に「衝撃試算 自治体の危機」との大見出しで30年後の県内各市町村の人口数、そして若い女性の人口と人口減少率が掲載されました。これはご存じのとおり有識者でつくる日本創生会議の分科会で8日に発表したもので、県内27市町村のうち6割弱の16市町村が該当し、将来消滅する自治体が出る可能性があるとして、地域崩壊の危機を指摘、魅力ある地方の拠点をつくり、東京への一極集中の是正や出生率を上げるための対策が必要とされておりました。この報道には私も大変驚きましたし、多くの町民の方々が大きな衝撃と不安を感じたのではないかと思います。

私は今まで本町の人口減少と限界集落の増加を危惧し、以前から何度となく本町の将来展望について一般質問をさせていただきました。今回このような新聞報道があり、新たな危機感をさらに深めましたので、町長に今後の町のあり方について再度、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新聞報道では本町の2010年の総人口が1万4,462人となっています。現在の6月1日現在の人口が1万3,765人となっております。その本町の総人口が26年後の2040年には約55.6%減の6,116人と新聞の中で予想されておりました。この統計の基準年の2010年からほぼ4年が経過していますが、本町ではすでに697名の人口の減少となっております。

高齢化が進み、亡くなるお年寄りが増えると同時に学校統廃合問題等々で子育て世代の家族が転出している状況も顕著になってきています。このままではこの予想統計数より早いペースで推移することも懸念されております。

2040年の身延町の総人口数6,116人との予想の状況を踏まえ、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをさせていただきます。

先の報道につきましては地方から大都市への人口移動が現在の水準で続いていく、このことを仮定したものでございまして、何もせずに過ぎるとこういう結果になりますよ、積極的な方策をとらないと減少してしまいますよと警鐘を鳴らしてくれていると理解をしております。

本町では定住促進に重きを置いて、さまざまな事業を実施してまいりました。しかし地理的条件、雨量による国道等の道路の規制やさまざまな要件により残念ですが人口は減少しております。現在建設中の中部横断自動車道は3年後の完成が見込まれます。この道路が完成をいたしますと移動時間の短縮はもとより災害時には町民の命を支える道路ともなるなど産業、経済、観光、安全などさまざまな面で大きな効果が期待されるところでございます。

また町内で利用できるインターが3カ所建設されますので、特に通勤者は現在の通勤範囲が拡大をされ、通勤時間が短縮されるなど格段の利便性が向上するものと考えます。また本町は自然が豊かでございます。これらを加味して新たな定住者や若者の定住拡大をしていただく宅地分譲など、確実な定住環境の整備を行うことが人口減少の幅を縮小していく基になるということをご期待し、ただいまその方向で努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今の町長の答弁、今後のある意味での町長の考えを示していただいたわけですけども、私はこの状況を踏まえて6,116人、こういう形になる可能性があるかどうか。そういうことを町長が危惧しているかどうか、その点もちょっと伺いたいんですがお願いいたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど答弁をしたとおりでございまして、このまま何もせずにいたしますとこういう結果になると、このことになってはいけないがためにすべての行政施策を実行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

何もしなければ、今の状態のままでは大変なことになるという認識を町長がお持ちになられているということを理解いたしました。

人口減の数値もそうですが、早川、身延、南部の峡南地域の減少率が高くなっています。これは今、町長の先の答弁の中にもありましたけども、地理的・地形的、それから交通網等々、原因はいろいろあるかと思いますが、その原因の分析、町長は道路行政等、今までいろんな流れの中でやってこられたわけですから、町長の分析といいますか、考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

通告主義でございますので、通告にございませんのでお答えを省略させていただきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

通告はしているはずですし、全然、別の中身ではないと思いますけども。新聞報道の中に峡南地域3町の人口が特に減少しているということも出ているわけですから、通告に関連していると思いますが議長、判断をお願いします。

○議長（河井淳君）

今の松浦議員のご質問は人口数に対する考えということで、今、町長が答弁いたしましたけれども。

○7番議員（松浦隆君）

いや、だからその中の新聞報道で実際に峡南3町が減ってきていると。顕著になっていると、その中で峡南3町は僕が考えるには地理的なものだとか交通網だとかそういうことが考えられるんだけど、町のトップとしての町長の考えはどういうふうに分析されているのか、その点を伺いたいということです。

○議長（河井淳君）

分析の内容ですか。

○7番議員（松浦隆君）

町長がどういうふうにその点を考えているかということを伺いたいんです。分析されていると思いますから。

○議長（河井淳君）

人口数に対する考えは町長が答弁しましたけども。

○7番議員（松浦隆君）

では結構です。では次の質問に移ります。

先ほどの人口減と同じ紙面で30年後の2040年には20歳から39歳までの本町の若い

女性人口がマイナス75.8%、237人になると予想されました。県内で2番目に減少率が高い数値ですが、この若い女性の人口減少、町長はどのように捉えていますか。人口問題ですからお答えください。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをさせていただきます。

この数値も先ほどの質問と同様、何もせずに過ごすと20歳から39歳の女性の人口が793人減少し237人になってしまいますよ、こういう警鐘だろうというように理解しております。

この会議の提言では結婚、出産、子育ての環境を整えて出生率を1.41から1.8に引き上げることが必要とされております。本町におきましては、旧町時代から過疎対策と少子高齢化対策を実施してまいりました。今後におきましても今まで以上に雇用などの問題を克服しつつ、定住促進に重点を置いた対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

この20歳から39歳の女性、いわゆる結婚適齢期と子育て世代だと私は考えています。この世代の女性の減少は子どもの数の減少にも当然つながってきます。先ほど同僚議員の質問の中で教育長がまちづくりは人づくりの基本だと、そのように考えていると答弁しておりましたけども、私も同感でございまして町の将来を担う、町の宝である子どもが少なくなることは、その分以上に町の将来が先細りをする可能性が高いと思われれます。この広い面積を有する本町で人口が6千人台、その中でわれわれ世代以降が高齢化していきまして、若い女性や子どもの数が極端に少ない状況、ある意味では超限界集落的な町になる可能性も心配されます。学校の存続どころか自治体としての運営が難しくなる。ひょっとするとそれ以上に町の存亡に重大な影響を及ぼす可能性を秘めた数字だと思いますが、先ほどちょっと町長が答えておりましたけれども、この2040年の予想人口数、これがはじき出された問題点は町長、先ほど言われていましたけども、今、何もしなければというそういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

増田さんが発表している問題だろうと思いますけども、この問題については今のままでその他をやらぬということではございまして、今のままですところになりますよということではございますので、これらもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

紙面の中で日本創生会議、今、話が出ましたけども、分科会座長の増田元総務大臣が社会保障、公共交通、学校の維持ができなくなり、自治体が消滅する可能性が高いと結んでおりまし

た。この問題、早急に対策を講じなければならない、町の将来を左右する課題であると私は考えております。

そこで町長に伺います。

町長は先ほど来の答弁でも今、何もしなければ、今後も何もしなければ、この予想数になる可能性が高い。しかし町としては定住促進等々いろいろな形で今現在、進めていると。そういう答弁がございました。町長は「住んでよし 訪ねてよし おらが身延(まち)」を提唱し、同時に鎮守の森構想も掲げております。先ほど町長が言った高速道路の開通によって通勤時間が短くなる、この身延から通える、そういうことが鎮守の森構想の中での話だと思いますが、この先の新聞報道の人口減少問題への今後の対策とされる魅力ある地方の拠点づくり、このことに町長が提唱していることが共通すると思いますが、町長の考え、先ほどの答弁、それから鎮守の森構想等々、これは町長の考えをこの拠点づくりというふうに考えて、また先ほど来、何もしないわけではないということの答弁に併せて、そのようにしてよろしいでしょうか。

○議長(河井淳君)

望月町長。

○町長(望月仁司君)

そのようにして結構でございます。ということは今、中部横断自動車道がございません。150ミリで道路が止まってしまいます。そして身延線も止まってしまう。そうしますと陸の孤島になってしまうのが私どもの今の状況でございます。これを解決するために国、県にお願いする中で中部横断自動車道の一日も早い、3年後の完成をお願いしているところでございます。それらを含めると6,110幾人ですか、これらを少しでもそうならないように行政全般を先ほどお話したとおり進めているところでございますから、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長(河井淳君)

松浦君。

○7番議員(松浦隆君)

今の答弁、町長の考え方をしっかりと私の胸の中に焼き付けながら、これからの質問をさせていただきます。

峡南地域の人口減少の項の答弁はいただけませんでしたけども、町長は中部横断道のインター設置等、交通網の整備にも取り組んで、先ほどインター3カ所という話もありましたけども実績を残されてきました。3年後に開通でございますけれども、そのようになるとまた交通の便も今以上によくなるとそのように期待しているわけですが、この人口減少問題、大きな問題に対して町長は町のリーダーとして積極的に関わって取り組んでいただける、そういうふう理解してよろしいですね。再度伺います。

○議長(河井淳君)

望月町長。

○町長(望月仁司君)

当然のことでございますので、そのように理解をしていただきたいと思えます。

○議長(河井淳君)

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それでは本当に町長から力強いお言葉をいただきまして、私もちょっとほっとしながら次の質問に移らせていただきます。

総合計画とは地域づくりの最上位に位置づけられる財政計画で長期展望を持つ計画的・効率的な行政運営の指針が盛り込まれ、1969年の地方自治法改正により策定が地方自治体に義務付けられました。地方自治法第2条第4項にいう総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想とこれに基づく基本計画、そして実施計画で構成されています。本町におきまして平成18年7月27日に身延町総合計画審議会に当時の依田町長が諮問し、翌年1月29日に答申が行われました。これを受けて基本構想が平成19年度を初年度として28年を目標年度と定め10年間で計画実施されているところでございます。

町内の各課、また各部署においていろいろな課題に取り組んでいる、そのことは私も認識しています。実施からすでに今年で8年目になりますが、この計画に将来展望が見えないとの声が私のところに聞こえてきました。特に若い世代の方が身延町の将来に期待できない、そのような声が大きくなっています。このことは町長の耳にも入っているかどうか分かりませんが、町長はこの現象、このような若い方々の意見、このへんの原因はどこにあると考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

まずは町長の耳に入っているかという点からお答えをさせていただきますが、私のところには若い人たちから3年後になりますと中部横断自動車ができる大変素晴らしい町になる。そして町の将来計画のために非常に素晴らしい行政をやっているという意見もあることを報告させていただきながら、お答えを申し上げたいと思います。

ご案内のとおり総合計画の目指す将来像、これにつきましてはやすらぎと活力ある開かれたまちでございます。また将来像実現に向かって、住民と行政が共に力を合わせて協働で取り組むまちづくりを強化していきたい。そして地域協働でつくる身延のまちづくりをスローガンとしているところであります。この将来像には5つの実施目標があることはご案内のとおりでございます。暮らしの環境、潤いの環境、発展の活力、人と文化、協働でございます。この5つの実施目標の中にはそれぞれ実施していく項目を掲げ、その都度事業を精査し実施をしております。このように事業全体にわたって行っているのが私どもの町の行政でございます。一点に絞ってはおりませんので何か将来が見えてこない、こうおっしゃっている方もいるかと思いますが、もしそういうお話がありましたらぜひ議員さんのほうから行政というものは全般にわたって町をよくするためにやっているんだと、こういうお話をさせていただければありがたいと思います。

私は総合計画の目指すやすらぎと活力ある開かれたまちを目指すにあたり、先ほども議員さんがおっしゃいましたとおり私は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」、身延と書きますけどもこれをまちと読んでいただきますが、これを提唱して町政に励んでまいりました。住んでよしとは当然のことですが現在、身延町に住んでいる町民の皆さんがこの町に住むことを誇りに思えたり、幸せを感じたりして住んでいてよかったと認めていただけるような町にすることだと考えています。訪ねてよしはそのとおりでございます、身延町を訪ねていた

だいた方がこの町はよい町だ、再び訪ねてみたい。あるいは身延町に住んでみたい、こういうように思える町になることだと考えております。それを実践するには柱として定住促進を図っていくことが必要だと考えております。

また住んでよし訪ねてもよしに結びつけるには当面、中部横断自動車道の完成、インターチェンジの増設、国道300号の改良の促進および生活基盤、町道の基盤整備を進めてきたところでもございます。具体的には中部横断自動車道の整備につきましては、ご案内のとおりでございます。

さらに町から要望しておりました2カ所のインターにつきましても、活性化インターとして山梨県、あるいは国でご理解をいただいて町の負担なくして建設していただく、そういうことになっておるところでもございます。くどいようですがも若い人たちがもし間違った考えで発想されておりましたら、議員さんの議員活動の中でぜひ町の方向性をお話していただければありがたいなと、このことを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、町長からお答えがありましたけども、私も議員としてもう3期9年やっております。町長の意向というものは私なりに理解しておりますし、今、町長から言われるまでもなく、そういうことは話をさせていただいています。その点はまず町長に一言申し上げておきます。今、町長の答弁にもありましたけども、やすらぎと活力ある開かれたまちづくりを目指して人口増を目的に定住促進を図り、住宅地の分譲や空き家バンクの推進などいろんな分野で取り組んでいるという話がありました。そのことも私は承知しておりますし、徐々に成果も挙がっているようにも見えております。しかしながら若い世代からの皆さんの意見を聞くと、これは町内の小中学校の問題ですから町長部局とは別で教育委員会の関連になるんでしょうけれども、町内小中学校の統廃合問題等、定住促進とは対極的な施策が進められていると感じられるとのこともありました。私も前からちょっと違和感を持ち、昨年6月定例会で一般質問をいたしました。町長は生活環境の整備と教育環境の整備は町民のための施策で相反する施策ではないと答弁されました。この町の考えが特に若い世代に受け入れられていない、このことが大きな問題ではないかと思えますし、今、町長が答弁の中で言われましたように、たしかに町長の行政の手腕を評価する言葉も、また評価する町民の方が多くいらっしゃることも私も知っていますし、逆にそういうふうには教育環境の整備と町民のための生活環境の整備、これは相反するものではないというその町長の答弁を聞いた中で、これはちょっと違うんじゃないかという若い方の考えもあるわけです。その点を私は町長にもある意味でいいことだけではなくて、悪い、また町長を批判する意見も聞いた中でことを進めていく、また反対の意見も聞きながら行政を進めていただく、これが筋ではないかと私は思っています。このギャップが町に、若い人たちの意見の違いこのギャップが先ほど町長が申されました将来展望がない。総合計画の将来展望がないから若い人が外に出るとい話をされましたけども、こういうところが若い人たちは将来に希望が持てない、こういうふうに映るんじゃないかと私は考えております。

今、話をさせていただきましたけども、町長は通告にないからということはどうするか分かりませんが、その点の認識、この点が一番大きな問題だと思いますが、その違いをどのように町長として捉えられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議員さんも承知をしながら質問をしていると思いますけども、私が教育問題に突っ込める部分と突っ込めない部分があることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

私のさっきの質問の中で教育行政と町長の行政とこれは違うから、中身は違うんですけどもという言葉をつけさせていただきました。その中で町長は昨年6月定例会で生活環境の整備と教育環境の整備は町民のための施策である。相反するものではない。そういうふうに答弁されているんですよ。そのことが逆に若い方々がちょっと違うんじゃないかと思われていると、僕はいろいろ聞いて思って町長の考えをお伺いしているんです。教育行政のことにに関して町長がお答えできないというのは私も十分承知しています。しかし町長が答弁したんですから、そのことについて若い方が理解できないということに対して、町長はどのように考えるかということをお伺いしているんです。お願いいたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

そのことは私が教育委員会のことは教育委員会で行うこと、そして私どものほうは私どもで行うこと、そのことが町民のためになることですよとは言ったと思います。したがって、それで私は結構だと思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

時間の関係もあります。町長にはぜひその一般質問の答弁でされたこと、これがやはり町民の方々に大きな影響を及ぼす、その可能性がある、町長は本当に行政の中でリーダーとして頑張っている。私もそれは認めます。中部横断道のインターの件も大きな力を発揮していただいた、大変ありがたいことだと思います。そういう気持ちがあっても、あえてこのことを質問しているということをぜひ町長ご理解いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ここ数年、子育て世代が多く転出しております。本町の総合計画にある実施計画ではたしか期間3年で、その3年の中で毎年度見直すとされています。大きなこういう転出、人口減少問題ですから、当然この問題を分析して若い世代の転出の原因、また精査、そして対策が講じられていると思いますが、その分析の内容、原因、また対策、経緯をご説明いただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど来言っておりますとおり、通告の何番にそのことが載っているのでしょうか。議長さんにお聞きをします。

○議長（河井淳君）

松浦君。今の質問はどこ部分ですか。

○7番議員（松浦隆君）

総合計画に将来展望が見えないというのは、なぜかというところの項の中の関連です。総合計画の話です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それでは総合計画の中に基本構想、基本計画実施計画、これが町が町民に向けて出したコピーですが、この中に実施計画、基本計画で定めた政策の具体化を図るため施策の優先度や実効性に基づき実施時期、具体的な事業内容、事業量などを計画化する事業計画であり、財源内訳を明らかにし毎年度の予算編成の指針としますというふうになっていて、下に絵があって実施計画期間3年、毎年度見直しと町民に示しています。そのことを実際に今やっという話です。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

総合計画のビジョンの中では見えないのはなぜかという質問でございますので、そのことは私は通告にはないというように理解をしておりますけれども、課長のほうで資料として持っているかどうか・・・通告にはございませんが課長のほうで持っているようですので、参考と言っでは失礼ですけども回答をいたさせますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今言われました実施計画の3年ローリングという形でございますけれども、これにつきまして3年ごとに見直しをしてローリングさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

3年ごとに見直しをするということは分かっています。それを毎年度、期間3年でやっているわけですけども、毎年度見直していますよね。見直しするとなっていますよね。毎年度見直しするのに、毎年度そうやって見直ししているんですか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

毎年、見直しをさせてもらっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

では今、見直しをしているというそういう答弁がありましたけども、では見直しをしているのであれば人口流出、このへんは町民課ですよ、人口の移動うんぬんというのは。その町民課との、今、隣同士でいらっしゃるわけですけども、率にすればどのくらいの若い方々が転出されてどういう、人口動態状況というかそういうのが分かるわけですよ。その点を精査したり、またその対策を例えば課長会議等々で報告してこういうふうにするべきではないかと、そういうようなことをやったかどうかということも含めて聞いているんです。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

ご存じのとおり住民基本台帳の人口の関係は町民課で行っておりますが、山梨県で国勢調査の人口をもとに毎年常駐人口調査というのをやっております。国勢調査の翌年以降から住民基本台帳の人口の移動を加味した、要するに出たり入ったりというのを調査しております、これを県で公表しております。それにつきまして平成24年の10月から平成25年の9月までの常住人口の推移を検証しております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

私はその数うんぬんと言っているのではないんです。先ほど町長が人口減の予想に対しても、町長が言っていられっしゃいますよね、このまま何もしなければ6千うんぬんという数字になる。この流れから私は質問させていただいているんですよ。その若い人たちがどのように町から転出したりしているか。それは先ほども申し上げましたように、若い女性人口が少なくなって子どもが少なくなると町の運営ができなくなる。これは町の基本的な問題でしょう。そのことに関してやっぱり政策室がこういう定住促進うんぬんということをやっているわけですから、その中でそういう基本的なことを毎年度精査して見直して提言したりなんだかんだするのは政策室の私は役目ではないかと。それをして、その基本をもとにして町長がおっしゃっているこれから何かをしよう。またその6千何人にならないようにまちづくりを進めていこう。町長が大きな、やすらぎと活力のある開かれたまち、また協働の作業をして町を大きくしていくんだと。衰退するような形にしたいくないんだということを町長がおっしゃっているのではないですか。その流れの中でいくのであれば、その基本をやっぱり担当課が総合計画の中にもあるわけですから、それをやはり担当課が積み重ねていって例えば課長会議なり、また町長なり耳に入るようにして、町長がそういう次のステップに移れるような形を取らなければいけないと思うんですよ。それを今の政策室長にそのことを責めても、正直言って僕は申し訳ないと思います。というのは担当が代わったわけですから。以前からの形がもしそうだとすれば、これからはやはり基本があってはじめて、その基本の上いろんなものが構築されて最終的にはまちづくり、町長がおっしゃっているまちづくりになるわけですから、そこをぜひ基本に立ち返って今後、適切な体制、また今まで以上に各担当課間の連携を密にして進めていただきたい、よろしくお

願いたいと思います。

それでは次の総合計画、将来展望が見えない、この最後の質問をさせていただきますが、全国の多くの自治体が総合計画を町民が理解しやすいようにビジョンを掲げています。ビジョンといっても意味がいろいろ幅が広いんですけども、例えば観光のまちづくりを目指しますとか教育環境の整備を進める町にしますとか、内容はその市町村で全然違うわけですが具体的な方向性を示しています。本町の総合計画は、先ほど町長が5つの目標を掲げていると言いましたけども、その中でもやはりこれだけはやるんだというようなほかの市町村、ほとんどが掲げております。そういう一貫した方向性、本町の総合計画には見えていないんですが、このへんにも問題があるのではないかと思います。先ほど話をしましたように毎年、見直すことになっているわけですから、今からでも遅くはないと思います。町民が理解と共感できる、町が目指す方向が鮮明に見える、そういうものを掲げるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

文章で長く書いてあって非常に難しい部分がございますけれども、私は就任以来、それをコンパクトにまとめているのが「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」でございます。住んでいる人がいい町だなというような施策を行っていかねばならない。先ほども申し上げたとおり訪ねてきてくれた人もいい町だな、こういう町にしていかなければならない。そのためにすべての行政を進めている、このことでございますのでコンパクトに言いますと「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」でございます。そのことをご理解いただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

時間がありません。そういうことを町が、町長が考えているのであればやっぱりそういうことも、その総合計画の中にも例えば大きく謳うとか、そういう方法も1つの方法だと思います。ぜひご検討いただきたい。

それでは次の質問4に移ります。

町長は人口減少と少子化問題を抱えた中で、先ほど来いろんな話の中でちょっと出て、垣間見えたりするんですが、将来の町のあり方をどのように考えているか。4番の質問そのもの、お答えいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

私は定住促進を念頭に鎮守の森構想を述べさせていただいております。鎮守の森構想と言いますと3年後に完成が見込まれております中部横断自動車道、これは新直轄方式で建設をされるために身延町の町内については無料区間でございます。したがって中部横断自動車道を使っても無料で来られるということで大変ありがたいことだなと考えておりますし、

当然のことですけれども利便性は非常に高くなると。そして甲府市とか静岡のほうへも今までは通勤圏内ではなかったんですけども、これからは通勤圏にもなってくる、こういうことでございますので、ここに住みながら生活ができる。要するにこの町全体をベッドタウン化して、そして鎮守の森の構想にしたいと。夜はそれぞれの家庭に帰っていただく。そして楽しいひとときを過ごして朝はまた町内の3カ所のインター、さらには身延町の豊岡方面の方につきましては仮称の南部インターから、あるいは西嶋や久那土方面の方につきましては六郷インターからそれぞれ利用できる、こういうことでございますので3カ所のインターに含めて2カ所、5カ所のインターが活用できるわけでございます。したがってこれを利用して甲府市、あるいは静岡市まで、1時間半あれば少なくとも浜松まで行けますし、東に行きますと御殿場より先まで行けるかと思えます。そういう町になる。したがって鎮守の森にしたいなと、こういうふうにも考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

昨年の6月定例会で今回と同じ内容の質問を私はさせていただきました。町長はもっとコンパクトに住みやすい町をつくる、定住促進事業の継続が人口減少と少子化への歯止めとなると考えている、そのように答弁されました。今、町長が言った中部横断道の開通、それから鎮守の森構想等々、町長が実績を残されてきた中部横断道の関係からそういうことが可能である。それが定住促進につながるというふうに私はとりましたので、この質問も時間の関係もありまして終わりたいと思えます。

質問5で町の活性化と魅力あるまちづくりを進める施策、これを通告させていただきましたけれども、今までの質問の答弁の中でこれに関連しているものがすべて出されております。ですからこれをあえて質問しても同じことの繰り返しになりますので、この部分は割愛させていただきますが議長の許可をお願いします。

○議長（河井淳君）

許可をいたします。

○7番議員（松浦隆君）

では5番の質問の取り消しの許可をいただきましたので6番に移らせていただきます。

若者の定住促進を図る改革について質問をさせていただきます。

昨年、町長が答弁された定住促進事業の継続の中で今、申し上げましたように人口減少と少子化への歯止めとの考え、基本的に私もまったく同じ考えでございます。その対策については今の状態、歯止めがかからない状態が続いている中で、遅きに失した感も否めませんが移住希望者も含めた定住促進を図る改革を進めるべきで、特に町が大胆な意識改革、これを断行しながら進めるべきと私は考えておりますけれども、町長は若者の定住促進を図る改革を、私が通告したことに対してどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

定住促進のためにはさまざまな分野で先ほど来、話をしており対策は継続的に積み上げ人口減少を食い止めたい、こういうふうにも考えているし、そのことを実行させていただ

ております。

それから本町が実施しております対策といたしましては、ご案内のとおり若者の定住を促し少子化に歯止めをかけるため制定されました身延町定住促進に関する条例により結婚祝金、出産祝金、就職奨励金の制度を設けておるところでもございます。また子育て世代の負担軽減のために保育料の保護者負担軽減措置や子育て支援医療費の助成金支援条例に基づき出生から小学生までの保険対象医療費の全額を助成して子育て世代の定住促進を図っているところでもございます。

定住したくても土地がなく、やむを得ず他町へ転出してしまふ事例も若干見受けられることから、町内に居住していただくことと若者の定住促進のために丸滝地区への宅地分譲事業も実施をしておりますし、今後につきましては、なお町内に点在をしております町有地等を活用した宅地分譲事業も行いたいなというようにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今の町長の答弁にありました、私が先ほど総合計画の質問の中で町の考えと若い世代の考えとのギャップが人口減少問題のキーポイントではないかというふうに話をさせていただきました。今、在住している若者世代が将来も町に定住したいと思える対策、すなわち町長が提唱する住みやすい、やすらぎと活力のある開かれたまちづくりを推進するためにも今、町長が答弁の中でおっしゃった、いろんな行政でこういうこともしていますよ、例えば住宅の問題、分譲地の問題、空き家バンクの問題、それから医療費等々、そういうことを町はやっているんだと。そういうことも含めて行政側の話をやっぱり今、在住している若者たちにも話をさせていただき、また逆に若者からいろんな意見を聞く。そういう在住の若い世代となんらかのアクションを持って流出の対策、また若い人たちの考えを知った中で今後町がどうするべきか、そういう流れをつくっていくべきではないかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おっしゃるとおりでございます。ただし町議の皆さんと町民との集い等もありますが、そういう機会を利用して議員の皆さん方も町民に議会活動の中でお話をさせていただければありがたいと思います。

それからあと1点だけは申し上げておきます。先ほど来、中部横断自動車道のインターがたくさんできると。そのことは私の手腕だとか実績だとか言われておりますが、私の手腕でも実績でもございません。町として必要だから県や国が造っていただいたことでありますので、このことだけはご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そのインターの問題、中部横断道の問題、これは町としてということで町長のお考えをよく

胸に焼き付けていきたいと思いますが、何しろ現在、在住している若者たちの意見を聞きながら、さっき議員と町民との懇談会と言いましたけども、これはやはり町民全体に対しての懇談会であって、私は在住の若い人たちを対象にしたことを町がやっていくべきではないかと。そういうふうに訴えさせていただきます。

それと次に現在、在住の若い世代と同時に子育て世代の移住受け入れ、これが大きな柱になると思いますが、町長はよく話をされるんですが町に働く場がないから難しいのではないかとというような話をされていました。町長は受け入れの障害になっているというふうに考えていると私はとっていますが、今の若い世代の移住希望者は田舎暮らしでの自立を目的として、就職先の斡旋をほとんど求めていません。町がそのことを明記した中で希望者を募る、そういうことを私はしていくべきではないかと。またその方法での受け入れで、全国で成功した例が数多くあります。時間がありませんので、その中身については今まで私が一般質問の中でいろんな話をさせていただきましたので、またそれを思い出していただきたいと思いますが、過疎地の人口減少の解消につながっています。私は一番大事なことは町の受け入れの環境整備と条件整備、そして町と町民の受け入れ意識の問題だと考えています。町の将来を考えれば成功事例の本格的な調査と本町独自の方式を構築するべきではないか。先ほど町長がおっしゃられたように、今のままでいっては6千うんぬんというそういう状況が来ることを認識なさっているわけですから、こういうことを何かしなければいけないという町長の思いもあるわけですから、そういうことも検討すべきではないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

大変素晴らしいご意見を頂戴いたしましたので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

それでは若者定住の中で締めに移りたいと思いますが、町は十分に認識していると思いますが、総合計画の基本構想に本町を取り巻く環境変化、町の特性と課題を踏まえ目指すべき目標を定め、まちづくりの方向を示すと同時に将来像の実現に向け、先導的に取り組む施策群を戦略プロジェクトとして明示すると謳われております。ですから、先ほど私がちょっと提案させていただいたのもその流れからなんですが、もう1つ町長に、先ほど町長からお褒めの言葉をいただいたので、それにつけ込むわけではないんですが、もう1つ提言させていただきたいと思います。役場職員について提言させていただきます。

私は町の現状に危機感を持っている、また町の将来を真剣に考えている職員が大勢いるように感じております。この職員の町の将来に対する危機感こそ、私は商売人ですからビジネスの世界で言うピンチイコールチャンス、この状態だと考えています。そして将来を考えている職員こそ人財と私は思っています。男女問わずまちづくりに意欲のある職員を募って人口減に歯止めをかけるプロジェクトチーム、この施策に関わる、政策室あたりに配置し、それなりの権限をある意味では与えて若い人の考えや女性の立場からのまちづくり、それから空き家バンク等の事業を踏まえ積極的に推進するべきではないか、このように考えます。先ほど来、町長が

いろいろな形の中で前向きな話をしてくれました。それを踏まえた中でこのくらいの大胆な意識改革、また組織改革の推進が必要な今、時期ではないかと私は考えています。

先ほど来の町長の答弁の中に町のトップである町長の考え、いろいろお聞かせいただきました。私も同感するところが非常に多いわけですが、この町長の考えをやはりもっと前面に出して進めていただきたい。町のトップの町長の考えは役場職員のコンプライアンス、大きな意味でのコンプライアンスにも影響し、また町の将来を左右する施策にもつながると私は考えております。町長がリーダーシップを発揮して、大きな意味での新たなまちづくりに挑戦していただくことを強く、また真剣に考えていただくことをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか、町長。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ごもっともなことですけども、先ほどから言っているとおり1点だけに集中しているわけではございませんで、すべての行政を私どもは担っていかなければなりません。したがって素晴らしいご意見ですからそれも検討をさせていただきたいと思ひますし、役場職員の中に町を思う職員が大勢いる、今こういうように言われて私は大変うれしく思った反面、私のまだ指導が足りないなど。私は大勢では困りますので、全員が町を思う職員になるように常日ごろ言っているところですけども、議員さんの目にはまだ大勢と映っているのであれば私の不徳の致すところを反省しながら、全員が町を思う職員であるように頑張らせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

私も、やはり職員の中にもいろんな考え方があるわけですよ。それを大勢というふうに申し上げましたけども、根底の中には職員の皆さん町を思う気持ちは同じだと思います。ただそれをどのように表現するか、またどのように持っていこうかと考えている、その違いが今、町長が言われたような違いが出てくるのではないかと。

またもう1つ、1つのことだけでは済まない、今の1つの質問の要項だけで町が進むわけではないというふうに町長が話をしていましたけども、私はまず基本をやっていただきたい。このことを申し上げているので、ぜひその点をご理解していただいて将来に向けた、町長が言っています若い人が住みやすい、住みたいまちづくりを、提唱する魅力ある将来に向けた施策をお願いして私の質問とさせていただきます。町長の積極的な行動を期待しています。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で、松浦隆君の一般質問は終わります。

次は通告の3番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は学校統廃合問題と町の将来についてということで、この1点について4項目について質問をさせていただきます。

まず1点目ですね、先日の新聞報道で若年女性の減少率が本町は県下で2番目に高いという記事があった。これに拍車をかけるのが地域から学校をなくすということです。町の活力、町の魅力を自ら奪うことはやるべきではありません。若者定住や子育て支援等、学校をなくすことより先にやるべきことがあるのではないのでしょうか。これについて教育委員会の見解をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

若者定住や子育て支援等を学校をなくすことよりも先にやるべきではないかというご質問がありますが、お答えしたいと思います。

若者定住や子育て支援を学校教育とまったく同列に語ることはできないと思います。少子高齢化に歯止めがかからないからこそ、手をこまねくことなく早急になさなければならないこととして学校統合の提案をしています。何年か後ではなく今、教育委員会の責務、施策として学校統合を打ち出さなければ怠慢のそしりを免れない、まさにそのような状況であると理解しております。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

4月13日ですね、NHKの「おはよう日本」の中で廃校が招いた過疎ということで放送がありまして大変ショックを受けたわけですが、この内容はあとで皆さん十分理解していただきたいと思うんですけども、とりあえずここで問題なのは平成23年度までに児童生徒数が減少するというので、20年間で6,800校以上にのぼる数の学校が廃校になっている。その中で例に出ていた9年前に高山市と合併した旧高根村では学校がなくなって、いなくなったのは子どもだけではなくて、その子どもを持つ若い世代の人たちがいなくなってしまったということがありました。これは全国的にもそうなんですけども、ただそのなくなったのが遠くへ行ったのかというと、その近くの学校があるところに移り住んでいる。家もあるし親もいるしということで子どもたちの学校があるところに移り住んで、その地域には若い人たちがいなくなってしまう、そういう現象が全国にたくさんある。このNHKのケースでは学校の統廃合が地域の過疎化に拍車をかけたということで、みんながそういう意識で受け止められているということでした。

それと今まで学校がなかったところに、休校だったところに子どもが1人来たということで学校を再開するかどうか本当に住民の中でいろんな議論があって結局再開をしたということで、そこにはやっぱり住んでいる人たちがその地域に希望を持って、住んでいられるようになった。

詳しいことはこれを読んでいただきたいんですけども、例えばその地域から統廃合で子どもたちがいなくなったというのは、この本町においてもあると思うんですね。旧下部町で久那土

小学校と古関小学校が平成13年に統合されたんですけども、当時は99人であった全校児童数がわずかに12年後には41人に激減したということで、この減少率というのはやっぱり隣の六郷町や鯉沢町と比べても著しく高い。久那土小が減少率が58.6%、六郷小が39.8%、鯉沢小が19.7%ということで統廃合した地域の子どもたちの減少率がやっぱり高いということは、これはこういう事実があるということは本当に地域の中に学校がないと若い人たちは住まなくなる。それが、先ほどから同僚議員の質問に30年後に若年女性が少なくなっているというような質問がたくさんありましたけども、そういうものとリンクして、ますます、30年後でなくてももっと早くにこういう学校統廃合を進めることによって、人口減少に歯止めがからなくなってしまうのではないかと、そういう危惧を持っています。

先ほどからの答弁で、このまま何もしていないでというふうに答弁があったんですけども、町は町なりにも一生懸命、今までやってきたと思うんですね。ただどもやっぱりそこになかなか歯止めが掛けられなかった事実があるわけです。この豊かな自然の中、この町は豊かな自然の中にどうしたら住民が暮らしやすい環境をつくるのかというところが問題で、豊かな自然だけでは駄目ですから、その中に魅力ある地域づくり、それは学校は欠かせないという問題だと思うんですね。先ほどからの同僚議員とのやりとりをしていた中で、私やっぱり気になったのはそういう町が若者定住とか子育て支援という政策を一生懸命進めても学校がなくなってしまう、そういうところに整合性がないということを多くの町民が思っているんですね。先ほどの質問でもありましたけども、そのことについて町長は町の施策として若者定住、子育て支援の施策を一生懸命進めているという立場ですけども、片やその教育委員会で学校をなくしてしまうということがどうしても、この町として整合性が取れていないと私は思うんですけども、それについて町長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私には通告がされておりませんが、いいですか。

私は常々申し上げておりますとおり、それと私は今から12年前に、合併をする前に中富の町長をさせていただいておりました。そのときに曙小学校の統廃合をしなければ身延町としての合併に中富は入れてあげないよという意見をいただきまして、それでは困りますので私が町長の立場でその方向を取り除くために歩いた経緯があります。そのときに父兄はたぶん、ちょっと昔のことですからはっきり覚えておりませんが、6人か7人だったと思いますが、その中に私はここに小学校があって3人や4人の、同級生が3人4人いれば立派ですが、そういう中で授業を受けさせることは私は子どものためによくないから、学校があれば私の家内は南部町ですから南部のほうへ行って南部の学校へ行かせます。学校があれば私はここを出て行きます。もし4月から原小と合併してくれるのであれば、ここに残ります。こう言って今もそこに残ってくれている事例もあります。

したがって、議員さんはいつも言うんですが学校がなくなると人が少なくなってしまうと言いますが、私はそのときに本当に自分の子どもを考えたときに1人の生徒、2人の生徒でいいのか、そうではない。これでは困るから私は大勢の児童と一緒に勉強をさせたい。したがって曙小学校があると私は失礼ですけども南部へ出て行きますと、こういうことをはっきり言われた覚えがありまして、私はいつもこのことを頭の中に置きながら学校があれば必ず、

そこに人が住むのかどうなのか、そのことだけは考えていかなければいけないなというふうにも思っているところでございます。ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

実際問題、私が先ほど言ったようにNHKの「おはよう日本」の例とか具体的には久那土小学校と古関小学校で統廃合した結果、その結果がもう数値として出ているわけですね。だから学校がなくなれば、そこには若い人たちが住まなくなる。現実にはこの後期計画が発表されたあと、久那土地区でも常葉地区でもそれから中富のほうでもほかの近くに寄り住んでしまったという例も聞いているんですね。実際問題、これは事実としてあるわけですから、これはいくら町長がそういう例を出そうが、そういうことが実際数値として出ているわけですから、これはこれでお認めにならなければいけないのではないかなと思うんですね。

先ほどからも住んでよしというふうにおっしゃっていて、山や川があってそして学校があるということが魅力なんだということが、私たちもそうですけども新しく寄り住んでくれた方たちもそこが魅力なんだよということをおっしゃっているんですね。だからやっぱり基本はいつも言うように豊かな自然の中に生活しやすい環境をつくる、そのところに力点を置かなければいけない。それが町の仕事で、今やっていることは整合性がない。そのところについて、町長はどうお考えですか。その曙の問題ではなくて、全体としてどういうふうにお考えですかということをお聞きしているんです。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどから言っているとおり、議員さんはいつもこの議会の中でもおっしゃいますが、考え方の相違で議員さんの言っていることが100%であると言われるから、それは違いますよと私は言っているんです。そのことだけをしっかりと理解していただいて話を進めてください。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

100%とかなんとかではなくて住民の皆さんがそういう思いを持っていますよ。それを私は代弁をして、なるほどなそうだなと私も思うし事実もあるわけですから、そのことについて整合性がないとみんなおっしゃっているんですね。そのコマの跡地に住宅を造って、今は学校があるけど、それがなくなってしまう。なくなってしまうんですね。そこを買おうと思っても学校がなくなってしまうのかといたら、魅力ってなくなるのではないですかね。そういう行政で進めている若者定住とか、子育て支援の政策と教育委員会でやっていることが整合性がないということは、やっぱり町長としてどう思うかということをお尋ねしているんです。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

何回聞いても同じでございます。私どもがやっていることも町民のためにやっていることでありますので、教育委員会でやっていることは教育委員会に聞いてください。私は町民のため

にやっていることであって、教育委員会でも少なくとも私は町民のために頑張っている、こういうことありますから整合性があると私はこういうように理解をしております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

教育委員会に聞くのではなくて教育委員会はそれでよしとやっているんでしょうけども、その整合性が取れていないから町長としてどう思うかということをお聞きしているんです。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私は町民のために一生懸命やっておりますから、整合性はあるというように答えているわけでございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか堂々巡りのような気がするんですけども、町民のため、住んでよしというふうに町長おっしゃっているけども、学校がないところは住んでよしにならないんですよ。そういうところがちょっと違うのではないかなと。実際問題、学校がなくて若い人たちが住まなくなったという具体的なデータもあるわけですから、これをお示ししてこういう具体的なデータがあって施策を進めているけどもそれは違うのではないですか、そのところの認識をお聞きしているんです。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

聞く耳を持ってください。議員さんはそう言いますが、私のほうも嘘を言っているわけではなくて、正確なデータのもとに学校があればここに住みませんよと言っている事実もあると。したがって、議員さんの言うことが、議員は私が言っていることが素晴らしいんだよ、町長はおかしいよと言いますが、そうではない。聞く耳を持って本当に考えていただきたい。このことを申し上げているところでございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

よく町長、その曙のことをおっしゃるけども、たしかにそういう人がいるんでしょう。けどもそうではない人だっているわけですから、町長として多くの人たちの意見をやっぱり聞く必要、その特徴的なその人ではなくていろんな人の声を聞く、地域の人の声を聞く、そういう姿勢が大切なんではないかなと思うんですね。だから今回にしてもそういう整合性が取れていないと多くの町民が思っているわけですから、そういうところはやっぱり謙虚に耳を傾ける、そういう姿勢が必要ではないかと。町長はそういうふうに思っているけども、そうではないという町民がたくさんいるんですよ。町民との懇談会とか、それから私たちが久那土小学校の保護者と話をした会議の中でも、そういう声はたくさん出ているんです。実際問題、そういうふう

に思っている町民がいっぱいいる中で、いつも引っ掛かるのが町が進めているものと教育委員会がやろうというところに整合性がないから、町長としてどういうふうに考えるかということをお聞きしたかったんですけども、ずっとそれは平行線ですね、いくら話をしても平行線なので、こういう事実があったということを質問で述べておきたいと思います。

それでいつも外から来た人たちが、やっぱり学校があるから来ていると言われるんですね。それはやっぱり必須条件だと思うんです。そういう意味では私、3月議会で私たちが気づかないこの町の魅力、そういうものを分かっていてこの町に住んでくれた方たちの意見を聞いて施策につなげてほしいということできくつか提案をしているんですけども、それはどういうふうに具体的になっているかどうか、それをちょっと答弁をしていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

通告主義でどこにそういうことが書いてあるんですか。通告をどこに、誰にどういうふうに通告しているんですか。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

町長、先ほどからそればかりですけども、通告主義ですけども私が若者定住や子育て支援で学校をなくすことより先にやるべきことがあるんじゃないかと通告しているではないですか。そんな細かいことではなくて、通告というのは細かい数値とかいろんな資料とかそういうものが整わない。だから通告してもらえればそれはちゃんと用意しますよ、答弁しやすいように。こっちも分かりやすいようにということだと思うんです。日ごろ、仕事しているんだからこのぐらいのことは答えられなければおかしいではないですか。通告するとか、しないとかではなくて、実際問題、若者定住とか子育て支援とか言っているし、3月議会にも質問しているんです。その後どうなったのかということをお聞きすることぐらい、なぜ通告にないから言えないんですか。おかしいと思いますよ。

○9番議員（草間天君）

議長、ちょっと議運を開いてもらいたいんですけども。

○議長（河井淳君）

草間議員の発言を許可いたします。

○9番議員（草間天君）

今、質問ではなくなっていますので、ちょっと議運を開いていただきまして整理してもらいたいと思いますけども。

○議長（河井淳君）

草間議員、今の意見はお受けできませんので。

政策室長、答弁を。

○政策室長（佐野文昭君）

3月のときのご質問ということで、一人暮らしの方々の意見等も聞きましょうということであったと思いますが、その後、声を聞くという形で70歳以上の高齢者の方を対象にいたしまして、身延町の暮らしについてのアンケートという形で、民生委員で活躍されている皆さまに

お願いいたしましてアンケートを実施しております。現在、回収をしている段階ということで、いろんな意見を汲んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ホームページのことで。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

若者につきましても空き家バンク等の制度で居住されている方とか、2年間という形で3カ所について、今のところ2カ所なんですけど居住されている方たちの会という形で4月に、役場に集まっていたきまして顔合わせ会を始めまして、どういう形で身延町に移り住んでいただいたかということから聞く会を始めました。今後につきましても皆さんの町に対するご意見等を聞きながら反映していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

最初から言っているんですけども、やっぱり危機感、30年後ではなくてこの町はもっと早くにそういうふうになってしまうという危機感をもっともっと必要だと思うんですね。そう考えたら、移り住んでもらう人たちの声を聞いたときに、空き家対策で空き家バンクに登録して来たけれども、やっぱり地域の人たちの状況とか、それから家を買っただけでは住めない。大工さんとか水道屋さんとか左官さんとか、そういうことの情報全然なかったと。困ったという話も聞いているんですね。

そういう意味では、やっぱり空き家対策とかではなくて1つの部署としてきちんとした部署を設けて、そういう人たちをきちんと総合的に受け入れる、それからその後のいろんな問題の解決、そういうことを図る部署が私は必要ではないかなと思うんですけども。そうしないと、来てもしろいろ大変な思いをするだけで、こんなはずではなかったということも出てきますし、そういう意味ではちゃんとした情報を、独立した課でも対策室でもいいですけども、そういうのをつくっていただいて、本当に来やすくして住みやすいようなことを、行政としてもきちんと考えていかなければ増えないんじゃないかと。いくら豊かな自然があって住みよい環境をつくらうとしても、そういうところに問題があるとなかなか進まないんじゃないかなと思いますので、こういうことについて、先ほどの同僚議員のことも触れるんですけども、私は具体的にそういう課をつくっているんな、新しく移り住んでくれる方たちのための部署をつくるべきだと思うんですけども、これについては町長いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど松浦議員のほうからお話がありましたが、そのときに答弁したとおり今後、検討を

させていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

では2番目の質問に移ります。

久那土の保護者が不同意を出したと聞きました。中学校の統廃合は不同意が1校でもあったら統廃合が1年先送りされると説明会で学校教育課長が答えていましたが、この計画は1年、先送りされるのかどうなのかお聞きします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

今、議員さんは中学校の統廃合は不同意が1校でもあったら統廃合は1年先送りされると私が断定したとのご質問でございましたけれども、学校教育課長である私がいつどの時点で述べたか、少なくとも私の記憶にはございません。したがって、このご質問にはお答えできません。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

言った言わないの話になってしまうと時間ももたないないので、統廃合は受け皿として中学校を先行して行う。もし仮に不同意が出た場合、統合はその年にはできない。保護者の同意が得られない中での強引な統合はできないと学校教育課長は答えていました。これははっきりそれを聞いていますので、そんなことで言った言わないということで議論してもしょうがないので、そういうことを聞いたということで、今、その言った言わないではなくて不同意が出たということで、私が聞いている範囲では中学校4校中2校が不同意、1校が回答の保留ということをお聞きしているんですけども、それに間違いはないでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

のちほど川口議員さんの質問通告に同様な質問がございますので、その際にお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それはおかしいです。私が先に質問しているし、そしてここに不同意を出したと聞いたというふうに、この不同意の話が出ているではないですか。川口さんは川口さんで質問をしているでしょう。だけでも私、先にこの質問通告を出しているんですよ。それで質問をしているんです。なぜ質問に答えられないんですか。

○議長（河井淳君）

渡辺議員。渡辺議員の通告はこの計画が1年先送りされるのかどうかという内容の通告でございますので。

○11番議員（渡辺文子君）

そうですけども、再質問でこの事実が本当なのかと聞くことが、では通告にないから駄目ということですか。

○議長（河井淳君）

基本的には通告したことを質問してください。

○11番議員（渡辺文子君）

それはおかしい。では再質問はできないということですね。これに。

○議長（河井淳君）

そういうことではございません。

○11番議員（渡辺文子君）

ではおかしいではないですか。再質問ですよ。答えられないということですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それでは正確を期するために、川口議員さんから質問通告をいただきまして、それで用意しました答弁書によってお答えをしたいと思います。

経緯等から話をするわけですが、平成25年10月8日、管内11校の保護者会代表に平成26年5月末までに保護者会として後期統合計画に同意できるか否かを回答していただきたいと依頼しました。その結果、全保護者会から回答をいただいたところでございます。

まず久那土小中学校は一体で協議をした結果、不同意。下部小中学校も共に協議をし対象者47人中、出席者22人で投票を行い賛成12人、反対10人であったため結論保留。続きまして西島小学校はわずかに欠席者がいたものの、ほぼ9割が賛成に挙手したと聞いていますけれども、その結果として同意。原小は26人の対象者に投票用紙を配布し賛成17人、反対8人、無効1人で同意。下山小、身延小学校は同意。大河内小学校は投票により投票率82%で賛成34人、反対18人、無効2人で同意。中富中学校は投票率100%で賛成18人、反対49人で不同意。身延中は同意という結果でございます。

これらを繰り返しますと同意は西島小、原小、下山小、身延小、大河内小学校の小学校5校と身延中の中学校1校、計6校。不同意は久那土小の小学校1校と久那土中、中富中の中学校2校、計3校。それから結論が出せなかったのは下部小学校および下部中学校の計2校です。これが結果です。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それでこの中学校ですね、先に受け皿として中学校が先行して行うという、これについてこういう結果が出たわけですから、どういうふうに、計画どおり進まないと理解をしていますがそれでいいのでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答え申し上げます。

保護者会からすべての回答があったのが5月28日でございます。教育委員会では翌日の29日の定例会で事務局から報告を受けました。6月2日に臨時会を開催しましたが、結論を得るには至っておりません。また今後ですが6月中旬に再度、会議を開催して対応を協議する予定になっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

対応といってもこれだけ多くの不同意があったということで、まさかこの不同意を強引に進めるといえることはないかと普通は理解するんですけども、それでよろしいですか。いろいろ検討はしているんでしょうけども。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

どうなるかについては、現段階ではなんとも申し上げられません。先ほど申しましたように審議中でございますので、これ以上のことはこの場では言えないと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。どういう結果になるか分からないけども、やっぱりその皆さんの思いというのをしっかり受け止めて審議をしていただきたいと思います。

3番目ですけども、保護者会から教育委員会の質問状に対し学校教育課長が回答したり、説明会でも説明や答弁をしているなど教育委員会のこれまでの進め方に問題があると思っておりますが、具体的に言うと先ほどの統廃合を受け皿として中学校を先行して行くと。これは学校教育課長が言うべきようなことではないのに言っていたとか、やっぱり対応がちょっと違うんじゃないかなと思ったので、この質問をしたんですけども、あと保護者会が教育委員長宛に質問状をいろいろ出していますよね。それに対して、やっぱり教育委員会に出している、教育委員長に出しているわけだから教育委員長がきちんと答えるのが私は筋だと思んですけども、なぜ事務局ということで学校教育課長で公印省略ということで出ているんですけども、こういうことがされるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

たしかに学校教育課長名で保護者会に回答したことがあるのは事実であります。しかしそれ

は私の個人名ではなくて、学校教育課長という教育委員会事務局に属する職名で行っていたものでございます。学校教育課長の職務の1つには、教育委員会で決定のあった事件につき事務的に体裁を整え、ときには補強し、ときには周知するなどということがありますし、また学校教育にかかる各種計画案の策定など重要事項などがあります。したがって、私が行ったのはあくまでも説明であって、新基軸を勝手に打ち出したというものはございません。

行政委員会である教育委員会は合議制の執行機関であります。そこでの決定に対し補助機関としての私が職務を執り行ったということに過ぎません。教育委員会教育委員長、教育長、学校教育課長とその職責は違いますが、おおむねそれぞれに職務を司り学校統合を進めてまいりました。そのそれぞれの役割の根拠としてきたのは法律では地方自治法、地方公務員法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律、例規では身延町文書管理規程、身延町公印規程、身延町教育委員会事務局の組織に関する規則、それから身延町教育委員会教育長に対する事務委任規則などに基づいて事務を執り行ってきました。

先ほど学校教育課長名で回答文書が出されたということでございますけども、もともと照会文書、回答文書につきましては課長名で行ったりするのが行政の世界では一般的でございます。また公印省略につきましても照会文書、回答文書は公印を省略できるとされています。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

保護者が、例えばその中ではこの保護者だけでは解決できないから教育委員会にも来ていただいて説明してくださいという、そういうような思いもたくさん学校で出ているんですね。そういう、ぜひ出てきて説明をしてもらわないと判断が困るからというような思いもこの中に入っているんです。教育委員会、教育委員長宛にそういう思いを出しているにもかかわらず、きちっと責任者の教育委員長が答えるべきだと思うんです。ではないかと思うんですけども、それは立場が違うし、課長でもできるよといえはそうなのかも分からないんですけども、保護者たちのそういう思いをきちっとやっばり教育委員会として受け止めて教育委員長の名前でこうですよという返事するのは、それは私は教育委員長の仕事ではないかなと思うんです。事務方だから返事を出しておきましたではないと思うんですよ。そここのところの認識が違うから、もうちょっと誠意を持った対応をしたほうがいいんじゃないですかという思いでこれを言ったんですけども、どうでしょう教育委員長。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

2つありまして1つは保護者の方々が会議をするという中で、こちらから出かけていって説明を申し上げるといふのを全部やるのは大変だったので、文書でもってお願いしました。一つひとつ行きますと全部行かなければならないということがありまして文書で答えるということが1点ありました。

それから今、事務方の課長から説明がありましたように、これらの説明については教育委員会の中で回答書については検討し、なおそれを課長名でもって回答した、そういう例でありますので、課長の回答書によってそれを代行した、こういうことになっております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私、だから誠意がないと思うんです。1校行ったらみんな行かなくてはいけない、当然ですよ、そんなのは。みんな迷って困って教育委員会に説明に来てくださいと言っているんですよ。それを1校行ったら全部行かなければいけないって、それはあまりにも。行くべきだと思いますよ。きちんと保護者と、どういうところが疑問でどういうところが不安ですかとそういう思いを重ねる中で保護者も納得できるものはできるし、できないものはできないと思うんですね。そういう努力を、だって22回、住民説明会をしたではないですか。そして学校がなくなるなんて、その最終決断を保護者に私からしたら押し付けた。それで保護者が困っていて教育委員会に来てくださいと言っているのにもかかわらず、学校教育課長の名前でそれは行けませんなんて、それはあまりにもひどい対応の仕方だと思います。だから信頼がなくなってしまうのではないですか。もう1回、答弁をお願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

先ほど委員長から一部、今までの経過も含めて申し上げましたとおり、学校統合については教育委員会では重要課題として捉えて今まで検討した結果で、今お示しをしています後期統合計画になったわけでございます。

この計画を町民の皆さまにお知らせをする、これは議員さんもお承知のように教育委員会名で各戸に配布をいたしましたし、また先ほどお話がありました22回の説明会も教育委員会として行いました。先ほど来からやりとりがございます照会とかうんぬんについては、この事務処理として委員会では判断をいたし課長名で出したりしたわけでございます。それは教育委員会として認めています。ですから出向いたらどうですかということでございますが、先ほど申しましたように文書でやりとりをしていきますと言ったわけは、例えばこの会場で私ども教育委員がある質問に答弁をいたします。それからまた違う会場へ行って同じような質問もあるし、また違うような質問もあります。それを私どもが答えるんですが、今までの統廃合の経過を見ますとこのことが言った言わないのことであったり、あるいは言うほうと取るほうで微妙なずれがあったりして非常に話が複雑になった経過がありました。したがって、今回のこの統合計画を説明するについては、あくまでも文書でいたしましょうということになった経過がございます。このことはもうすでに保護者の皆さんにもお話してありますので、分かっているものと理解をしております。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かっていないからいろいろ問題が起きているのではないですかね、不信感やら何やら。なんか誠意がやっぱり足りないし、ここで話したと違うところで話したことが違うなんてことはあるべきではないではないですか。普通に考えて、だからどこへ行って何を話しようが、

それは教育委員会できちっとしたものがあれば、それは違うということはないと思うんですね。そのところがやっぱりきちっとできていないし、いろんな話し合いの中で説明も不十分だったからそういう問題も出てきたんじゃないかなと思います。とりあえずこのことについては、そういう住民の、保護者の思いに応えなかったということだけ指摘をします。

ちょっと時間がないんですけども、先ほどおっしゃった後期計画の説明会をして後期計画について同意か不同意かをとったとおっしゃったけども、それは事実でよろしいですか。時間がないから、原小では相手校との、だから下山と統廃合することに対してどうですかという、それに対して同意か不同意かということ聞いたんですけども、そんなことはないですよ。説明して歩いたように後期計画に対して、この学校の保護者は同意なのか不同意なのかということととったということで確認をしますけども、それでよろしいですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

昨年の10月8日に保護者の代表の方々にお出でいただき、そこをお願いしたのは基本的には後期統合計画に対する同意、不同意を明らかにしていただきたいということでした。ただ、それは今日に至るまで、保護者会の中でも全体を考えるのは非常に困難であるという考え方もありました。初っ端に出てきた同意書というものが後期統合計画という意味合いではなくて、どこどこ小学校と統合することを私たちの小学校保護者会は同意しますという文面だったものですから、それが例になってしまったのか知りませんが、同じような回答書が寄せられたということでございます。

したがって原小学校につきましても下山小学校、下部小学校の統合に関してのみは同意をすると、そんな表現になっています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それはあまりにもひどい話ではないですか。前提が崩れてしまって同意、不同意をとる。原小では3校残って西島へ行くか、下山に行くかと考えたら、どっちかといったらもう下山のほうがいいよねという話で同意した人が多いと聞いたんですね。そもそもこの後期統合計画について同意なのか不同意なのかという、そのところもきちっと、だから教育委員会がちゃんとそういう説明会にきちんとして話をしていれば、こんな誤解は生じなかったんじゃないですかね。そもそもその前提が崩れていて同意、不同意をとってもしようがないということに私はなるんじゃないかなと思います。

時間がないからちょっとそういうふうに言っておいて4番目なんですけども、子どもの数が少ないからといって統廃合を繰り返すと、いずれこの町から学校がなくなってしまうことも考えられるということで、身延町という町に1つの中学校、1つの小学校は最後まで残るんじゃないかという思いを持っていると思うんですけども、そうではなくて文科省は適正配置を進めることが困難な状況とその対応ということで、同一町村内においてすでに小学校、もしくは中学校が1つしかない場合には複数の市町村で学校を共同設置すること。あるいはある市町村から他の市町村へ境を超えて通学させるという方法も考えられるということも言っているんです。

だからこの町に学校がなくなってしまうという可能性だってあるということは否定できないと思うんですね。

それでさっき言った前提がそもそも違っているところで同意、不同意を出すとか保護者の方たちが来て説明をもっとしてくれというのに説明をしなかったという、そういう今までのやり方、そういうやり方はやっぱり、この問題はきちっと白紙に戻す中で同僚議員が質問していた教育振興基本計画、これをつくるようなことを言っておられましたけども、ただ整合性ということも言っていましたよね。今あるいろんな問題と整合性が取れないといけなからと言っていたんですけども、まさにそこだと思うんですね。やっぱり今、この計画を白紙に戻さないと、この教育振興基本計画をつくるにしてももうそういう後期計画というのがあるわけですから、つくれないではないですかね。だから当然、この今ある後期統廃合計画を白紙に戻すべきだと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

後期統廃合計画をこの際、白紙に戻して住民の皆さんと一緒に、先ほど言いました計画をつくったらどうだというご意見だと思うんですけども、ちなみに今お示ししてある後期統廃合計画の最初は平成20年8月の適正配置審議会の答申、それは学識経験者、議会議員、町民代表、PTA、校長会など関係各位である住民代表によって行われたものでございました。ここで示された最終的な統合案が1中2小ということであったのはご承知のとおりだと思います。計画はこれを実施しようとする過程において、今後の話でございますけども、これは教育委員会で先ほど言いましたようにどうでしょうか審議中でございます。今、こうなるだろうあなるだろうという憶測では私の立場とすれば申すことはできません。審議中でございます。例えば一部見直したとか凍結だとかいろいろなことがあるかもしれませんが、しかしそれは今現在で言えば可能性の話でございます。ですから特定はできません。

また先ほど議員さんが白紙撤回というようなお話があったわけですが、白紙に戻すということは、これは先ほど申しました今までの経過の中で後期統廃合計画がつけられたわけです。これらをすべて否定するということになるわけですが、教育委員会ではこのような提案を受け入れることはちょっとできないと思います。

振興計画については、これは先ほど野島議員の質問にもあって、さっき答えたとおりでございます。したがって、今、委員会でどうするかを審議中でございますので、これ以上のことは私のほうからは言えません。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

振興計画はつくる方向で考えると私は理解したんですけども、そういう理解に間違いはないですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどの議員さんのご質問に答えたとおり、その方向で検討します。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

だから後期統合計画と整合性が取れないと、やっぱりそういうものがあって、その上につくるというのはできないではないですかね。そここのところの整合性、それからさっき言っていたようにほかの若者定住とか子育て支援とかいろんな施策と全部リンクして、その整合性をきちっと取らなければいけないからということをおっしゃったと私は理解しているんですけども、その1つにしてもその後期計画だってその1つ、これがある限り、できないということに私はなと思うんですけども、そここのところはどうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

それは違うと思います。先ほど申しましたように、計画は今までの経過の中でつくられたものです。これが統合計画でございます。今後の教育うんぬんについては、先ほど言った振興計画ということになるんでしょうが、この統合計画は先行されているわけです。現段階で見ればですね。それを現在までやってきたわけです。したがって、今後どうするかについては審議中ですということです。そのように理解をいただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

先行していると言うけども、この教育振興基本計画、どういう環境の中で子どもたちを育てるのか。この身延の地の子どもたちを、地域の実情に合った計画を立てる。その中には少人数教育でこれからいくのか。そうではなくて、今計画しているような、そういうふうに統廃合を繰り返してまとめてしまう、そういうものを大きな、振興計画の中にはいろんな社会教育とか、さっきおっしゃったようにいろんなことがあると思いますけども、学校教育だって大きな1つの点ですよ。どういう教育をするのかというのは当然、統廃合だって絡んでくる問題ですよ。その後期計画は後期計画で進めておいて、この振興計画、違うふうにつくりますよ、それはないんじゃないかなと思うんですけども。その振興計画をつくるんだったら、やっぱり今までの後期計画、今までいろんな教育委員会のずさんなやり方とか拙速なやり方があって、いろんな問題が今起きているわけですから、ここでやっぱり1回白紙に戻して、きちっとした町民みんな、代表だけではなくて公募も含めたみんなの力でこういう教育振興基本計画をつくって、それでこの町の教育を考えるということにしないと意味がないと思うんですけども。もう1回、そここのところはどういうふうにお考えなのか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

学校統合問題は、先ほども申しましたように今までの経過を見ますと合併以来の懸案事項で、

町の総合計画の中にもはっきり位置づけられているわけです。それに基づいてつくった計画で今までできたわけですね。ここで今後については、全体を網羅した形をつくりましようと言っているわけです。ですから今の学校統合計画については、ではこれをどうしようかということは今、審議中ですので先ほど言った振興計画はそれはそれとして、現段階はどのような方向に向かうべきかを審議しますと言っているわけです。これ以上の答えは、ちょっと出ないと思うんですけども。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

どうもいつも教育長とすれ違いで、私が尋ねていることにきちんと正確にお答えいただけないということで、これ以上言ってもしょうがないし時間もないですから、何しろこの身延町の教育をどうしていくのかということ、やっぱり町の施策とリンクさせながら、整合性を持たせながらいかないと効果もないし、そういう意味では多くの町民の力を借りて、町民の皆さん、すごい知恵を持っている方たちがいっぱいいらっしゃるんで、この計画をつくっていただきたい。そして白紙に戻すべきだと、そういうふうを重ねて主張しまして質問を終わりにします。

○議長（河井淳君）

以上で、渡辺文子君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

なお、樋川総務課長につきましては、所用のため午後は欠席との通知がありました。

次は通告の4番、川口福三君の一般質問を行います。

川口福三君の質問を許します。

登壇してください。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

通告に従いまして、大きく分けて3つの質問をさせていただきます。

わが身延町も今年で早くも10年を過ぎようとしております。この間、依田町政から望月町政へと町の執行者も代わり、望月町政におきましては2期目1年半を経過するところに至りました。

振り返ってみますと、わが町のかつての願いでありました中部横断道、これも3年後には開通の運びとなり、非常に町民の一人として喜ばしい限りでもあります。こうした中部横断道に対しましても、先ほども町長からお話がありましたように町内に3カ所のインターが設置される。こうした町民にとっての利便性、これからの町の活性化に大いに期待するところでもあります。また片やこの身延町をこれから中部横断道を通じた中で活性化に向けての行政の施策、

これが大きな課題となるものと考えます。

まず最初に中部横断道開通に向けてのまちづくり構想について、お伺いいたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、わが町には当初から決定をされていましたが、仮称ですけども身延インター、それから町から要望をお願いしておりました仮称の身延山インターと仮称の中富インターの2カ所の活性化インター、合わせて3カ所の建設の許可をしていただきました。これらのインターにつきましては、特に活性化インター2カ所につきましては、山梨県の予算において施工していただくインターですので私どもの町の予算は一銭も使うことはございません。しかしインターを町民の皆さんがいかに関活用するか、これについては取り付け道路等が必要になってくる部分でございますので、この部分につきましても県の予算において施工していただけるようお願いをし、その方向で進んでいるところでございます。

中部横断自動車道を活用した地域活性化策でございますけども、松浦議員の質問にもお答えしましたように、まずは町民の皆さんがこの町へ住んでいただく、要するにベッドタウン化の施策を進めていきたい。そして丸滝地区の宅地分譲事業を実施いたしましたところでもございます。そして今後におきましても、先ほど話したとおり町内に点在する町有地等を活用した分譲計画も考えているところでございます。また町内には多くの観光施設がございます。日帰りの観光はもとより宿泊をして長く滞在し楽しんでいただける施設、あるいは体験内容も豊富にあります。さらにはゆばの里豊岡、大島直売所、道の駅しもべ、伊沼のJA直売所および下山のさくらなどの施設がほぼ毎日、地域の農産物や特産物を販売していただいております。

中部横断自動車道の開通後はインターチェンジから下りていただいて、これらの施設を利用していただくとともに長く滞在をして宿泊をしていただけるよう、今後利用者の皆さんに宣伝をし、多くの皆さんがわが町を訪れてくれるように考えていきたいなど、こういうように考えているところでございます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今の答弁の中で、まだこれから質問しようと思っていた要点の答弁もいただいってしまったような気がいたしますが、結局、町内へ3カ所インターチェンジができることは非常に先ほども申し上げましたように利便性がよくなることは事実であります。しかしそれに基づいて今現在、町内にも今、町長からの答弁の中にもありましたようにそれぞれの施設があります。農協の直売所をはじめ、ゆばの里、それから中富和紙の里、そういった拠点もあるんですが、新たに中部横断道が開通する、いわゆる3年後を見据えた中でこれからやはり町の拠点はこれなんだというような行政としての構想があるかどうか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましては、町のそれぞれの委員さん方にもお願いする中で検討させていただ

ているんですが、経済状況、その他でこれといった結論が出ないままに進んでおります。したがって、先ほどから申し上げておりますとおり差し当たってはよそへ出ている皆さんがここへ帰って、そしてここで生活をさせていただくと、このことをまず早急に進めたいなと思っております。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

町内へ3カ所、それから南部のインター、それから六郷のインターと町民が5カ所のインターチェンジが利用できるというような状況下の中で、私個人が眺めてみた場合、その5つのインターの中で52号線へ一番隣接する、富士川へわたって52号へ出入りする車両が増えると想定されるのは峡南橋の通行車両は相当増えるように私は予感いたします。

かつて旧中富時代、今セレモニーがありますが、あそこは田んぼの裏砂利をとって長いことプールになっておりました。そのときにたまたま今の西嶋バイパスが完成して通行ができるようになったんですが、その当時の町長にそこを町で買ったらどうだというような提案もした経緯がございます。そのときは一町民の立場でしたが、そのとき用地を買っていれば和紙の里があんなに奥へ行かなかったと。いわゆる行政というのは、先を見越した中で地域づくりをしていくことが町民が願いとするところでもあるし、またこれからも大いに希望を持てる施策ではなかろうかと思うわけです。

その点、身延町も非常に面積も広く、52号沿線においても南部から富士川町までは距離的にも延長、かなり長い距離があります。私は身延町の北口の玄関口として今の峡南橋のセレモニーの反対側あたりへ1つの拠点づくり、言うなれば身延町に大型観光バスで訪れてもトイレがないと。こういったような話をよく耳にします。たしかクラフトパークが道の駅になっているとはいえ、あそこまでわざわざ進入する車両は非常に少ないと。一般自家用車がいつでも52号で対応できるような施設を造ることが行政として、また町へ人を迎えられる施設として、これは絶対条件として必要と私は考えます。

やはりそうした中部横断道の完成後を見据えた中で、これからの町の活性化計画、これを入念に行政サイドで練り、また町民の声も聞き入れた中で町の活性化計画をつくる必要があると考えます。

そうしたいわゆるひとつの、私一人の個人の意見ではありません。これは先日、下から来たお客さんがたまたま家に寄りました。「ちょっと伺います、身延山ってどこですか」「どっちから来たんですか」「下から来ました」と。結局その人も標識がありながら標識を見失って上ってきたんだろうと思います。1つの地域、いわゆる拠点として、誰が行ってもあそこが身延町だと言えるような拠点が今のところが見当たらないような状況であるから、下から来たお客さんが家の前まで来るような状況だと思っています。

この身延町のこれからのイメージ付け、そうした拠点をつくることも一番必要ではないかと思うわけです。この活性化に向けては今言う定住化構想、もちろん若い人が、若年女性が少なくなった。同僚議員も先ほど質問をいたしました。その今までの行政の進め方、これが私は一番問題があると思うわけです。旧町時代からの人口の流れ、9年間を振り返ってみますと身延町が9年間で1,325人の人口減、旧下部地区が1,244人、中富地区が772人という人口減の結果、総人口で3,341人という人口が減っているわけです。旧下部地区にお

きましては24.1%の人口減、約4分の1、人が減っているわけですね。身延地区が17%、中富地区が18%の減というようなことで人口が減っておりますが、この地域別に見た場合、何が一番、旧下部地区の人口減につながっているかということ旧下部町においては三沢市之瀬間の道路問題、もう30数年経つ道路問題ひとつにしても一向に進展がない。こうしたような町内の生活基盤道路整備が遅れている。町長をはじめ誰しも県下一円、歩いてみて峡東・峡北地域へ行った場合、今までなかった道路がいっぱい、立派な道路が出ております。しかしながら峡南地方は52号一本です。ここへ来てようやく中部横断道が3年後に完成するとはいえ、この中部横断道自体、私は中部横断道とかバイパスというのはそこを通る車の単なる便宜性の道路だと。たしかに期待もできるけども、逆に衰退する原因にもなるのではないかと不安を考えるとところもあります。

先ほど町長も鎮守の森構想という形で2期目の行政運営をなさっておりますが、鎮守の森というのは小鳥がいてこそはじめて鎮守の森と言えると思うわけです。しかしながら今の状況下で言いますとこの定住化をまず進めることによって若い人たちが安心して住める地域づくり、これこそが町として進める政策ではなかろうかと。その点、先ほど申し上げましたように三沢市之瀬間の道路問題、これはやはり町として今後の議会としてもこの問題はなんとか前進させようと私も考えております。町長自体、こうした今の中部横断道と合わせた中で、これからの生活道路基盤整備についてどのようなお考えか、お伺いいたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

今、三沢市之瀬間の道路の話が出てまいりましたが、どこでこのお話をさせていただければよろしいのでしょうか。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

これは町内の生活道路基盤整備の一環として伺っているわけです。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ということは2番ということですね。それでいいですか。はい。

三沢市之瀬線間の道路につきましてはご案内のとおり、これは私どもが施工主体ではございません。県道でございます。したがって、私も町長就任以来、県のほうには毎年、ぜひ三沢市之瀬間の道路を施工していただきたい、これも身延町民の悲願ですようお願いしているところでございます。しかし残念なことにやはり甲府が中心でございますので、甲府のほうから施工をしております、今現在、黒沢バイパス等々を施工しておる、こういうようなことから三沢市之瀬間のトンネルについての着工に至っておりません。

ただし、私も地域の活性化には必要なトンネルであるという認識は持っておりますので、これからも県に対して積極的にお願いをしてみたいと考えております。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

ありがたい答弁をいただきました。やはりこの基盤道路整備として今年度下田原、峡南衛生組合までの測量地質調査費が5,440万円、新年度予算化されました。この峡南衛生組合まで、もうかれこれ40年近くなる施設ですが、身延町独自で衛生組合までの測量予算を盛ったんですが、これやはり市川三郷町の鴨狩、峡南衛生組合までの整備計画等については市川三郷町の町長さんとも話をされたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

市川三郷町の町長さんと言いますけども、今は市川三郷町は関係がございまして、鴨狩から田原間でございますので、私どもの道路でございますので私どもで考えさせていただいております。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうするとあれですか、今の町長の答弁ですと衛生組合から鴨狩までも身延町で今後進めていくという解釈でよろしいですか。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

失礼をいたしました。市川三郷町の町長さんにもお話をしましたけども、そこまではちょっと予算がまわりませんということでございますので、私どもが今一番多く使っている、しかも安全性に問題がある下田原からセンターまでの間を改良したい、こういうように考えているところでございます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この今の道路は私も峡南衛生組合議員として今年度から参加させていただいているんですが、今の状況を見ますと旧六郷町、それから久那土地区等のゴミの進入は峡南橋を渡って富士川橋を渡って衛生組合へ搬入する。これは本来ならこの席で言う意見ではないんですが、そうしたような長距離を輸送して今、搬入されているのが現状です。しかしこれはやはり鴨狩から下田原へ、できればこれは県道にでもしていただいて、国道52号の対岸、迂回道路としての今後の道路整備も考える必要があると思うわけです。

あとの質問で出てくるんですが、2月のああした大雪とか災害時の対応、52号で何かあったときには迂回できるような道路整備、これこそが地域で生活していく上の人たちの一番必要な道路であると思うわけです。こうした道路状況が非常に遅れているのが人口減にも直接つながると考えるわけです。ですからこの峡南衛生組合から鴨狩まで、やはり身延町として市川三郷町とともに県へ働きかけをする考えがあるか、再度伺います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

これには、議員がおっしゃっているとおり52号線の迂回路という位置づけの中で考えるということでございますけれども、あと2年3年経ちますと中部横断自動車道ができる。こういう部分を考えますと、それらも含めて将来、自動車の交通が変わるかも分かりません。したがって、それからでもいいのではないかなと考えているところでございます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

できるだけ前向きに、この道路整備においては検討していただきたいと思います。

次の観光客の受け入れ態勢についてですが、昨年、富士山が世界遺産に登録され、わが身延町も世界遺産の登録の一町名として名を連ねることとなりました。先日、本栖湖へ行った際、あそこに観光案内所も設置され、これからの町の観光案内として、あの拠点が大いに活躍されることと思いますが今の現状下、町の受け入れ態勢、観光に対する受け入れ態勢が整っているとお思いかどうか町長にお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、観光課長に答弁をいたささせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

観光客の受け入れ態勢の計画ということですが中部横断自動車道は町内3カ所のインターが建設されます。さらに地理的な状況から近隣2カ所を含めると5カ所のインターが利用可能となります。観光課としましては中部横断道の開通や昨年、富士山が世界文化遺産に登録されたこともあり、これらのインターを利用して多くの皆さまの来町を期待するところであります。

さて自動車での来町の場合、駐車場あるいはトイレ、観光案内所などが必要となります。現在、町では町営駐車場として身延門内、仲町地区の身延山駐車場および総門駐車場、角打地区に身延駅前しょうにん通り駐車場を指定管理者制度により設置しており、トイレにつきましては身延山三門前と総門、本栖湖畔、湯之奥、湯町ホテル公園に設置している状況であります。観光案内につきましては現状では身延山、下部両観光協会をはじめ役場本庁および両支所等において行っております。そして本年4月より本栖湖にも観光案内所を開設し、観光案内を行っています。観光拠点施設におきましても、パンフレット等により町内の観光情報の発信を行っているところであります。

今後の中部横断道の開通、そして現在、国道300号線では交通の難所の改修のために県で工事を施工していただいております。これにより富士五湖地域の観光客をよりスムーズに町内へ迎え入れることができるようになることを期待しているところです。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今そういうふうに大いに期待はしていても、いわゆる期待してきたお客さんがトイレもないというような状況で果たして来てくださいと言えるかと、こういうことなんです。今、聞いたところ、沿線にはこれといった大型トイレ、団体客が用を足せるようなトイレはないわけですね。身延山で言えば門内の中へ入るとか。これは行政でやらなければ民間ではやってくれませんかよ。そうしたことによって身延町へいらしてください、ぜひきれいな変わったトイレがあります。それも1つの宣伝だと思います。こうしたことがまちおこし、町のいわゆる下からの活性化にもつながるものと思うわけです。

ですから今、課長のほうから報告がありましたように、たしかに言葉の上では町へいらしてください、対応できますというような内容ですが、決して喜んでお客さんが来られるような状況ではないことは事実であります。

個人的な話になりますが、私が四国へ旅行しました。小豆島へ行ってロープウェイに乗って下りたら売店のおばさんが「山梨からここまで来てくれたなら、そのトイレへ寄って行ってください」「なんですか」と言ったら「町で来てくれるお客さんのために1億円かけて造ったトイレなんですよ」と。それは行った観光客しか使えないトイレです。けども逆に言えば52号沿線へ、今言う身延町にそんなトイレを造れば、1億円のトイレに寄ってみよう、それもやはり身延町のイメージ付けになると思うんです。

やはり行政のやることは何かと言えば、先ほどから町長は町民の安全・安心な生活を守るために進めるのが行政だということを盛んにおっしゃっている。子や孫に借金を残さないような運営をしたい、これはたしかに分かります。しかし町民が望んでいるのは何かと言うと、そうした明るい、これからのまちづくりはどうしてくれるんだろうかと、やはりこういう町からの計画が出た、そうした希望の持てる政策行政をやってほしいことが町民一人ひとりの願いなんです。これは町長一代の時代に借金を全部チャラにしたりすることは不可能です。これは身延町が続く限り借金は残ります。しかし残った借金をいかに返すかでなくて、これからいかにその借金を返すために生み出す政策をつくるかがやはり行政の仕事だと思います。株式会社身延町です。いわゆる株式会社身延町がこれから新しい施策によって、町民が喜んで住めるような政策を進めることがまず第一であろうと私は考えます。

それでは観光問題は以上にいたしまして、時間もありませんから合併特例債の活用についてお伺いいたしますが過日2月に身延町、鴨川市との姉妹都市という関係で鴨川へ表敬訪問されました。この際、町長をはじめ教育長も同行したんですが鴨川市の市長ないし職員、議員とこの特例債について何かお話をされたか、町長にお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

もう一度、聞かせてください。聞き取れませんでしたからもう一度、内容が分かりませんかからお聞かせください。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

鴨川へ表敬訪問し、懇親会等意見交換をする機会がありました。その席において鴨川市も小

湊と一緒に特例債、身延町も3町と一緒に特例債を使えるような状況、この特例債について鴨川の市長さんないし職員、議員と町長がお話をされたかどうか、ちょっと伺います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

懇親会の席ではいたしておりません。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

教育長さんは。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

特にございません。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

私はせっきくの機会ですから、鴨川の長谷川市長さんともお話をする機会がありました。鴨川市は1町1市の合併ということで、80億円の合併特例債が使えると。身延町の場合は3町ですから結局102億2,320万円ですか、総額限度額がね。そのうち今まで身延北小学校へ13億9,160万円、すこやかセンターはじめ身延福祉センター、まちづくり振興基金、西嶋分館、それから身延の小学校の大規模改修、下部地区公民館、中山間地域総合整備事業、下山分館、今年度まで続く防災行政無線と。これまで35億円ばかりの特例債を使って、現在そのうち7億7千万円ばかり償還してあるそうですが、鴨川市の場合は先ほど申し上げましたように80億円の特例債のうち60億円を中学校の統合に投じたと。町長をはじめ教育長も同行して廃校後の施設もご覧になったと思いますが、あそこには亀田総合病院という非常に立派な病院があって、そしてその医療大学機関として廃校後の中学校を市で全面提供して新しい学校が誕生したと。これは非常に地形が違い、そうした総合病院があるからできた構想かもしれませんが、身延町と違って鴨川はとにかく合併特例債の大半を投じて中学校を1中にしたと。まるっきり、うちの町の統廃合を考えた場合と逆のような行政の運営だと思うわけです。

この学校問題、非常に教育委員会でも苦労して進めて、後期計画も今、同意書があまり思わしくないような結果になったというような先ほどの話ですが、こうした問題等もやはりこの行政の中でいかにそうした使える金をいつ使うかが一番の町の運営で必要なことではないかなと思うわけです。たしかに金がないから金がないからといっても使える金は今言う、あと5年間延長して合併特例債も、本来なら今年度で終わりの特例債もあと5年延びたわけです。こうしたことを行政の英知ある職員が町長とともに一丸となって、これからの町の活性化に向けての計画をつくり、それなりの予算を付けることが行政のやる仕事ではないかと思うわけです。その点、町長は今後この特例債についてどんな活用を考えておられるか伺います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この合併特例債の問題につきましては、私の行政あいさつの中でもお話をしたとおりでございます、10億円減っていくとこういうことも踏まえた中で検討していかなければならない、こういうように考えております。

なお、このただいまの質問につきましては、財政課長に答弁をいたさせますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

それでは、私のほうからただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

合併特例債は合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、また均衡ある発展に資するために行われます公共的施設の整備事業、合併市町村の建設を総合的かつ効率的に推進するために行います公共的施設の統合整備事業や地域住民の連帯の強化、または地域振興等のために設けられます基金の積み立てなどに充てられるため起債できるものでありまして事業費の95%に充当ができて、元利償還金の70%が交付税措置されます非常に有利な起債であります。しかし借金であることには変わりありません。その事業が町民の皆さまにとって本当に必要であるかどうかよく検討する必要があると思ひます。

事業を実施する場合につきましては、財源といたしましてまず国、県の補助金や交付金等が充当できるものであればそちらを充当いたしまして、町の負担部分に合併特例債を充当するか判断していくことになると思ひます。

今後実施する事業が合併特例債を充当可能であれば当然、合併特例債を活用していくことになると思ひます。

本町の合併特例債の起債限度額につきましては、先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり102億2,320万円となっております。25年度末の起債総額につきましては28億8,700万円、今後起債可能な額が73億3,620万円となっております。平成26年度の当初予算では合併特例債を中山間地域総合整備事業に4,410万円、それから防災行政無線デジタル化事業に6億2,170万円を充当することとなっております。

以上であります。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると約60億円、まだ使おうと思えば使える金があるわけですね。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

起債可能な額といたしましては73億円ほどあるということでございますけども、この合併特例債につきましてはこの金額をすべて起債しなければいけないというものではございません。102億2,320万円というのは、あくまでも起債の限度額ということでご理解を願ひたい

と思います。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この特例債については有効に使って、町民が非常にわくわくするような事業計画を立てていただきたいことを願って次に進みます。

まず小学校、中学校の統合の後期計画についてであります。先ほども同僚議員が何人も質問をいたしました。この同意書の集計について、先ほど学校教育課長のほうから報告があったんですが、小学校の同意については小学校の統合についての同意なのか、それとも中学校の同意も含めた中の同意なのか、そのへんを伺います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

先ほど申し上げたとおり、該当する小学校だけで考えてきたというケースもございます。いずれにしても先ほど教育長が申し上げたとおり、今後なるべく早く教育委員会で内容を精査して結論出すということで、これ以上の答弁は控えたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうするとこの不同意の結果、いわゆる同意集計の結果、不同意という数字が非常に多いと。この不同意に対して、今後教育委員会ではどのような計画を示されるのか伺います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどの渡辺議員さんのご質問の中でお答えをしておりますが、同じ答えでよろしいでしょうか。

保護者からすべてありましたのが5月28日ということ。それから教育委員会は翌29日の定例会で報告を受けまして6月2日に臨時会を開催したと。しかし結論を得るには至っていません。今後この教育委員会において内容を精査し、審議をさらにしていくというお答えを先ほどいたしました。そのとおりであります。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

結局、これから審議されるのも結構ですが私とすればこの不同意のまず要因は何か。これをしっかり調査した上で審議していかないと、ただ委員会だけでもって審議して結果がこうだったと。やはり町民とすれば出た答えに対して理解できないというような結果にも陥らざるを得ないと思うわけです。この不同意の要因をしっかりと町民からとって、そしてこれからの教育委員会の審議会として審議していただきたいと思うわけですが。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

おっしゃるとおりで、同意がいただけない理由もできるだけお聞きしたいということを申し上げておきましたので、それぞれの保護者会からさまざまな意見をいただいていますので、そのへんも当然、内容を精査することになります。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この統合問題は慎重に、とにかくあまり時期を焦らず進めることを願って次の質問に移りますが、過日行われました全国統一テスト、身延町内でも小中学校、このテストへ参加したと思いますが、この結果について町内の小学校、中学校の結果はどんな結果が出たか伺います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

4月に行われた全国学力学習調査のことでしょうか。はい。これは結果は8月に出来ます。毎年4月にやって8月に国で集計をして発表するという段階ですので、今年度はまだ分かっておりません。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうするとその結果は8月に出て、それは別にどこの学校ということではなくて議員サイドへも今後報告を受けられるのでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ご質問は議員というか、公表するかどうかということだと思んですけども、教育委員会としてどのように扱うか話し合ってきた経過がございます。本町ではご承知のように学校規模が非常に小さいということで、例えば6年生、あるいは中学3年生にしても1クラスが10人以下というようなことも多いわけです。この結果、一人ひとりの成績が非常に大きく影響したり、あるいは欠席をしたりということで、全体の数値だけを捉えてこれを評価することはいかなものかということで公表は控えると、公表はしないということで結論をしておりますのでご報告申し上げます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

次の防災対策について伺います。

今年の2月の大豪雪、山梨県も陸の孤島と化して4日も交通マヒというような状況が続きました。この大雪の際、私も15日の朝、役場へちょうど国道は圧雪した雪がまだ40センチか50センチあったんですが、歩いてきましたところ、もう玄関へ入れる状況ではなかったと。

深すぎて。私ももっと長靴かなんか履いてくればよかったんですが、軽い気持ちで来たもので入れなかったと。即帰って役場へ電話しまして、とにかくこの雪に対する対策はどうしているんだという電話をしたら今、早速、対策を講じているところだと。

だけどその段階で私も、議員の中の消防委員ということの中で一番感じたことは、やはり台風やなんかの災害のときは消防へ指示を出すけども、あの大雪のときには消防へ指示が出ていなかったと。非常に考えてみて果たしてどうかなと感じたわけです。やはりああした雪にしる台風にしる、自治消防というものは、特に山間地にしても老人人口の多い身延町にとっては一番の頼りにする人が消防団員だろうと思うわけです。ところが消防への指示がなかったと。やっぱりこのへんの今後の対応として、行政としてどのようなお考えでおられるのか伺います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題については、議員さんをはじめ大勢の皆さんに大変なご迷惑をお掛けいたしましたけども、お答えについては担当課長から回答をさせますのでよろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

大雪の除雪に対するご質問ということで、ご答弁させていただきます。

26年3月第1回定例会で、芦澤議員の質問に対してご答弁した内容と重複いたしますのでその点をご承知願いたいと思います。

2月14日・15日の観測史上最多の大雪に対して、14日の午前10時に大雪警報が発生され、役場では第1配備体制を敷き15日の午後1時には役場内に大雪対策本部を立ち上げました。町では孤立集落はもとより町内全域において在宅寝たきりの高齢者、障害者等の災害弱者の安否の確認を真っ先に行ったところであります。

積雪が1メートルを超えるような状況でしたので、戸別訪問は難しく電話での確認や近所への声かけが主な手段でありました。区長、組長さん、地域の皆さま、消防団員、民生委員や愛育班の皆さまなどのご協力により情報を収集することができました。電話も使用することができず、連絡が取れない方については自衛隊への要請を行い全員の無事が確認されました。

次に町道の除雪についてでございますが、今までの例でいきますと除雪作業は降雪がやんで明るくなってから行うということでしたが、今回の大雪はいつもと降りが違うという判断で14日より除雪作業に入っていたら、業者も過去に経験したことのない事態となってしまうため、決められた路線をこなしきれない状況となってしまう業者もありました。

委託のありなしに関係なく役場から建設業者、また建設業者同士が互いに連絡を取り合い孤立集落の解消に協力体制を敷いて除雪作業にあたりました。そのほかに長野県野沢温泉村から応援や重機を所有している町民の皆さまから、ボランティアで道路の除雪作業をしていただきました。

そんなことで3月1日には役場の大雪の対策本部は解散しております。先ほど言った消防団員もその安否確認の活動には加わっていただいたと私は承知をしています。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今の中で消防団員も加わっていると思いますではなくて、消防団としての組織としての活動なんですよ。いわゆる人任せではなくて、例えばあの大雪で連絡が取れなかったとよく耳にしたんですが、消防団員はみんな無線電話を持っているんですよ、各地区で。そうすると一番、連絡の取りやすい体制が消防団員だと思うわけです。一般電話は通じない。とにかく連絡が取れない。だけでも消防団にはなんのために、その無線電話が貸与してあるのか。やはりそのポジションポジションには、消防団員には無線電話を渡してある以上、これは行政として、また消防団という1つの組織の上においても団長に即連絡を取って、その体制は取るべきだと思うわけです。やはり雪ばかりではなくて、台風ときは当然、行政側からその要請があるから消防団員もその動きをするんだらうと思いますが、あの雪は災害、台風と同じなんですよ。そうしたときの対応が非常にまずかったなと私は感じたから、この際、一般質問でしたわけですが、今後いつ降るか分からないような雪かもしれませんが、やはり役場本庁舎へタイヤローダーの1台ぐらいは備えておく必要もあると思うわけです。というのは峡南衛生組合の場合はタイヤローダーがあったから、即所長も宿直して早速除雪したという話も聞いています。ですからもう役場では雪ばかりではなくて、タイヤローダー1台くらい置いて緊急有事にどんなときでも使えるというような、今後の体制器具の装備というものも必要だろうと。今年の雪もそうですが、もう雪が溶けはじめてから、平成10何年だかに買った除雪機を役場の庭でもって試運転だかやっていたんですが、やはりそういった器具がありながら実際降っているときに使わないというような状況を私は目にしているわけです。ですからやはり必要なものは備えて、ちゃんとその管理、そして使えるような体制にしておくことが必要だと思うわけです。

それから次へ移ります。

国交省との連携について、この大雪の際の連携はどのような連携をとったのか伺います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましても、建設課長が答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

今回の大雪による国道52号の通行止めは14日正午から18日午前1時30分、延べ2日間に及びました。情報については主に国道、県道の通行に関する交通情報のみでありました。町では国土交通省からどこどこからどこどこへの間、何時から交通止めを行います程度の情報しかなく、その情報を住民に伝えるしかできませんでした。除雪に関するリアルタイムの情報を町民や国道に封じ込められているドライバーに出したくても国土交通省との連絡がまったく通じない状況でありました。通行止めにしても完全に交通を遮断することができず、除雪作業が大幅に遅れた原因となりました。県では2月の大雪による道路除雪の経験を今後に生かすため道路除雪対策連絡協議会を設立しました。この会の目的は道路管理者と交通管理者が共同し、

大雪の交通混乱を最小限に抑制できるような山梨県道路除排雪計画を策定します。協議会の構成団体は国土交通省甲府河川国道事務所、山梨県、ネクスコ中日本、山梨県警の4団体です。県下の市町村は構成団体には入っておりません。この協議会で課題の提案に際し、県から各市町村の課題点を上げるようにという依頼を受け、町も課題点を整理し県に上げたところであります。今年の秋には対策案が合意され、各市町村に公表されるものと伺っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると、その協議会へは町は入っていないということですか。だけどこの2月の大雪の際は、国道の除雪が遅れた原因というのは今言うように車が両方から突っ込んでしまって身動きができないような状況になって、そしてもう1点は町内業者も町道はもう除雪して、15日の午後はたまたま、そこの寺沢の橋の上ですが道路は乾いている。けども橋の上は圧雪した雪が30センチ、40センチある。例えば町内の業者はこれは国道だからといって結局、手を出せない。そのへんの連携プレーといいますか連絡を、そこまで来たタイヤローダーがありながら引き返しているんですね。だからこれはやはり行政として当然、国だろうが県だろうが、連絡を取り合って早いところ除雪することがまず先決だろうと。これは町で全体をやるのではなくて、たまたまそのところにいたタイヤローダーが対応できるような、今後連携をとってこうしたやはり大雪ばかりでなく、あらゆる災害に対しても行政としての効力を大いに発揮していただきたいことをお願い申し上げまして、私の質問は終わります。

○議長（河井淳君）

以上で、川口福三君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の5番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず最初に2月のかつてない豪雪により各集落の役員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのご苦労ははかり知れないものがあつたことと思います。そこで豪雪による本町の道路等の除雪費および公共施設と各施設の被害状況と被害額、なおそれらに対応する財源措置について伺います。この件につきましては25年度補正、ならびに26年度補正予算で説明がなされましたが、かつてない豪雪のため町民の皆さまに発信すべきとの思いから質問するものであります。ご答

弁を願います。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

2月14日・15日にかけて降りました雪は観測史上最多の降雪量となり、身延町内でも多いところは1メートルを超える積雪となりました。このため町道、林道等の除雪も思うように進まず、町民の皆さまには多大なご迷惑をお掛けいたしました。農業用施設につきましても倒壊などの被害が発生し、公共施設の樋や瓦などの被害が多数発生いたしました。町道や林道、各公共施設等の除雪経費につきましては、第1回定例会で一般会計と青少年自然の里特別会計で総額5,203万7千円増額補正させていただきましたが、想定外の降雪量であったため除雪経費に不足を生じ、専決によりまして再度3,319万5千円を増額補正させていただきました。これにより除雪経費の総額では8,523万2千円となっております。

除雪経費に対する財政措置といたしまして、国土交通省から3月25日に臨時道路除雪事業費補助金2,950万円が交付決定なされました。これは広域的な豪雪で地方財政全体の措置だけでは間に合わない場合に行われる臨時特例措置により交付されたものであります。

また5,100万円につきましては、特別交付税の算定基礎数値に算入されることとなっております。雪害によります農業用施設および公共施設等の復旧経費につきましては議案第52号 一般会計補正予算（第2号）へ計上させていただきましたとおり被災しました農業用施設は58施設で被害総額が約1億400万円となっております。これらの施設の撤去、再建、利子補給等の補助金につきましては総額8,900万3千円を計上いたしております。うち6,897万6千円が県補助金として入金予定であります。

公共施設等の雪害によります修繕費等につきましては、中富和紙の里をはじめ13施設分で1,621万3千円を計上させていただきました。このうち726万7千円が公共施設災害共済金として山梨県町村会より入金される予定であります。

以上であります。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

予想以上の大きな被害額であります。除雪経費が約8,500万円。農業施設でなんと1億400万円。さらに公共施設の修繕費等で約1,600万円であります。これら国県の補助金および特別交付税等、ある程度の財源措置は見込まれるわけですが、全額ではありません。本町の厳しい財政状況には変わりません。地方交付税の算定替えの減額も見込まれるところがございます。行政経費節減のなお一層の努力に期待をいたしまして、次の質問に移ります。

身延町地域防災計画に雪害対策を加える必要性について伺います。

先ほど同僚議員から消防についての質問がございましたので、重なる部分があるかと思いますが質問をさせていただきます。

2月の豪雪は、それぞれが想定外の行動をせざるを得ない状況だったと思われま。そこで町民の皆さまが安心して暮らすために、身延町地域防災計画を見直す必要性を痛感したところ

であります。雪害に対応するため地域防災計画に雪害対策を加える必要があると考えますが町当局の方針を伺います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

現在、身延町地域防災計画には雪害に対して詳細を示すまでの防災計画はございません。今回の豪雪に関する反省点としていくつかございますが、情報の収集と収集した情報が正しいのか、あるいは正しくないのか判断に苦しみました。特に雪で動きがとれず道路の渋滞原因や停電の原因等、現地に行って確認することもできず正確な情報を発信できなかったことで町民の皆さんに不安を感じさせたことを痛感いたしました。現場の状況を正確につかみ、正しい状況を知らせる判断力が求められることは当然でございます。

なお、山梨県内の市町村において雪害に対する防災計画はほとんど策定されていない状況であることから、山梨県が中心となり各市町村を視野に山梨県防災体制のあり方について検討会が4月に立ち上げられました。この会議の結果に基づき、本年度山梨県でも地域防災計画の見直しが行われる予定でありますので、その計画を検証する中でわが身延町に適した地域防災計画の追加をできるだけ早い段階で行い、記載をしまいたいと考えております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

見直す方針を示され安心をしたところでありますが、あくまでも身延町に適合した防災計画にさせていただきたく願うものであります。あの大雪にあと10センチ、または20センチ、雪が積もりましたらどうでしょう。民家の倒壊も人的被害も危惧されるところであります。冬に向け早急に整備検討をされますよう強く望み、次の質問に移ります。

次に災害用備蓄品、非常食や飲料水の保管方法であります。

私は中富地区の国道52号線の道端に居住している関係から、あの豪雪による車の停滞は約3日間まったく動く気配はなく大型トラックをはじめ乗用車、観光バス等々さまざま子どもからお年寄りまで大変な状況でありました。このため国道周辺住民が中心となり、地区公民館等の集会設備、避難を呼び掛け、周辺地域の女性の方々を中心に各地区の役員の皆さまがそれぞれ自宅の米を持ち寄り、食料の確保と提供に苦慮し、自宅の米の在庫も切迫した状況の中で対応でありました。このため町が保管しております災害用備蓄品、非常食や飲料水等がどこにどのくらい保管されているのか、その状況を示されたい。

なお、これら非常用物品を集会施設等に必要に応じて分散して保管する必要性を周辺住民こぞって痛感したところであります。いつ災害が発生するか分かりません。早急な対応を願うものであります町当局の考えを伺います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをさせていただきたいと思えます。

議員さんをはじめ52号線沿線の皆さま方には待避所の関係で大変なご尽力を頂戴し、その

ことが国交省からも、52号線沿いではわが町だけでございますけども感謝状もいただいたところでもございます。

それでは、はじめに災害用備蓄品の保管状況について申し上げたいと思います。

町内の防災備蓄倉庫の数は23カ所でございます。備蓄品としてアルファ米100グラム容量が4万4,500食。リッツ、これはビスケットですけれども3パック入り缶が5,500缶。飲料水は1.5リットルのペットボトル8本入り1,125箱、9千本。これらが各倉庫に保管をされております。

なお、飲料水につきましては23カ所すべてに保管をしておりますが、アルファ米とリッツ、ビスケットにつきましては各地区の主な倉庫にしか保管してございません。これらの備蓄品を他に分散させることによって管理が行き届かないことも懸念されておりましたが、しかし気象観測史上最多といわれる2月の豪雪を教訓として、また今後もあり得ることが予想されるため備蓄倉庫は倉庫として一朝有事にできるだけ地域住民の皆さんが使い勝手のよい施設に備蓄品の分散化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ぜひとも区長さんや公民館長さんと連絡調整していただきまして必要に応じて可能な限り分散保管に努力されますようお願いを申し上げて次の質問に移ります。

地域防災力、消防団の強化について伺います。

近年、局地的な豪雨や台風、さらには地震等による自然災害が頻発し、地域防災力の強化が近々の課題であり消防団の重要性が注目されております。消防団員はご承知のとおり非常勤特別職の地方公務員として年額報酬や出動手当が条例に基づき支給されております。火災や災害発生時にはいち早く現場に駆けつけ、対応にあたる地域防災の要であります。東日本大震災では住民の避難誘導や水門の閉鎖等のため198人が殉職し、命がけの職務であることを再認識したところでもあります。全国的には団員数の減少が顕著であり、団活動に支障をきたすことも懸念されている状況から本町においても同様の傾向にあるのか、身延町消防団員数と身延町職員が消防団員として何人活動しているのか伺います。

なぜかと言いますと昨年末に地域防災力充実強化法、消防団支援法が成立施行されたところであり、消防団員の抜本的な強化を目指して団員の処遇改善や装備品および訓練の充実に向けた取り組みが求められているところであります。

具体的には自治体職員の入団について職務に支障がない限り入団が義務付けられ、また処遇改善においては退職報償金は全階級での一律5万円の上乗せ、さらに報酬・出動手当等の引き上げも認められているところであります。そこで本町においても消防団をさらに充実するための条例改正と国の要請に対応すべきと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまは、地域消防力について3点の質問があったように記憶しております。まず最初は、本町の消防団員数の傾向についてであります。

近年、異常気象による大災害をはじめ地震や豪雨、豪雪等による災害が各地で頻発し住民の生命身体および財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、地方公共団体の区域を超えて通勤する住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を確保することが困難となっている状況でございます。

次に本町の消防団員数は4月1日現在、定員740名に対し721名でそのうち身延町職員の消防団員数は73名で全団員の約10%でございます。職員の消防団活動への加入状況については新任職員をはじめ他の職員についても職員自ら地域社会に貢献し、地域の中核として積極的に活動するよう推進をしております。

なお4年前には一度、退団した職員が再度入団するなどの例もございましたので、報告をさせていただきます。

処遇改善につきましては地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には地方自治法上、報酬を支払わなければならないと規定されております。その報酬および出勤手当については消防組織法により各市町村の条例で規定することとされておりますが、額については消防団活動に応じた適正なものでなければならないとなっております。

本町では身延町消防団員の定数、任免、給料、服務等に関する条例で報酬および出勤手当を定めて支給しておりますが、処遇改善につきましては今後も必要に応じて適正に処理していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

厳しい財政状況ではありますが消防団は地域防災の要であります。消防団支援法に基づき処遇改善等、積極的な取り組みをお願いいたしまして次の質問に移らせていただきます。

次に認知症対策について伺います。

認知症には特效薬がなく予防で食い止めるしかないと言われております。厚生労働省による2010年の認知症患者数は全国で約439万人。なお、軽度認知障害者数は約380万人と推計しております。高齢者の4人に1人以上がすでに認知症、あるいはその予備軍としております。さらに今後、団塊の世代が70代に入ると認知症患者の増加が予測されます。対応できる施設は不足、自宅介護が当たり前になるとの指摘もあります。現在も自宅介護の家族の精神的・肉体的な負担は想像以上に大変なご苦労をなされているのも現実であり、患者と家族が安心して暮らせる環境整備が緊急の課題であります。

そこで町内の患者数および現在、行っている対応策について伺います。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

まず町内の認知症の方の人数についてのお尋ねですが、介護保険の要介護認定審査結果において認知症高齢者の日常生活自立度が 以上と判断された方、言い換えますとなんらかの支援がないと日常生活に支障をきたすと判断された方は本年4月1日現在836人です。これは65歳以上の方の14.7%に当たります。国では団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年時点で65歳以上の高齢者に占める認知症高齢者の割合を12.8%と推計してい

ます。本町では平成20年に約13%の値となっておりますので11年後の国の推計値にすでに6年前には達している状況であります。

次にこれら認知症の方に対する町としての対応状況についてのお尋ねです。

町では認知症になっても住み慣れた家、地域で穏やかに暮らしていただくために地域包括支援センターが総合相談窓口となり、その方の状況に応じ専門医による相談、あるいは介護保険サービス、福祉サービス、その他の必要な支援策へつなげていけるよう働きかけるとともに介護方法に関する助言や介護者の集いの開催などを通じ、ご家族に対する支援を行っています。

また困難ケースの場合には地域ケア会議を開催して関係者が情報を共有し、相互に連携して支援する体制づくりに取り組んでおります。さらに認知症によってご本人も不安に陥り、まわりの人との関係が損なわれ、家族も疲れきって共倒れとならないよう、認知症を理解し認知症の方やその家族を見守り応援して下さる方を一人でも多く地域につくりたいとの趣旨から、認知症サポーター養成講座を平成21年度から今日まで継続して開催しております。併せて今年度は認知症の方も含め、高齢者等の要介護者の見守り支援を目的に見守りネットワークの構築に向けて取り組み、認知症の方やご家族が少しでも安心して暮らせるよう環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

さまざまな対策を講じているところでありますが、現在行っている対策をしっかりと検証されて患者および家族の支援体制のさらなる強化を望みまして次の質問に移ります。

認知症予防は重要な課題であります。頭健康チェック、軽度認知障害スクリーニングテストの導入について伺います。

驚いたことに徘徊による行方不明の方が全国で1万人を超えると報道がなされております。また認知症で徘徊した男性が電車で轢かれて死亡した事件では同居の妻の責任が問われ、JRへの賠償を命ずる判決がなされた大変ショッキングな事件もありました。軽度認知症の人が適切な予防なしで放置された場合は、5年間で約半数が認知症に移行するとの研究報告もなされております。このため冒頭申し上げましたとおり特効薬がなく予防で食い止めるしかないといわれておりますので、早期発見が鍵を握ることからその対策として頭健康チェック、軽度認知障害スクリーニングテストの導入を検討する必要があるかと思っております。この健康チェックはすでに埼玉県幸手市で認知症予防事業として導入。認知症障害を97%の精度で判別できるとし1回のテストはパソコンを使い約10分程度としております。高齢化比率が非常に高い本町においては認知症予防は重要な課題であり、安心して暮らせるまちづくりのため早急に検討されたく町当局の所見を伺います。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

深澤議員のご指摘のとおり残念ながら認知症の特効薬はなく治療研究は進んでいますが、完治することは難しいのが現状です。少しでも認知症の発症を遅らせ今の健康状態や日常生活で今できていることを維持することが大切となります。町では介護予防事業の1つとして高齢者

が自主的に生活習慣を改善し、その習慣を継続していただけるよう平成24年度から認知症予防教室、脳力アップ教室に取り組んでおりまして、この教室の中で深澤議員からご提案のありました軽度認知障害の検査を実施し、これまで23人の方にこの検査を受けていただいております。軽度認知障害とは脳の機能が正常と認知症の中間の状態をいい、国では65歳以上の高齢者のうち13%の方がこの軽度認知障害の状態にあると推計しています。この検査にはいくつか種類があります。現在、町が行っている軽度認知障害の検査は深澤議員からご提案をいただいた検査とは方式が異なり、集団で検査が行えるもので検査結果から自身の脳の機能の弱点に気づいていただき、これを維持改善するための行動を継続して実践し習慣化していただけるよう自主グループの活動へつなげようとするもので、現在6つの自主グループが誕生しています。

軽度認知障害の状態にある方が将来、必ず認知症を発症するというわけではありませんが、早期診断から早期対応へつなげられるよう、ご提案の趣旨に沿って今後も軽度認知障害の検査と介護予防事業を連動して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

現在、行っています対策と比較検討されまして早期発見に有効な手段により安心して生活を送られますよう対応策に期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後になりますが、有害鳥獣の保護等について伺います。

まず捕獲檻の管理状況であります。貸し出し台帳に基づき当然管理されていることと思っております。貸し出し申請から設置および撤去までの流れをお示してください。

なお参考までに檻の保有状況と現在、貸し出してあります檻は何基でしょうか伺います。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

まず貸し出し等の流れでございますが、まず借用の要望がありましたら区長名で申請をしていただきます。貸し出しの檻が空いておりましたら貸し出し期間を決めて要望されている設置場所へ管理捕獲許可書を付けた檻を職員が設置し、猟友会にその旨を連絡いたします。貸し出しの期間が終了しましたら職員が撤去いたしますが、期間内に捕獲した場合は猟友会に連絡して処分していただきます。

なお檻の保有状況でございますがイノシシ、シカ用の大型檻が39基、サル用の中型檻が10基、小動物用の小型檻が10基、計59基保有しております。

また現在、貸し出している檻ですが大型の檻が20基、中型の檻が8基、小型の檻が8基でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

大型檻から小型檻まで59基保有し、設置および撤去を職員が行っている状況から大変なご

苦勞があろうかと思ひます。このため撤去が行き届かない檻も見受けられます。期間終了時には檻に表示をし施錠をする等、事故の発生防止のため管理の徹底をお願いするところでありませぬ。

次に県の特定鳥獣保護管理計画で定めた本町の年間保護限定数は何頭でしょうか。また、それらの実績頭数は何頭か。また県の管理計画で定めた年間保護限定数より実績が上回った頭数に対する県の補助および町の助成金について伺ひます。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

本年度の管理捕獲頭数はシカが320頭、イノシシが120頭、サルが84頭で計524頭でございます。また昨年の実績頭数は当初の捕獲申請を404頭で行いましたが1月に161頭を増やして565頭に変更承認申請を行いました。結果として最終的にはシカが343頭、イノシシが128頭、サルが109頭、計580頭でございます。

また上回った頭数に対する県の補助金および町の助成金の関係についてであります。県では管理計画に基づき個体数調整のために県全体の捕獲数を設定しており、予算も設定された捕獲数で計上されております。町では捕獲申請を行い補助金の交付を受けておりますが当初の申請を上回る場合は変更申請をいたします。ただ、年度末に変更する場合は捕獲数の変更はできても予算の対応が県でできないので上回った頭数分の補助金は交付されませぬ。

よって、町から猟友会へ交付される捕獲奨励金は町の単費にて対応しております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

了解しました。

次に狩猟した鳥獣の食肉、ジビエの利用を促進する肉の加工施設を整備し地域資源であるジビエの有効活用による地域おこし、また就労の場の加工対策として取り組む必要性について伺ひます。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

狩猟した鳥獣の食肉の利用については多くの自治体や民間企業などが関心を持ち、処理加工施設等の整備が行われ、地域の貴重な資源として有効活用され特産として地域の活性化と観光振興を図る検討がなされ始めました。山梨県内においても富士河口湖町、丹波山村が取り組みをされておひまして、隣町であります早川町でも本年8月からこの取り組みを始めるようでございます。ただ野生動物には病原体や寄生虫が存在している可能性があることから食品衛生法をはじめとする関係法令等を順守することが求められております。

シカについて山梨県では捕獲された鹿肉を安全性の高い食肉として流通させることを前提に山梨県シカ肉の衛生および品質の確保に関するガイドラインを策定されており、野生シカの捕獲から解体、流通に至る衛生的処理方法を体系的にマニュアル化しており、マニュアルには作業工程において細かく注意事項が定められております。

また取り組みに対していくつかの利点もありますが課題もあります。食肉処理加工施設を継続的・安定的に運営することが重要であり、まず安全性の確保のために衛生管理、法令順守、ガイドラインの周知徹底、品質確保等に努め、肉の安定供給には捕獲体制の整備、解体処理施設等の整備が必要で普及啓発には価格、購買促進、調理方法の開発、広報の検討等いくつかの課題があります。また山梨県内の取り組みをしている自治体に内容をお聞きしたところ、捕獲した鳥獣の安定確保がないので提供においても安定しないとか、また解体処理職人の確保が難しい等も問題があったり、解体処理施設等の建設費も3千万円ぐらいかかったようでございます。これらの規制、あるいは問題点等を考えますと施設の整備を含めた取り組みも難しいかと思われまので、猟友会をはじめとする関係各位と相談する上で検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

当然、何をしてもいくつかの壁を乗り越えなければ何事も実現しないわけでありまして。狩猟後の処理を容易にすることが狩猟の効果につながると思われまので、前向きな検討をお願いいたしまして次の質問に移ります。

県では21年度より管理保護を通年に拡大し実施市町村への補助金額を引き上げ、保護を促す取り組みをしておりますが、本町においても当然この補助事業に取り組み、県で示された保護単価にニホンシカ、イノシシは1頭当たり1万5千円、ニホンザルは3万円とするとしておりますが、本町の保護単価も増額と理解してよろしいか伺います。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

県は鳥獣の適正な保護管理を行い、鳥獣による被害対策等の効果的な実施を図るため市町村が特定鳥獣保護管理計画に基づく管理捕獲を実施するために要する経費の2分の1を補助することになっております。

補助対象経費は捕獲報償費で捕獲報償上限額をニホンシカとイノシシが1万5千円、ニホンザルが3万円と定められております。身延町では有害鳥獣捕獲奨励金交付要綱にて農産物等の増産確保を図るため、有害鳥獣の捕獲を町長が猟友会に依頼した場合、その捕獲した有害鳥獣の数に応じて奨励金を交付することになっており、第3条の奨励金の額についてはノザル、イノシシ、シカは2万円を限度として交付するとあります。また第5条の奨励金の交付については予算の範囲内において奨励金を交付するとあります。よって、この要綱においては1頭2万円まで交付できますが、町の財政上のことを考え猟友会には了解いただきまして1頭1万5千円を交付しております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

繰り返しになりますが、県の補助基準ではシカとイノシシが1万5千円、ニホンザルが3万円を限度とするとしております。サルはシカ、イノシシの倍額となっております。サルの補助

基準が1頭あたり3万円。2分の1の補助率で1万5千円の補助金であろうかと思われます。町の上乗せ部分が見えませんが、サルの奨励金額の引き上げは当然かと思えます。前向きな検討をお願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で、深澤勝君の一般質問を終わります。

次は通告の6番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○3番議員（田中一泰君）

通告に従いまして質問します。

平成24年の2月に第一次身延町総合計画後期基本計画が地域共同でつくる身延のまちづくりということで作成されていますが、26年度、ちょうど3年目になると思いますが、ただいまの身延町の行政はこの計画に沿って計画を執行するべく運営されていると思いますが3年目ということで進捗状況を踏まえながらお聞きしたいと思えます。

この計画、見直しをしながらおそらく実行、見直し、また修正というふうな形で進めていると思うんですけども、とりあえず今日はこれからの商業とか観光についてお聞きしたいと思えます。

まず第1に身延町の活性化については商業、そして観光の活性化が一番重要だと考えておりますが、現在の商業振興について身延町で行われている現状、そしてこれからの取り組みについて質問をしたいと思いますけども、お願いいたします。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは田中議員の質問にお答えをさせていただきます。

総合計画では定住する上で不可欠とされる商業機能の充実を図るため、商工会等と連携した住民生活に密着した商業活動、また観光などとも連携した商業活動など事業者同士の共同事業、あるいは新たな事業分野への取り組みを支援するため、町商工会へは商工会補助金交付要綱に基づき商工会経営改善普及事業補助金、商工会地域総合振興補助金、さらに西嶋和紙協同組合へは和紙振興事業補助金を交付しておるところであります。

さらに本年度は山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として観光客誘客促進事業、地域商業活性化支援員育成事業、地域健康増進支援員育成事業の3事業をNPOみのぶ観光センター、町商工会、株式会社富士川倶楽部に委託するなどして地域の商工業の振興を支援しているところでございます。現在の本町商業を取り巻く環境は、町外での大型商業施設の建設などによる購買力の流出、過疎化、少子高齢化による住民の減少、商店の後継者不足、さらには今年4月より消費税率の引き上げ、そしてエネルギー価格の上昇など依然厳しい状況が続いております。このような状況ではありますが、商工会においてはポイントカードの利用拡大による購買力の流出防止対策や観光振興、特産品のブランド化などの事業を進めていただいております。

町では今後も県などと連携し、さらには商工会、両観光協会、NPOみのぶ観光センター等

や地域と連携する中で単に観光客を呼ぶだけの観光ではなく、住んでいる人が地域に魅力を感じ、町外に向けてその魅力を発信していけるような町を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

身延町は今までも観光を強化してきたとは思いますが、計画の中でも観光振興の取り上げの中で地域経済の活性化に果たす観光の役割は大きいと。観光交流客を拡大する取り組みを強化するというように載っています。なぜ、その観光について私たちも身延町の観光立町、今現在は日本も観光を強化していこうとする。山梨県も当然観光を強化していこうという状況にある中で身延町も当然、観光立町ということで進んでいくんだとは思いますが、その観光を強化するという姿勢というか、そういう雰囲気身延町のその行政の中ではちょっと弱いんじゃないかなと私は思っております。このビジョンを見ますと町民自らが楽しめる観光地づくりを目指し、そして地域内消費の拡大による活性化をしていくというように載っていますが、これは本当にいい方向性というか素晴らしいことだと思います。観光地として身延町がよその人から見て魅力があるというには、先ほど町長さんも言われましたけども、やっぱり住んでいる私たちがこの町を楽しんで、そしていいところだなという感じが絶対に必要だということに思います。そして観光について、もっと町としてその観光を盛んにしていくんだという姿勢を町民の人たちにも分かるように伝えていく必要性を感じています。

観光地の場合はやはりその迎え入れる町民の人たち、そして観光に関わっている人たちの観光、おもてなしと今、言われていますけども、おもてなしとか迎える気持ちというものが来る人に対してすごく影響するというように思います。そのためにもやはり町としては、その観光を振興していくんだという姿勢を町民の人たちに伝えていく。そしてそれを納得してもらおうという努力が必要ではないかと思っています。そういう面で、たしかに町は商工会に委託などをしながら進めているとは思いますが、実際にリードしていくところは観光課であり、そして町の執行部の人たちの考え方でいくと思いますので、そこをこれからもしっかりやっていただきたいと思っています。

商工振興、たしかに現状では厳しいところがありますが、私たちはやはり身延の中で生きていくしかありませんので、そこを町の職員の人たち全員、また町民の人たち全員で頑張っていくようにしていただきたいと思います。

そして2番目としまして、いよいよ3年後には中部横断道が開通ということですが、実際これが開通することによって観光とか商業に対して大きな影響が出ると思います。その中でおそらく身延を訪れる人たちが今よりもずっと増えてくれることを期待するんですけども、それについて町としてはこれから増えるであろう、そういう身延を訪れる人たちのため、そして実際にそれについて例えば駐車場とか当然ありますけども、具体的に開通に関してどういうことを今しているのか、そこをお答えいただきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、お答えをさせていただきます。

中部横断自動車道が開通をすることによりまして、ご案内のとおり全国の各地につながる高速道路と連結されることとなります。観光面で考えた場合、遠くの地域との交流、離れたところにある空港などのインフラの利用も容易になり人や物の往来が増加し、さらに富士山世界文化遺産登録と相まって、観光客が増加することを予想すると同時に期待しているところであります。

この4月には山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を利用して、本栖湖に観光案内所を開設しております。観光客誘客促進事業と位置づけて多くの観光客で賑わう本栖湖から観光客を下部温泉や身延山久遠寺をはじめとする町内の観光施設へ誘客していただけることを目指したものでございます。

来訪者を迎える環境づくりとして町内の各観光施設において町は商工会、あるいはみのぶ観光センター等で観光ガイドを行っていただいておりますが、私は就任以来、町民総ガイドを実践として地域の情報を把握し、町の資源や魅力を発掘し町民視点で発想できる職員を目指し、役場職員を対象に昨年よりアクティビティセンターで各種の体験研修を実施いたしました。今年度も引き続き本栖湖で体験を行うとともにそのほかに実際の観光イベント、観光キャンペーン等への参加の研修も予定しております。

今後はさらなる町民総ガイド運動を町内に浸透させ、観光客を明るいい心で迎え入れていただけるよう町内各事業者等と連携を取りながら、多くの観光客を受け入れるように対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

観光地の整備、今は商工会、身延観光センターとかに委託をしながら観光行政で進んでいると思うんですけども、実際その委託先は事業としてする力がありますけども、その環境整備、それについてはやはり町がしていかなければならないと思います。例えば先ほどもありましたけどもトイレの整備、そして駐車場の整備、道路の整備というような大きなことは町がこういうようにするというビジョンを出しまして、それについてやっていく必要があると思います。

特に観光地の環境整備の中で身延山がありますけども、現在、身延山の門の中の状況を見ますと大型バスが入れば、もう危なくて歩くのが大変という状況が事実としてあります。そしてそういうものにお客さんが安心して身延の町を歩ける、そういう観光地として整備していくためにはやはり道路の拡幅とか交通の安全対策をしていかなければいけないと思います。現在、門内において外観整備とか電線の地中化とか道路面の改良とかということが進んでいるようなんですけども、それにも増して道路の状況の改善、例えば門の、昭和通りという裏に通りがあるんですけども、そこをバスが十分通れる二車線に広げていくというような話も今、地元ではしております。その身延の裏通りについては例えば今、この間の去年ですか、台風の状況を見てもあの身延川が土砂でかなり埋まっております。そういうような防災面でも裏の道を広げることは必要なことではないかなとも思っています。そういう面で町として門の中のそういう交通状況について改善していくとか、そういう計画があるのでしょうか。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

身延山門内地区におきましては町設置の駐車場として身延山駐車場があり、総門駐車場があります。いずれも門前町駐車場管理会に指定管理委託しているところです。これ以外には民間駐車場があり、身延山久遠寺にも駐車場がございます。門内地区の環境整備につきましては、これまでに門内活性化委員会、町、県などと検討してきた経過があります。道路整備につきましては景観づくり事業におきまして電線の地中化などを行い、門前町としての景観整備を図る計画となっております。町道関係では用地確保等可能であるならば、待避所的に随時拡幅するなどの対応をとっていきたいと思います。

駐車場関係では過去に初詣期、観桜期などの折に国道まで車があふれ、交通に支障をきたすという状況があり、このための交通対策として現在、身延総合文化会館周辺に臨時駐車場を確保し、初詣期や観桜期にシャトルバスの運行を行っている状況です。

シャトルバス運行以外のときにも駐車場から車があふれ、門内地区の道路が渋滞することもある状況となっておりますが、現状では現在の施設の有効施設活用を考えざるを得ず、地元の要望等を踏まえながら、用地確保等が可能であれば整備の対応をとっていきたいと思うところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございました。

実際、現在の状況を見ても駐車場は当然のように足りないという状況です。それがこれから中部横断道を開通することによって、おそらくもっと、結局、観桜期のような状況で全然、その車が動かないというのが日常化するような状況になれば、その観光地としての体裁、来るお客さんに対しては全然、身延はこんなところだよというような負のイメージを持たれてしまうということが危惧されますので、ぜひその問題についてはこれから前向きに検討し対策を講じていただきたいと思います。

続きまして観光地ということで、同じ立場ですけれども下部温泉の環境整備、魅力づくりについての考え方がありましたら、お教えいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

下部温泉の環境整備、魅力づくりということですが、現在の身延の観光が抱える課題は少子高齢化に加えて人口減少社会、事業者の高齢化や後継者不足の課題も抱えています。厳しい状況ではありますが、地域の持続的な発展に向け観光地づくりとまちづくりを一体的に行う観光のまちづくりという考えのもとに活動を進めていくことを目標としています。

このような中で、下部温泉におきましては町ではこれまでに地域の観光拠点の1つとして甲斐黄金村、湯之奥金山博物館の設置、黄金の足湯などの周辺整備を行い、下部奥の湯温泉事業や補助事業として下部温泉まつり、やまめまつりへのイベント、補助金交付をし事業の支援を

行っています。

また地域におきましては上下水道の整備をし、現在供用開始し、ご利用をいただいています。昨年は下部観光協会による街灯のLED化事業が行われ、その効果もすでに出ているところがあります。厳しい環境に置かれている町内の観光のあり方を見直し、保有する豊かな地域資源を生かした新しい町の観光を生み出し交流人口の拡大、地場産業の活性化、地域活力をまちづくりにつなげていくため、商工会とともに新身延観光構想を作成し取り組んでいるところです。

今後も地元の皆さんが自分たちの地域のために、環境づくりや魅力づくりの知恵と力を出し合っていただく中で、町も商工会や観光協会等とも力を合わせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

先ほど町長さんは町民全員がガイドとおっしゃっていましたが、私が考えるのにまず身延の観光の良さを町民自身が感じる必要があると思うんです。そのために例えば、ああいふ富士川下りとかラフティングとかありますけども、そういうものを身延町の子どもたち、そして大人もそういうものを楽しむ、そういう楽しむことによって人に伝えることが本当に町民全員ガイドという、身延はこんなに楽しいところがあるよということで人に勧めることができると思います。本栖のキャンプ場にしても、そういうものを経験する機会をぜひ設けてもらいたいと思います。

町で例えばその費用をある程度負担をしてでもそういう経験をしてもらおう。子どもたちは特にキャンプなんかもそうだし、カヌーなんかも本当に経験すればこんないいところという、本当に身延をまた好きになって身延の生活がいいなというように感じてもらえると思いますので、そんなこともぜひ取り組んでいっていただきたいと思っています。

そして合併して10年ということで、新しい身延町になりました。その中で観光を推進していくについて身延山、そして下部、そして本栖湖、西嶋、これらの連携、それを強化することがすごく求められていると思います。よそから来るときに1カ所だけですと、やっぱり時間が余ってしまうという現実があります。ですから身延をずっと回遊しながら身延町全体を楽しむためには、その連携をしっかりとつくりつづけていかなければいけないと思います。その連携をつくる一番のものはやはり観光課かなと思います。それぞれの、10年経ちながらもなかなかその連携ができていないというのが実情だと思いますけども、そのところをうまくコーディネートして身延町全体として、まずよその身延以外の人から見れば身延町はやっぱり1つですから、そのところを促進していってほしいと思うんですけども、その連携について今取り組んでいることがありましたら教えていただきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

町では、町内の各観光関係団体で組織する身延観光連盟として年間を通して町内各観光施設や観光関係団体へ情報提供や呼びかけを行い、また県観光推進機構とも連携するなどにより観光キャンペーンを実施し、観光施設のPRや特産品のPRを行っております。キャンペーン等におきましてはそれぞれの施設等で開発した商品をノベルティとして使用することにより、今

後の商品の開発や販路の拡大につながることを期待するところです。またNPO身延観光センターを指定管理者とし、本栖湖憩いの森キャンプ場の管理運営を委託しているところでもあります。本町にある多くの民間活力を活用する形で観光事業の展開が期待されるところでもあります。

本年度は県の補助事業を活用し本栖湖へ観光案内所を設置し、富士山世界文化遺産登録でにぎわう富士五湖地域より町内へ多くの観光客に訪れていただきたいと考えているところであります。以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございました。町として観光PRに取り組んでいるということはよく分かりましたけども、これからも本当に町民に町として観光にもっと力を入れるんだよということを伝えていく必要があると思います。身延町は観光に力を入れているんだということを皆さんに分かってもらえることがやはり必要なことではないかなと思いますので、そういう情報、身延のやっていること、目指しているところをしっかりと町民に伝えていく必要があると思いますので、またこれからも努力していただきたいと思います。

続きまして6番目といたしまして、お聞きします。

生涯学習、今、盛んに取り組んでいますけども生涯学習推進の目的、そして自主講座を活用して自主的に運営していくというような方向性が出ていますけども、それについて自主講座の内容等、現状についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

平成24年に策定をされました第一次身延町総合計画の後期基本計画において人と文化を育むまちづくりとして生涯学習の推進が位置づけられております。これは議員さんおっしゃったとおりであります。まちづくりを進めるにあたってはそれを支える人づくりが必要であり、人づくりの基本となる生涯学習の推進体制を整え、その拠点となる施設整備、また機能の充実、情報の提供などを行っています。

身延町でどのようなことを、目的を持ってやっているのかということについては年度当初に教育委員会教育方針というのが出ておりますが、先ほども話が出ましたがこの中で謳っております。生涯学習は人々が自己の充実や生活向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本として、必要に応じて自己に適した手段方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習だといわれています。決して人から強制されるものでも義務でもなく自らが進んで行うため、そこには笑いや楽しさを得ることができるのだということです。それから生涯学習は生涯にわたって笑ったり楽しく学び合う活動とも言えます。そしてそのような生涯学習活動には性別や年齢を超えた交流が生まれて、人々が元気になって自発的な意思是地域協働、共に働くということですが、協働のまちづくりにつながっていくものと思います。

この目的の達成のために生涯学習を推進しているわけですが、先ほどの質問にもありましたようにこの内容についてでございますが、教育委員会では平成26年度からの主要事業と

して自主企画講座の開催に向けて取り組んでおります。これは本町の生涯学習を一層推進するため、町民の皆さんが行っているさまざまな学習活動、また仕事や趣味などで培った経験や知識などを生かし自ら講座を企画運営し、多様化する学習ニーズに応え学習活動を通して地域づくりの機会としていくために昨年度、中央公民館の事業として自主企画講座を計画いたしました。その内容につきましては、まず講座のジャンルについては問いません。あらゆる分野を対象といたしますが特定の政治団体、宗教団体、企業などのPR、営利を目的とするものは除きます。講師は町内在住の個人、またはグループとし受講者は町民を対象といたします。

また講師は講座の企画、資料作成などを含め、講座開催にかかるマネジメントを担っていただきます。講座の開催会場は町内の社会教育施設を使用させていただきます。

教育委員会の支援といたしましては施設の空き状況の確認および予約、それから施設使用料の免除、講座開催の周知など広報活動の一部および受講者募集受け付けについてバックアップをいたします。講座を開催するには、講師および講座の企画を募集する必要があります。今後、募集に向けて要項などを固めた上で町民の皆さまにお知らせをして企画を募ってまいりたいと考えております。

応募された企画については、生涯学習課において審査をいたします。講師と打ち合わせなどを行い、町民への案内をして受講者を募集、そして講座開催へ至ることとなります。多くの方に興味を持っていただき、これまで以上に町民の皆さまに生涯学習活動の機会を提供できるよう事業に取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

大体、自主講座の目的を聞いたんですけども、実際、一番は結局こういう身延に住んでいる人がみんな幸せで生きがいを持って生活するためというふうに私は思っているんですけども、その自主講座の募集状況を聞きますと、まず最初から、自分からこういう講座をやりたいという人が出てくるのはなかなか難しいのかなと思います。最初の1年とか2年とかは、その生涯学習課のほうから本当にそういう経験者とか知識を持っている人たちに出向いて行って、その講座をしてもらおうというような努力が必要ではないかなと考えています。

これは私が講座をしますよという人が出てくればそれが一番いいんですけども、それはなかなか正直なところ難しいことではないかなと。だから最初の時点ではぜひ役場のほうから出て行って、そういう講座をしてもらおうということから始めないとなかなか自主的にこの講座が進むということは難しいんじゃないかというのが私の印象ですので、ぜひ皆さんが身延の町で楽しく生きがいを持って生きるためにということを目指すものですから、そここのところの努力というか協力をしていただきたいと思います。本当に町の中でもいろいろな経験をしている人が大勢いますので、そういう人たちの力を借りて行って身延の町全体をよくするというのは本当にいいことだと思いますので、ぜひそういう面で自主講座を1つでも多くできるように努力していただきたいと思います。

続きまして小中学校のいじめ、小中学校に限りませんがいじめとか虐待とかという問題が今いろいろ言われています。そういう中で学校のいじめについて教育委員会ではどのように考えてどのような対応をしているのか、そここのところをお聞きしたいです。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えいたします。

現在の状況にちょっと触れたいと思うんですけども、個々の学校名は控えさせていただきますが、いじめと認知をした件数については管内で11校、年間合計10件程度と把握をいたしております。

内容については冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、あるいは仲間はずれ、集団による無視、それから軽く叩かれたりというようなものですが、認知されたものは先生方の努力によってほぼ現在、解消しております。またいじめが原因で不登校にという事例は報告を受けておりません。

国においては議員立法で成立をしいじめ防止対策推進法が、平成25年9月28日に施行されました。いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けた対策の推進を目的として重大事態には首長の関与も認めるというものになっています。この法律には地方公共団体のいじめ防止基本方針という、この策定の努力義務が謳われております。

県については本年、平成26年4月に国の基本方針を参考に策定をいたしまして、本町についても策定を検討しているところでございます。一方、いじめの発生の現場である学校の状況ですが、学校におけるいじめ防止基本方針の策定は義務付けられております。管内11校については教育委員会の指示により平成25年度末までにいずれも策定をしています。とはいえ、これらの計画はつくってもあくまでも制度面の補強ということであり、いじめを未然に防止するためには児童生徒がコミュニケーション能力を育て、いたずらにストレスにさらされることなく、互いを認め合う人間関係をつくる必要があります。その上でいじめが発生したときには教師が情報を共有して、指導のあり方に細心の注意を払うことになります。いじめ根絶に向け、学校現場はまず未然防止に力を注いで、また教育委員会も必要であれば学校に入り、積極的な関与をしてまいります。

学校においては具体的にいじめの防止をする計画をもうすでにつくったと申しましたけれども、これはある小学校の例で、私、手元に持ってきたんですけども、いじめのない小学校にいたしましょうということで、集会を開いて父兄や子どもたちにこの意味づけをどういうところからやっていこうという、みんなの気合を入れて取り組んでいこうということを集会いたしております。いずれの学校にいたしましても、このような取り組みをしているということを聞いております。そんな状況で今、いじめ防止については取り組んでいる状況であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。いじめについて、今11校で10件あるということを知りましたが、いじめってなくならないと思うんですね。例えばうちの学校はいじめありませんよということのほう怖いことで、そうでなくてやっぱりいじめって本当に大きな問題にならないにしても、子どもがいじめられていると思ったことがもういじめだと私は思っています。そういう意味では、当然もういじめはあるんだというような視点で先生たちには子どもたちを見

守ってもらいたいなど。そしてできるだけ芽の小さいところで、そういう芽を摘むというような努力をぜひお願いしたいと思います。やはり子どもたちの今の状況は、少ない中で授業を受けたり、少ない人間関係の中で育っていますので、その関係がうまくいっていないとなると本当に勉強どころではなく、学校へも行きたくないというのは当然だと思います。そういう面で先生方には細心の気持ちを使いながら子どもたちに接していただきたいと。当然、今はそういうようにしているとは思いますが、いじめがないことが自慢でなくて、かえっていじめが発見できないことのほうに注意を向けていただきたいと思います。

そして今ここに、私たちの時代はどうだったのかちょっと分からないんですけども、今、心理学的な考え方で教育っておそらくされていると思うんですけども、人間の心理的な状況から子どもたちを見てほしいなと思います。今までは、極端なことを言えば言うことをきかないのは殴ってでも言うことをきかせるとかというような教育を私たちは受けてきたように思うんですけども、それはもう人は変えられる、変わらなければ怒るし、そして罰も与えたりというような教育だったような気がするんですけども、そういうものも今の状況ではそういうことではなくて教育がされていると思うんですけども、親の世代がそういう、これは外的コントロールと言うらしいんですけども、罰せられたり怒られたりしながら直されてきたという歴史があると思うんです。だから怒れば直るといような状況があって、力の強いものは結局力の弱いものにあたってそれがいじめにつながるというようなことも聞きます。そういう意味で親もそういう子どもたちの心理的な面の知識が絶対に必要だと思うし、そういう機会を教育委員会も持っていただきたいなと思います。

学校だけでは絶対うまくいかなくて、家庭での責任というものがかなり大きいと思うんですけども、親は子育ての最中は特にそうなんですけどもそういう知識を学ぶ機会もない、知識も知らない、そういう中で子どもの辛さが分からないで子どもが不登校になってしまったりするというような状況も確かにあると思います。ですからそういう意味で、教育委員会として子どもの教育も当然ですけども、親に対してのそういう心理学的な、子どもってこういう、人間ってこういう心理で動くんだよとかそういうようなものを勉強する機会もぜひ設けてもらって、大人がやっぱり賢くならなければいい子は育たない。そして今の現状を見ても分かりますけども子どもが本当に少ないです。少ない子どもを本当にいい教育をしてピカピカにしなければこの町なんか本当にもっていかないと思います。そういう意味でその教育が果たす役割というのが一番大きいと思いますので、教育委員会の皆さまにもこれからも身延のため、これからも住民のために頑張ってもらいたいなというように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（河井淳君）

以上で、田中一泰君の一般質問は終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立を願います。

相互に礼。  
お疲れさまでした。

散会 午後 3時40分

平成 2 6 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 3 日

平成26年第2回身延町議会定例会(3日目)

平成26年6月13日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告  
日程第2 委員長報告  
日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)  
日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度身延町一般会計補正予算(第6号))  
日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第5号))  
日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度身延町一般会計補正予算(第1号))  
日程第8 報告第6号 平成25年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第9 報告第7号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第10 議案第51号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第2号)  
日程第12 議案第53号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第13 議案第54号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第14 議案第55号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第15 議案第56号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第16 議案第57号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第17 議案第58号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

- 日程第18 議案第59号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第60号 財産の処分について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める請願書について
- 日程第22 請願第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願について
- 日程第23 請願第3号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書について
- 日程第24 委員会の閉会中の継続調査

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	会計管理者	笠井喜孝
財政課	長	笠井祥一	政策室長	佐野文昭
町民課	長	遠藤基	税務課長	村野浩人
身延支所	長	藤田政士	下部支所長	遠藤庄一
教育委員	長	望月忠男	教育長	鈴木高吉
学校教育課	長	渡辺明彦	生涯学習課長	高野博邦
福祉保健課	長	穂坂桂吾	子育て支援課長	佐野昌三
建設課	長	竹ノ内強	産業課長	千頭和勝彦
土地対策課	長	佐野勇夫	観光課長	柿島利巳
環境下水道課	長	深沢香	水道課長	望月真人

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子  
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。  
相互にあいさつを交わします。  
ご起立を願います。  
相互に礼。  
（ あ い さ つ ）  
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。  
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。  
本日は、議事日程第3号により行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。  
本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布のとおりです。  
以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

はじめに、総務産業建設常任委員会へ付託しました案件の委員長の報告を求めます。  
総務産業建設常任委員会委員長、柿島良行君。

○総務産業建設常任委員長（柿島良行君）

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。  
（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で、総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。  
なお、質疑については省略したいと思います。これにご異議ありませんか。  
（異議なし。の声）  
異議なしと認めます。  
よって、質疑は省略いたします。  
以上をもって、総務産業建設常任委員会審査報告を終わります。  
柿島委員長、自席にお戻りください。  
次に教育厚生常任委員会へ付託しました議案の委員長の報告を求めます。  
教育厚生常任委員会委員長、芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

教育厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。  
（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

なお、質疑については省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑は省略いたします。

以上をもって、教育厚生常任委員会審査報告を終わります。

芦澤委員長、自席にお戻りください。

次に、質疑を行います。

日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

以上の2議案は条例の改正でありますので、一括して議題とします。

報告第1号および報告第2号は、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

報告第1号、報告第2号、よろしいですか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第1号および報告第2号の質疑を終わります。

日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度身延町一般会計補正予算(第6号))

日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第5号))

日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度身延町一般会計補正予算(第1号))

以上の3議案は補正予算でありますので、一括して議題とします。

報告第3号から報告第5号は、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

報告第3号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第6号)で、8ページなんですけども12款公債費で利子が1,659万8千円、今この時期、この金額、ちょっと大きいような気がするんですけども、どうしてこういうことになったのかというのと議案第52号の平成26年度身延町一般会計補正予算(第2号)の中の13ページの・・・。

○議長(河井淳君)

報告第3号、4号、5号の3点についての質疑を求めます。

○11番議員(渡辺文子君)

ではこの1点をお願いします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

この12款1項2目利子の23節1, 659万8千円の増額をさせていただいたものについてでございますけども、こちらにつきましては公債費利子分の償還額の算定に誤りがございまして償還額に不足を生じてしまいましたために、増額補正をさせていただいたということでございます。今後このようなことがないように気をつけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第3号から報告第5号の質疑を終わります。

日程第8 報告第6号 平成25年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第7号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

以上の2議案は繰越計算書の報告でありますので、一括して議題とします。

報告第6号および報告第7号は、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

報告第6号についてご質問をいたします。

一般会計の繰越明許費繰越計算書でございますが、本来ならこの事業については25年度にすべて執行を完了するのが筋道だと思いますけども、それぞれの事情があって繰り越しをしたと思いますが、その事情についてそれぞれ説明をしていただければと思います。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、繰越計算書で報告をさせていただきます事業につきましては、それぞれ3月の補正、それから12月の補正すでにご議決をいただいているものを報告させていただいたものでございますけれども、改めてその理由につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず2款1項の土地開発事業特別会計の繰出金でございますけども、こちら丸滝宮の前の宅地分譲事業が大雪によります除雪に不測の日数を要したために、繰り越しをするものでございます。

次に3款1項社会福祉費の障害者総合支援法平成26年度改正対応のためのシステム改修事業でございますけども、これは国の平成25年度補正予算で予算化をされまして障害者総合支援法に対応のシステム改修が25年度中の完成が見込めないために繰り越しをいたしましたものであります。

次に2項の児童福祉費、子ども・子育て支援電子システム構築業務でございますけれども、これにつきましては子ども・子育て支援電子システム構築業務を児童家庭課の指導によりまして全県下の市町村が繰り越しをしたものでございます。

6款農業水産業費の1項農業費の3事業でございますけれども、この3事業につきましては県営事業の負担金ということでございまして、県の事業が繰り越しをされたものでございますので町のほうの負担金も繰り越しをしたものでございます。

2項の林業費、林道三石山線改良事業でございますけれども、これにつきましても大雪による除雪に不測の日数を要したために繰り越したものでございます。

8款土木費の2項道路橋梁費の道路橋梁維持事業でございますけれども、これにつきましては隣接工事等の協議に不測の日数を要したために繰り越しをいたしましたものでございます。

次の橋梁耐震補強事業でございますけれども、これは河川占用の協議に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

次の橋梁修繕事業につきましても、河川占用の協議に不測の日数を要したために繰り越したものでございます。

次の教育費、文化振興費、門西家住宅防災施設整備事業でございますけれども、こちらは重要文化財であります門西家を保護するために設置いたします貯水槽の位置を景観保全の観点から変更することとなりまして、今年度中の完成が見込めないために繰り越したものであります。

次に2ページの災害復旧費でございますけれども、こちらにつきましては災害復旧事業ということで1月に工事発注を行いましたために、適正な工期がとれなかったために繰り越しをいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第6号および報告第7号の質疑を終わります。

報告第6号および報告第7号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結とします。

日程第10 議案第51号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって議案第51号の質疑を終わります。

日程第11 議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第53号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第54号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第55号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第15 議案第56号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第16 議案第57号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第17 議案第58号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)  
日程第18 議案第59号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)

以上の8議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第52号から59号は、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

先走ってすみませんでした。

議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第2号)ということで、13ページですね、3款民生費の中の5目障害福祉費ということで委託料、重度心身障害者医療費助成システム改修業務ということで68万7千円出ているんですけども、これは11月から窓口無料でなくて償還払いになる町のシステムを改修するものだと思うんですけども、この重度心身障害者、障害が重ければ重いほど負担も重くなってお金の工面に変な思いをすること、本当に困っている声が私のほうにも寄せられているんですけども、町のほうとして窓口でどのような声があるかと、それからどうしたらこういう方たちを救えるのかということを考えるのが町の仕事でもあると思うんですけども、単町ではなかなか無理だと思うんですけども、やっぱり連携をして県にもものを言ったり、どうしたら救えるのかということを考えていかなければいけないんですけども、そういう点ではどういうふうな対応をしているのかというのが1点。

それから3款民生費で児童福祉総務費の中で、子ども・子育て会議10人分とあるんですけども、これはなぜ今の時期でここに出てきたのかちょっと理解に苦しむんですけども、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長(河井淳君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(穂坂桂吾君)

それでは、重度心身障害者医療費助成の窓口無料化から自動還付方式への見直しに関わりまして、町へ寄せられている声についてのまず質問がございました。

直接的には、私どものほうへ困ったというような問い合わせ等は今のところ受けてはおりません。ただ障害者の団体等の会議の中では、やはり危惧する声は出ていると認識をしております。今回の見直しに関しましては1町単独で現在の方式を維持していくということは、財政的な面も考えますと無理であるというのが正直なところであります。本年の11月の診療分から自動還付方式に切り替えるということで、それぞれ県内の市町村が準備を進めているところであります。この方向へこのままいかざるを得ないと思っております。

なお実際、11月以降の自動償還方式へ切り替わって運用していく中で、またいろいろな声もいただくかと思っておりますので、その節にはまた県のほうへもそういった声を届けていくようなことは当然していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

2つ目のご質問、13ページの3款2項1目児童福祉総務費、1節の委員報酬38万1千円についてご説明いたします。

子ども・子育て会議委員の報酬でございます。当初予算でお願いすべきでありましたが計上漏れでした。大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。

なお、今年度は7回分を予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はございませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

同じ補正予算ですけども、13ページ、高齢者福祉費の19節負担金補助金及び交付金の補助金300万円ですけども、これは身延山功德会のことだけちょっと耳に残っているようで、この内容をご説明していただきたいと思います。

それから15ページの衛生費、委託料の766万8千円ですが、これは門野・湯平まで大城簡易水道を拡張するという、これははじめからそういう予定はまったくなかったんでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。改めてここで拡張するというのは、なんか、はじめから大城簡易水道給水区域に入っているものだと思いますら、なんかそういうふうな説明がありましたので、ちょっとこのへんについてご説明をお願いします。

それから同じページの農業振興費です。農林水産業費の3款3項の農業振興費の補助金なんですが、被災施設等応急対策事業費補助金が農業施設の撤去ということと、それからそのあとの農業施設復旧支援対策事業費補助金のほうは修繕ということでしたけども、この違いについてご説明をお願いします。

それから次の17ページの土木費、土木総務費の13節委託料で町道田原宮木線用地取得に伴う精算人選任申請業務という、あまりなじみのない言葉ですので、これについてもご説明をお願いします。

以上です。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは13ページの3款1項3目高齢者福祉費の19節補助金の内容についてのお尋ねです。これは社会福祉法人身延山福祉会が設置します特別養護老人ホームみのぶ荘および養護老人ホーム功德会、この2つの施設が老朽化しているために今年度から3カ年計画で施設を再編整備するということとなりました。

内容的には特別養護老人ホームみのぶ荘、現在80人定員であります但最终的にそれを30人定員とします。そうして現在50人定員の功德会と合築をするという内容ですが、みのぶ荘の80人から30人に定員が減ります、その50人分。これを25人ずつの小規模な特別養護老人ホームとして、現在のみのぶ荘から離して地域に分散して整備するという計画を持っております。それでただいま申し上げました小規模な特別養護老人ホームを今年度1棟、建設

をするという予定でありまして、それに対する補助金、そういう内容です。

以上です。

○議長（河井淳君）

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは、2点目の大城簡易水道給水区域拡張変更についてお答えさせていただきます。

簡易水道の町営化につきましては、原則利用者の皆さまの全員の同意が必要でございます。

大城簡易水道におきましては平成24年、地区の同意をいただきまして経営変更認可を取得し25年度から事業実施をしております。湯平・門野簡水におきましては、利用者の皆さまの最終同意をいただいたのが先月7日でございます。現在、大城、湯平、門野につきましてはおのおの水源を利用してございます。また大城と湯平は約1.1キロ離れておりますが大城、湯平をそれぞれ整備するよりも大城と同じ給水区域にするほうが経済的かつ効率的でございますので、今回の申請に至った次第です。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

6款1項農業費の農業振興費のうち補助金の内容でございますけども、ご質問については被災施設等応急対策事業費補助金と農業施設復旧支援対策事業費補助金の相違についてというような質問がありましたが、それぞれの内容のご説明を申し上げたいと思います。

まず被災施設等応急対策事業費補助金でございますが、本年2月の大雪で被害を受けた農業施設の撤去費に対する補助で総事業費722万2千円に対する国費50%、県費25%、計75%の県補助金でございます。なお、これについて被災者については負担金ございません。

それから農業施設復旧支援対策事業費補助金でございますが、これにつきましても大雪で被害を受けた農業施設を修繕し、再建することに対する補助で総事業費が9,649万8千円に対する国費が50%、県費が20%、計70%の県補助金でございます。なお、歳出においては町が20%ということで、被災者は10%の負担をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

17ページ、8款1項1目の13節、この委託料につきましては中部横断自動車道の建設に伴い町道田原宮木線を工事用道路として使用します。事業主体である国土交通省は現道の幅員が狭いため、借地して幅員工事をいたします。しかし道路敷きの一部に所有者の存在不明の土地があり、国土交通省では借地することができません。よって、町が買収を行い国土交通省が拡幅工事をを行い、恒久的に町道として残るように行います。

精算人選任申請を裁判所に申し立て、精算人を決定し買収を行います。そのための精算人選任申請書の作成と申請行為を委託するものであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

大体内容は把握できました。はじめに聞いた13ページの補助金介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金の300万円ですが、これは実際の事業は全部でどのくらいかかるのか、その一部だと思うんですけども、今の話ですと25人ずつの小規模施設を2つ、それから30人の施設を1つということで80人を分散するということだったんですが、これだけの事業を300万円ということではあり得ないので、もとはどのくらいかかるのかというのは分かっていますか。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

身延山福祉会が計画する3カ年の施設の再編整備の全体の金額については承知しております。ただ、今年度整備をする予定の小規模の特別養護老人ホームにつきましては、諸々の費用を含めまして5億1千万円ほどの数字をいただいております。

なお、今回300万円ということで補正計上させていただきましたが当初予算に1億円の補助金を計上してございます。それにプラス今回の補正の300万円ということで町から補助金として予定しているのは、今現在1億300万円ということになります。今回300万円を補正させていただいたのは、この町が身延山福祉会に対して補助する金額、その全額を町は県から補助金として受け入れます。それで今年の3月に要綱の改正がありまして、県の補助単価の見直しがされまして増額となりました。具体的には従前は基準単価が400万円で、それに1床あたり400万円という計算をするんですが、その単価が3月に要綱が改正されまして今年の4月1日からは412万円となり、12万円単価が増額されたところですが、今回その単価の改正を受けまして25床掛ける12万円、ちょうど300万円ですが、その分を町の補助金で増額をさせていただいたというところですが、

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

大体、内容は分かりましたけども、今後3年間でこの計画を実施することになると今後この補助金を毎年出すことになるのか。今回この補助金1億300万円で終わりなのか、その点についていかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

この町からの補助金につきましては全額県の補助金を見込んでおりますので、そちらの動向によるところもございまして、そのへんの見極めが必要になってまいりますので、今の時点では明確に申し上げることができません。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議案第52号の15ページ、先ほど農業振興費の説明があったんですがこの振興費の中で県、国の補助率に対する報告があったんですが、この施設箇所、またこの内容について詳細の説明をお願いしたいと思います。

それから次のページ、同じように農業土木費の11節修繕費700万円盛られているんですが、この修繕費もやはり今年の大雪に対する修繕費だと思いますが、この集落のいわゆる有害関係の修繕費と説明を受けております。これは何力所なのか、そのへんの詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

まず農業振興費の補助金の場所とかというような質問でございましたけども、場所については身延町中ですから、そのへんについては控えさせていただきます。

まず件数をちょっとお話させていただきたいと思うんですが、施設撤去費が16名、27件対象でございます。それから修繕、再建につきましては被災者18名で31件分でございます。それと内容についてはハウスとか農機具格納庫、それから果樹棚、鶏舎等々の被災に対する補助でございます。そんなところでよろしいですか。

あとは農業土木費の修繕費700万円でございますけども8集落、10力所でございます。以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

すみません。先ほど聞き忘れたんですけども、子ども・子育て会議なんですけども、前にアンケートをとるといような話も聞いた覚えがあるんですけども、それがどうなったのか。それから今年7回と予定をしているようなんですけども、どういようなことを7回でやるおつもりなのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

子ども・子育て会議ですが、昨年の11月に第1回目の会議を開催いたしました。その折には計画策定のアンケートの内容等を検討していただきました。それから昨年の末にアンケートの配布、それから回収をし、先ごろ集計がまとまったところです。第2回目の会議は今月の24日に予定しております。今後は子育て支援計画の策定に向けて月に1回、あるいはできれば2回の会議をしていく予定です。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はございませんか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

8ページでございます。18款の繰入金、土地開発事業特別会計繰入金1億5万1千円が計上されておりますが、関連がありますので議案第60号の売り払い金額が9,625万1千円でございますが、その差額の売り払いというのは何かあるわけでしょうか。

○議長（河井淳君）

60号はまだ。

○1番議員（深澤勝君）

60号と関連がありますので。60号の売り払い金額と今回、計上してある1億5万1千円ですか、この差額についてですから。ぜひお認めいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

ただいまのご質問の差額でございますけれども、これにつきましては380万円の差額かと思えますけれども、これは販売いたします19区画の下水道の加入負担金、1区画あたり20万円が繰入金には入っているということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第52号から第59号の質疑を終わります。

日程第19 議案第60号 財産の処分についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第60号の質疑を終わります。

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、質疑と討論を省略します。

次に討論を行います。

議案は番号のみとします。

報告第1号および報告第2号を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に報告第3号から報告第5号までを一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第51号について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第52号から議案第59号までを一括して討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第2号)

3款民生費の5目障害福祉費、13節委託料68万7千円について反対をいたします。

今年の11月から始まる重度心身障害者医療制度窓口無料廃止をし、償還払いにするため町のシステムを変える予算です。当初予算審議の反対討論でも述べましたが、重度心身障害者医療制度窓口無料は障害を持つ方たちにとっては命に直接関わる制度です。高額の治療費を立て替えとはいえ一時負担のお金を用意することはとても困難です。重い人ほど負担が重くなります。病院にかかれなくなると心配している方がたくさんいます。特に子どもの重度障害者は子どもの医療費窓口無料制度が適用されないなど、弱者ほど負担が大きくなります。重度の障害を抱える子どもにより負担を課すこの制度は許されるものではありません。重度の障害を持つ人たち、そして子どもたちがお金の心配をせずに医療が受けられる窓口無料制度を続けるべきだと考えるので、この補正予算には反対をいたします。

○議長(河井淳君)

ほかに討論はありませんか。

野島君。

○13番議員(野島俊博君)

議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第2号) 重度心身障害者医療費システム改修、3款民生費でございますけども、これにつきましては3月の定例議会におきまして議決をされております。またこの医療費助成システム改修業務につきましては受給者に都度、足を運ぶことのないようにするためのシステム改良でありますので私は賛成をいたします。

以上です。

○議長(河井淳君)

ほかに討論はありませんか。

( な し )

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第60号について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

次に総務産業建設常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

請願第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請

願について、継続審議という結果でした。集団的自衛権の行使とは日本が直接攻撃を受けなくても他国を守るための戦争に参加することです。集団的自衛権について歴代内閣は国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使してわが国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは憲法9条のもとで許容される自衛権の行使の範囲を超えるものであり、許されないとしてきました。国連憲章にある集団的自衛権の規定は国連の統制を受けずに軍事行動ができるよう、アメリカなどが持ち込んだものであり、ベトナム戦争やアフガニスタン戦争などでその口実として使われました。安倍首相は非現実的な事例や個別的自衛権で対応ができるような事例を挙げながら国民の命を守るためとして憲法解釈を変更して限定的に集団的自衛権の行使ができるようにしようとしています。このことは日本が海外で戦争ができる国になり、自衛隊員だけでなく国民の命や暮らしが脅かされるだけに留まりません。歴代政権が長年守ってきたこの憲法解釈を一内閣の判断で変更することは憲法が権力を縛る立憲主義の否定であり、選挙で多数を取りさえすれば時の政府が思うままに憲法解釈ができる前例を残すこととなります。

日本国憲法前文は政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意したとしています。

日本が戦後68年間、ただの一度も海外での戦争に参加せず世界から平和国家として信頼されてきたのは、この憲法前文に沿った憲法9条と集団的自衛権は認めないという歴代政府の憲法解釈があったからです。

世界では今、戦争ではなくて平和的・外交的努力で問題を解決することが流れとなっています。軍事増強や軍事同盟強化では平和が実現しないことは今や世界の常識であり、憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道こそ日本は進むべきです。憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する、この請願は採択すべきです。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

広島君。

○4番議員（広島法明君）

この請願第2号に対しまして、継続審査にすることへの反対討論がありましたので継続審査賛成の立場で討論します。

この請願第2号につきましては国会においても憲法解釈の意見の相違、またその解釈の度合いで議論中であり、町議会において今の時点で白黒はっきり決めるのは時期尚早であり、過日、行われました総務産業建設常任委員会でも議員各位それぞれの考えがありまして、4人が継続審査賛成、1人が反対ということで継続審査が妥当であると決したので、この請願第2号に関しては継続審査とすることに私は賛成です。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

次に教育厚生常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

請願第3号「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に対する請願が不採択となりました。これに対する反対討論を行います。

医療・介護総合法案が衆議院厚生労働委員会および本会議で全野党の反対を押し切って強行採決され、与党だけの賛成多数で可決され参議院に送られました。厚労委での審査ではさまざまな重大問題が浮き彫りとなり、参考人質疑や地方公聴会でも撤回を求める声が相次ぎました。

甲府市での地方公聴会で山梨県医師会長が拙速な推進は介護難民をつくり出す。介護サービスが市町村の事業となり、市町村間に差が出ることは大きな問題点だと述べたように介護問題は特に重大であり、このまま来年4月の実施を迎えれば現在よりもさらに多くの高齢者が必要な介護を受けられなくなる深刻な時代が予想されます。

要支援者の訪問・通所介護が保険給付から切り離されて市町村事業に移行され、サービス内容や利用料は市町村裁量とされます。市町村は深刻な財政難にあり、介護の人員確保等の基盤整備も困難を極めています。介護の担い手が資格を持った介護労働者ばかりでなくボランティア等にも拡大をされます。劣悪な労働条件等から離職が進む介護労働者の一層の状態悪化と離職が進み、人員不足がより深刻化することが懸念をされます。専門職の不足は介護の質の低下を招き利用者の重度化が懸念されます。特別養護老人ホームへの入居要件が要介護3以上とされましたが要介護1・2であっても介護する者がいない高齢者や徘徊等の認知症の症状によって、在宅生活が困難な高齢者は多数存在します。特別養護老人ホームへの入居要件の厳格化は高齢者の漂流状態を一層深刻化させます。年金収入280万円以上の介護サービス利用料が2割負担とされます。現在でも1割の負担が重くて介護サービスの利用を控える高齢者が多数います。平成26年度には70歳から74歳までの医療費窓口負担が1割から2割へ引き上げられており、介護利用料の2割負担化は高齢者への狙い撃ちとなります。介護の質を低下させ保険料や利用料の重い負担で生活を圧迫し、必要なサービス利用を抑制し要支援・要介護者の症状を重度化させる医療・介護総合法案は撤回すべきです。

憲法第25条に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる介護制度を国は自治体と協力して追求すべきです。医療・介護総合法案撤回と安心できる介護制度を国に求めるこの請願は採択すべきと考えます。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

請願第3号「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願につきましては、委員長報告のとおり賛成の立場で討論を申し上げます。

同法案はすでに2回の参考人質疑と2カ所で実施した地方公聴会等々で衆議院では十分審議を尽くして可決した法案であります。超高齢化社会を迎える中で急激に増加する医療と介護の需要に的確に対応するための改革法案であり、高齢者が住み慣れた地域に必要な医療、介護、さらに生活支援サービスを受けられる地域包括ケアシステムを整えることなどが柱であります。特に効率的かつ質の高い医療の提供体制に改革、介護予防・健康増進に向けた取り組みの推進、

介護保険料の低所得者負担軽減等も組み込まれた法案でありますので請願第3号は委員長報告のとおり賛成いたします。議員諸兄のご理解をお願い申し上げまして賛成討論を終わります。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

不採択に賛成の立場で討論をいたします。

この法案はわが身延町議会として初めて連合審査を行いました。その連合審査の席で議員がいろいろ審議した結果、採択された経緯がございます。よって、この委員長報告の採択に賛成の立場で討論といたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。

日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度身延町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度身延町一般会計補正予算(第1号))を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 議案第51号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第52号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第53号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第54号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第55号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第56号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第57号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第58号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第59号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 議案第60号 財産の処分についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

日程第21 請願第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求める請願書については、委員会に付託され本案件に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって請願第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求める請願書については、総務産業建設常任委員長報告のと

おり採択することに決定しました。

日程第 2 2 請願第 2 号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願については、委員会に付託され本案件に対する委員長報告は継続審査となりました。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって請願第 2 号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願については総務産業建設常任委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第 2 3 請願第 3 号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書については、委員会に付託され本案件に対する委員長報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって請願第 3 号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書については、教育厚生常任委員長報告のとおり不採択と決定しました。

日程第 2 4 委員会の閉会中の継続調査および継続審査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査および継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査および継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査および継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつをいただきます。

町長。

○町長(望月仁司君)

皆さん大変お疲れさまでございました。

平成 2 6 年身延町議会第 2 回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る 6 月 1 0 日に開会され今日までの 4 日間、河井議長のもと私どもの提案いたしました 1 8 件の提出案件につきまして真摯にご討論をいただき、ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に敬意と御礼を申し上げたいと存じます。

本会議でご議決いただきました平成 2 6 年度補正予算等の執行につきましては、職員ともど

も知恵を出し合って最善を尽くしてまいりたいと思います。と同時に町民の皆さんから一点の疑義をも持たれることのない行政運営を行ってまいりますが、議員の皆さまには今後もさらに厳しいご指導をいただけますようお願いを申し上げたいと思います。

今まさに季節の変わり目であります。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で住民福祉のためにますますのご活躍をいただけますことをお願いを申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

議員各位には慎重審議をいただき、無事に閉会できますことに心から深く感謝を申し上げます。

目まぐるしく変動する社会の中で、国においても多岐にわたる法案が審議されております。住民福祉、住民サービスの向上にどのように取り組み対応していくかを議員各位が課題を持ち、議員が一丸となり住みやすい町、安心して暮らせる町を目指して今後もますます積極的な活動をしていただきたいと思います。

また町長をはじめ執行部の皆さまには、ご協力をいただき深く感謝を申し上げます。行政と議会が一丸となり町政発展のため、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、平成26年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時15分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上